

平成29年度国の予算編成等に対する提案

兵 庫 県

現在、本県では、「地域創生の実現」と、その基盤となる「安全安心の確保」を基調に、人口減少と少子高齢化が同時進行する中にあっても活力を保ち、将来への希望を持てる地域づくりに取り組んでいます。

しかし、人口減少、超高齢化、東京一極集中に伴う地域格差の拡大など、我が国が抱える構造的な課題に対しては、国において、対症療法的な対策ではなく、地方の内発的な発展を促す抜本的な対策を講じる必要があります。

先日、アメリカで新体制が発足しました。イギリスのEU離脱や東南アジア諸国に対する中国の動向などと相まって、世界情勢の不透明感も高まっています。日本、そして地方への影響を見極め、慎重に対処しなければなりません。

こうした世界の動きに的確に対応し、国民生活の安定を図りつつ、地方全体の発展に向けた施策を着実に実施されるよう、平成29年度予算の編成等に向けて以下を提案しますので、国におかれては真摯に対応いただくようお願いします。

<提案項目>

I 安全な社会	1
1 南海トラフ地震対策の推進	1
2 総合的な治水対策の推進	5
3 国土強靱化の推進と防災体制の充実	9
4 新型インフルエンザを含む感染症対策の強化	13
II 安心できる暮らし	14
1 地域の医療確保と医療保険制度の安定運営	14
2 疾病対策・健康増進の推進	20
3 自殺対策の充実強化	22
4 安定した高齢者福祉・介護体制の確保	22
5 障害者の安心につながる制度改革の実現	27
6 ユニバーサル社会実現に向けた施策の推進	31
7 生活保護等のセーフティネットの構築	32
8 地域の安全安心体制の強化	35
9 安全安心な消費生活の推進	39
10 多文化共生の推進	40
11 人権擁護対策の推進	41
12 環境保全対策の推進	41
13 地球温暖化防止対策の推進	43

Ⅲ 多様な人材が活躍する社会	44
1 子どもを産み育てやすい環境づくり	44
2 自立した人材を育成する教育の推進	49
3 障害のある児童生徒のニーズに応じた教育の充実	55
4 多様な雇用就業機会の創出	56
5 芸術文化・スポーツの振興	59
Ⅳ 活力あふれる産業	61
1 規制緩和による成長戦略の推進	61
2 地域の持続的成長を牽引する基幹産業の強化	63
3 中小企業の競争力強化への支援	66
4 観光・誘客型産業の振興	69
5 平成の御食国（ミケツクニ）の創造	73
6 農山漁村の活性化に向けた基盤づくり	79
7 野生鳥獣被害対策等の推進	82
8 資源循環型林業の展開への支援強化	83
9 適切な水産資源管理等による水産業の振興	86
10 総合的なエネルギー政策の推進	89
Ⅴ 元気な地域	92
1 地域創生を支える仕組みづくり	92
2 基幹的な交通インフラの整備	97
3 公平で利用しやすい高速道路料金の実現	100
4 関西の航空需要等への的確な対応	101
5 活力を支える社会基盤整備の着実な推進	102
6 都市再生・地域商業活性化の推進	105
7 過疎地域等の活力再生に対する支援強化	107
8 瀬戸内海の豊かで美しい里海としての再生	109
Ⅵ 自立の基盤	111
1 地方分権改革の推進	111
2 地方税財政の充実強化	113
3 道州制に関する懸念への対応	123

新：今回新たに提案する項目 [56 項目]

I 安全な社会

1 南海トラフ地震対策の推進

南海トラフ地震は、ひとたび発生すれば広範囲に甚大な被害が発生すると予想されることから、同地震をはじめとする地震・津波対策として、以下の措置の実施を求める。

(1) 総合的な地震・津波対策の推進【内閣府、文部科学省】

① 推進地域における対策の強化

- ・南海トラフ地震対策特別措置法に基づく推進地域に指定された地方公共団体に対しては、地震防災対策特別措置法による財政支援措置に更に上乗せして支援を行うこと（国庫補助率の更なる嵩上げ、対象施設の範囲の拡大等）

② 実戦的な訓練の実施

- ・南海トラフ地震の発生に備え、関西広域連合、関係市町村、関係団体等が参加する実戦的な政府現地対策本部運営訓練を実施すること

③ 地震・津波観測監視情報の活用

- ・本格運用を開始したDONET等による地震・津波の観測情報を、救助活動を行う消防、警察等の実動機関がリアルタイムで活用できるシステムを構築すること。また、救助活動の開始時期や活動範囲の判断が可能となる基準の策定に向けた研究を実動機関と協働して実施すること

④ 地震・津波対策に関する調査研究の推進

ア Eーディフェンスを活用した調査研究の推進

- ・本県が国立研究開発法人防災科学技術研究所と実施するEーディフェンス（実大三次元震動破壊実験施設）を活用した共同研究を継続し、建築物のみならず地盤に関する実験にも取り組むとともに、研究成果の速やかな普及展開を図ること

イ 内陸型地震の連続発生に関する調査研究の推進

- ・平成28年熊本地震では、複数の活断層帯で連続した地震が発生したことから、内陸型地震の連続発生や他地域への波及について調査研究を進め、住民や地方公共団体が具体的に活用できる内容で公表すること

ウ 日本海における調査研究の推進

- ・津波の発生メカニズムの解明、規模等の予測精度の向上、津波による被害を詳細に予測する手法の開発等に関する調査研究を強力に推進すること。特に地震・津波対策を検討するための前提となるプレート境界、海底活断層位置等の科学的調査を速やかに実施し、その結果を地方公共団体に情報提供すること

(2) 津波防災インフラの整備

① 津波防災インフラの整備【総務省、農林水産省、国土交通省】

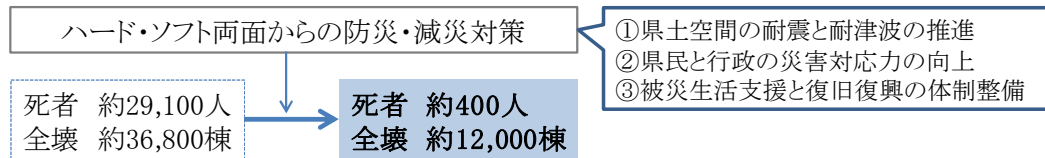
ア 予算総額の確保と新たな補助制度の創設

- ・津波防災インフラ整備計画（計画期間：H26～35の10年間）に基づき、重点整備地区における防潮堤の沈下対策・基礎部補強対策、防潮水門の整備・耐震化等の津波対策を着実に推進できるよう予算総額を確保すること。また、短期間かつ集中的に実施する必要のある緊急対策に対し、全国防災事業（27年度で終了）と同等の新たな補助制度を創設すること

イ 新たな財政支援制度の創設

- ・南海トラフ地震の発生確率が高まる中、津波対策については、短期間に集中的に実施する必要があり、多額の地方負担が見込まれることから、全国防災事業債（充当率100%、交付税算入率80%：27年度で終了）と同等の財政措置を創設すること

<南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム（H27.6）> 計画期間：H26～35年度



<重点整備地区の設定>

津波到達時間の早い淡路島(4地区)と人口・資産が集中する大阪湾沿岸(3地区)を「重点整備地区」に設定。すべての津波対策を概ね10年間で完了予定。

重点整備地区	
淡路地域	福良港
	阿万港
	沼島漁港
	洲本地区
尼崎西宮芦屋港(尼崎地区)	
同(鳴尾地区)	
同(西宮・今津地区)	

<津波防災インフラ整備計画>

(億円)

事業内容	概算事業費	うち緊急対策
レベル1津波対策(津波の越流を防ぐ)		
津波防御対策	257	164
防潮堤等の高さの確保	122	102
防潮堤等の健全性の保持	115	59
陸間等の迅速・確実な閉鎖	20	4
避難支援対策	3	0
レベル2津波対策(浸水被害を軽減する)		
既存施設強化対策	337	211
防潮堤等の越流・引波対策	67	39
防潮堤等の沈下対策	240	173
防潮水門の耐震対策	30	0
津波被害軽減対策	25	7
防潮水門の下流への移設	25	7
排水機場の耐水化		
合計	約620	約380

② 土地の境界情報の保全【国土交通省】

- ・大規模災害発生時における復旧・復興事業を円滑に実施するため、土地境界を明確にする地籍調査事業の予算を確保すること

(3) 建築物の耐震化等の推進

① 学校の耐震化等の推進【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、国土交通省】

ア 学校施設の耐震化

<公立学校>

- ・市町の財政負担を軽減し、早期の完了を図るため、地震防災対策特別措置法による国庫補助率の嵩上げ措置（ I_s 値0.3以上施設 $1/3 \rightarrow 1/2$ 、0.3未満施設 $1/3 \rightarrow 2/3$ ）について I_s 値要件を緩和するとともに、補助率を $2/3$ に統一すること
- ・落下物や転倒物に対する児童生徒の安全を確保するとともに、学校の避難所機能を向上させるため、非構造部材の耐震対策（天井等落下防止対策等）の補助制度を拡充すること
- ・市町整備計画による学校施設の防災機能強化等を着実に推進するため、十分な予算を確保すること。また、地方負担の軽減を図るため、27年度で終了した全国防災事業債と同等の地方債措置や、28年度までとされている緊急防災・減災事業債の継続も含め、地方債及び地方交付税措置を拡充すること
- ・自家発電設備整備等に対する補助の高等学校への拡充など、学校が避難所としての機能を担う際に必要となる施設設備への補助制度を充実させるとともに、予算を確保すること

＜私立学校＞

- ・早期に耐震化が進むよう、耐震改築事業補助を継続するとともに、予算を確保すること。併せて、国庫補助率を公立学校並みへ引き上げ（Is値0.3以上施設1/3→1/2（公立並）、Is値0.3未満施設1/2→2/3（公立並）、補助対象限度額（小中高：2億円、幼：1億円）の廃止措置を継続すること

イ 学校施設の環境改善

- ・児童生徒の安全・安心を確保するため、学校施設の老朽化対策として実施する設備更新や改修・改築に対する地方負担の軽減措置を充実すること
- ・今後本格化する老朽化対策を円滑に進めるため、義務教育諸学校に限定されている学校施設環境改善交付金について、高等学校等も対象とすること
- ・空調整備、トイレ改修、給食施設整備など学校の環境改善を計画的に進められるよう必要な財源を当初予算で確保すること
- ・学校施設整備に関する補助単価が実工事費単価を大幅に下回っており、地方公共団体に多額の超過負担が生じていることから、補助単価を引き上げること

【参考】 県内公立学校における補助単価と実工事費単価の乖離例（平成28年度交付決定ベース）

・改築事業：補助単価170,400円/㎡－実工事費単価287,400円/㎡ = △117,000円/㎡

- 新
- ・学校プールについて、老朽化対策として実施する改修も耐震改修や改築と同様に補助対象化するなど制度を拡充すること

② 民間施設の耐震化【財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

ア 大規模建築物等の耐震化

- ・耐震診断が法律で義務付けられている大規模多数利用建築物などの耐震化が円滑に進むよう、予算を確保するとともに、補助率（現行：改修1/3等）の更なる嵩上げを行うこと
- ・避難所指定されている中小規模の建築物について、補助率（現行：1/3）の更なる嵩上げを行うこと

【参考】 本県の耐震化目標 兵庫県耐震改修促進計画（平成28年3月改定）

・多数利用建築物 H27：86.6%（耐震性なし3,466棟）→H37：97%（耐震性なし900棟）

（用途）学校、体育館、病院、劇場、ホテル、旅館、物販店、飲食店、福祉施設等

（規模）一部の用途を除き階数3以上かつ床面積の合計1,000㎡以上

※うち床面積の合計5,000㎡以上=大規模、2,000㎡以上=中規模、1,000㎡以上=小規模と区分している。

イ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物及び防災拠点建築物の耐震化の促進

- ・地方公共団体の指定により耐震診断が義務付けられた建築物の耐震化に対する予算を確保すること

ウ 民間医療施設の耐震化の促進

- ・入院患者のいる民間医療施設の耐震化が円滑に進められるよう、移転建て替えに必要となる代替用地取得費を医療提供体制施設整備交付金の補助対象とすること

エ 社会福祉施設の耐震化の促進

- ・社会福祉施設等の耐震化を促進するため、社会福祉施設等耐震化促進事業等の予算を確保するとともに、通所施設を対象とする新たな補助制度を創設すること

③ 道路橋の耐震化【国土交通省】

- 新**・南海トラフ地震の発生時における緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、道路橋の耐震化に対する予算を確保すること

④ 水道施設の耐震化【財務省、総務省、厚生労働省】

- ・水需要の減少による厳しい経営環境の中で水道施設の耐震化を進める水道事業者を支援するため、水道施設の耐震化に対する支援制度を充実すること

【参考】水道施設の耐震化の状況（平成26年度）

水道管耐震管率 全国22.5%/兵庫県企業庁35.9%（浄水場や水管橋等は耐震補強済み）

- ・広域的な被災が想定される巨大地震に備えるため、国、都道府県、市町村等を含めた復旧復興体制や支援方策、水道事業者間の広域連携などについて、国をはじめ関係機関等において必要な措置を早期に検討し実施すること

⑤ 下水道施設の耐震化【国土交通省】

- ・南海トラフ地震の発生に備えるため、下水道施設の耐震対策指針に基づき実施する耐震化に対する予算を確保すること

⑥ 土砂災害対策も含めた住宅・宅地の安全確保【内閣府、総務省、国土交通省】

ア 住宅の安全確保

- ・民間住宅の耐震化を推進するため、予算を確保するとともに、補助率の更なる嵩上げを行うこと
- ・土砂災害から住民の生命を守るため、著しい危害が生じる恐れのある土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転又は改修に関する補助率の更なる嵩上げを行うこと

【参考】本県が独自に実施している土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転又は改修補助

<移転支援（除却：平成28年度拡充）>

[実施主体] 市町 [対象経費] 住宅の移転経費 [補助対象限度額] 2,000千円

[補助率] 2/3（国40万円上限）

<改修支援（平成28年度新規）>

[実施主体] 市町 [対象経費] 住宅の改修経費 [補助対象限度額] 3,000千円

[補助率] 1/3（国11.5%上限）

※いずれも国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用

イ 宅地の安全確保

- ・「宅地耐震化推進事業」の円滑な実施に向けて、費用負担を求める宅地所有者等の範囲や費用負担のあり方も含め、住民等の合意形成に関するガイドラインを早期に策定すること
- ・「大規模盛土造成地滑動崩落防止事業」に関する宅地所有者等の費用負担について更なる軽減措置を講じるとともに、税制上の優遇措置を創設すること

【参考】「宅地耐震化推進事業」の概要

- ・大規模盛土の被害を軽減するため、大規模盛土造成地マップ作成及び活動崩落防止工事に要する費用の一部の補助を実施

<大規模盛土造成地の変動予測>

[概要] 大規模盛土造成地の変動予測に関する調査に要する費用の一部を補助

[事業主体] 地方公共団体

[補助率] 国1/3

<大規模盛土造成地活動崩落防止事業>

[概要] 滑動崩落防止工事が行われる場合、工事に要する費用の一部を補助

[事業主体] 地方公共団体及び宅地所有者等

[補助率] 国1/4

(4) 防災・減災対策に対する財政支援の充実【総務省】

① 防災情報基盤の整備に対する財政支援制度の拡充

- ・地方公共団体が独自に実施する防災情報通信ネットワークシステムの整備運用と国の制度改正等により必要となる改修等に対する財政措置を継続・拡充すること
- ・市町が実施する防災行政無線・消防救急無線の計画的な整備を促進するため、市町の財政力を考慮した財政支援制度を拡充すること

② 緊急防災・減災事業債の期間延長と対象拡大

- ・公共施設等の耐震化を促進する緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税算入率70%）について、平成29年度の概算要求では、予算編成過程で必要な検討を行うとされたところであるが、計画的な整備を推進するため、28年度末までとなっている制度の期間を延長すること
- ・頻発する風水害に対応するための砂防・治山・河川等の整備事業や道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業、耐震化に資する公共施設の建替え事業等にも活用できるように、対象事業の範囲を拡大すること

(5) 災害救援支援のボランティア活動に対する支援【内閣府、復興庁、厚生労働省、観光庁】

① 災害ボランティア活動支援制度の創設

- ・災害ボランティア派遣に要する交通費や宿泊費、ボランティア保険等の割引等のボランティア活動に対する支援制度を実現するための全国的な基金の創設など災害ボランティアを社会全体で支える仕組みを創設すること

② 災害ボランティアツアーに関する旅行業法の特例措置

- ・災害ボランティア活動を促進する観点から、地方公共団体や社会福祉協議会が行う運送・宿泊サービスの手配を伴う災害ボランティアツアーについて、旅行業法の適用除外とすること

(6) 外国人観光客の災害時の安全確保対策【内閣府、外務省、観光庁】

- ・外国人観光客の災害時の安全を確保するため、在外公館との連携による安否確認手順の確立、公衆無線LANの整備促進を含む情報伝達手段の充実、一時滞在施設の提供や避難誘導など、旅行社を含め関係機関と連携した体制を整備すること

2 総合的な治水対策の推進

各地で頻発する局地的大雨などの風水害に備え、住民の安全と安心を確保するため、以下の措置の実施を求める。

(1) 山地防災・土砂災害対策の推進【農林水産省、国土交通省】

- ・本県の「第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画」（計画期間：H26～30の5年間）に基づき、治山ダムや砂防えん堤の整備など、緊急性の高い箇所の対策を着実に推進できるように、治山事業、砂防関係事業の予算を十分に確保すること

＜本県の第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画（H26～30）＞

区分	整備目標（着手箇所数）			
	砂防事業	治山事業	緊急防災林	合計
①人家等保全	280	350	—	630
②流木・土砂流出防止	—	194	—	194
③災害に強い森づくり	—	—	165	165
④災害対応	28	36	—	64
合計	308	580	165	1,053

- ・治山ダムや砂防えん堤等の既存施設の老朽化対策、機能強化対策を着実に推進できるよう、十分な予算を確保すること

（2）山の管理の徹底【農林水産省】

① 健全な森林を育成するための森林整備の推進

- ・山地防災機能など公益的機能の高度発揮を図るため、間伐及び作業道開設について、森林所有者の負担なしで行えるよう国の支援制度を拡充すること
- ・災害で発生した流木の緊急処理や被災した作業道の復旧に対する支援制度を創設すること

② 「災害に強い森づくり」への支援制度の創設

- ・間伐採木を利用した土留工の設置ができる事業を創設すること
- ・流木災害を軽減するための災害緩衝林の整備ができる事業を創設すること
- ・アセビ、ミツマタ等のシカ不嗜好性樹種の植栽と小面積防護柵の設置ができる事業を創設すること

③ 奥地林整備の促進

- 新・作業道の開設が困難な奥地林等条件不利地については、搬出間伐が困難なことから、切捨間伐を促進できるよう、人件費等の掛増し経費を助成すること

④ ナラ枯れ被害対策の強化

ア ナラ枯れ被害対策の予算措置の充実

- 新・ナラ枯れについては、都市近郊の森林にも被害が拡大していることから、倒木や落枝などによる人身被害の防止と貴重な里山を保全するため、駆除等の防除事業実施に対する十分な予算措置を講じること

イ 的確かつ効率的な被害対策に向けた調査研究の推進

- 新・土砂の崩壊防備等の森林の公益的機能低下に及ぼす影響について、被害の程度（面積、被害率等）や地形、地質等の環境条件を踏まえて解明すること。また、被害発生から終息までの期間の長短に影響する因子等を解明すること
- 新・被害調査について、航空機や衛星画像データを効率的に活用し、広域的かつ正確な被害位置が把握できる手法を開発すること

（3）総合的な治水対策の推進【国土交通省】

① 河川下水道対策の推進

ア 主要河川の整備促進

- ・下流部に人口や資産が集積する猪名川や加古川、揖保川、円山川における大規模水害に備えるため、堤防補強や河道掘削など、洪水を安全に流下させるための事前予防対策を促進すること

- ・武庫川や市川など、人口や資産が高度に集積し、ひとたび破堤すると大きな被害が生じる都市部の河川の事前予防対策を加速させるため、防災・安全交付金の重点配分を行う事業メニューに想定氾濫人口を重視した事業を加えること

【参考】 防災・安全交付金の配分の考え方の例

- ・最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練を実施する市区町村で実施する事業
- ・人口・資産が集中する地域等において河川整備計画目標相当の洪水を安全に流下させるために整備する遊水地や放水路等の抜本的な治水安全度の向上に資する事業（対象施設は遊水地、放水路及び地下調節池とし、社会資本整備交付金総合計画の事業期間内に完成する見込みがあるもの）

イ 都市部の浸水対策の推進

- ・人口や資産が集積する都市部における遊水地や地下調節池等の大規模構造物の整備(河川対策)については、短期に多額の事業費が集中するため、現行の交付金事業とは別枠で個別に採択するなどにより、計画的に実施できるよう制度化すること

ウ 補助事業の制度拡充等

- ・河川工事に起因して生じる鉄道橋梁の架替等の工事については、河川管理者が短期間に事業費の大半を負担しなければならないことから、重点配分とするなど支援を拡充すること

エ 再度災害防止対策の推進

- ・平成23年台風第12号で甚大な被害を受けた法華山谷川水系における床上浸水対策特別緊急事業等の予算を確保すること

② 流域対策の推進

ア 税制優遇制度の拡充

- ・学校、公園等での雨水貯留の取組とあわせ、中小企業を含めた民間による取組をより一層促進するため、雨水貯留浸透利用施設に関する法人税・所得税の割増償却制度（5年間1割増償却）を延長するとともに、対象地域を下水道法の浸水被害対策区域から県内全域へ拡大すること

【参考】 下水道法の浸水被害対策区域

- ・都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれのある区域で、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難な区域（市町が条例により指定）

イ 補助事業の制度拡充

- ・流域対策による流出抑制量を河川整備基本方針に定めた河川にあつては、小規模な公園やため池等を含めた雨水貯留施設の整備が進められるよう、流域貯留浸透事業の規模要件を下記のとおり拡充すること
 - 公園、学校の公共施設等：500m³以上の貯留機能等→複数の施設を合わせ500m³以上
 - ため池等：3,000m³以上の治水容量→1,000m³以上

③ 減災対策の推進

ア 公共施設等の耐水化の促進

- ・浸水リスクの高い地域において、電気設備等の高所設置、建築物の高床化、遮水構造の建築外壁・外構壁、敷地嵩上げ、地下街の浸水対策等を行う公共施設等の耐水化助成制度を創設すること

イ 水防法改正に伴う浸水想定区域見直しへの対応

- ・水防法改正に伴う、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域図の作成費用について、改修事業中ではない河川においても補助対象とする拡充を行うとともに、技術的支援を強化すること

ウ 大規模氾濫に対する被害軽減対策の推進

- ・一級河川における施設能力を上回る洪水時のリスク軽減のためのソフト対策（氾濫シミュレーションの公表、タイムラインの策定等）を推進すること。また、氾濫が発生した場合の被害軽減対策（粘り強い構造の堤防整備、排水ポンプの増強等）を推進すること

（４）災害に強いたため池改修等の推進【農林水産省】

① 事業予算の確保等

- ・本県は全国一のため池数を有しており、その多くが老朽化している。そこで、特に緊急性の高い箇所から計画的に改修しているが、整備が必要なため池が多数に及ぶため、調査や改修に要する予算を確保するとともに、国庫補助率の引上げなど財政措置を充実させること

<本県のため池整備5箇年計画（H27～31）>

区分		要整備箇所数 (見込み)	うち重点整備 箇所数
水害対策	全面改修	650	150
	部分改修	160	50
地震対策		490	180
計		1,300	380

本県には全国最多の約3万8千箇所のため池が存在し、その多くが老朽化。受益農地0.5ha以上のため池約1万箇所の点検調査の結果明らかになった要整備箇所1,300箇所（見込み）のうち、特に緊急性の高い380箇所を5箇年で重点整備する。

② 適正な管理と多面的機能の発揮の促進のための制度拡充

- ・本県では、ため池の適正な管理や多面的機能の発揮の促進により地域の防災安全度を向上させるため、県独自の「ため池の保全等に関する条例」も定めて取り組んでいるが、以下のソフト事業について、ハード整備事業地区に限らず、市域や県域単位でも取組が可能となるよう制度を拡充すること
 - 整備に着手できない要改修ため池等に対する、ため池管理者講習会の開催やサポートセンターの設置など、適正な管理に対する支援
 - 地域の防災・減災に寄与するため、ため池管理者や地域住民等に広くため池の保全を啓発し、ため池貯留による洪水抑制など多面的機能の発揮を促進する取組に対する支援

（５）防災気象情報の更なる改善【気象庁】

- ・適切な避難等が行えるよう、平成の大合併前の旧市町単位や指定都市の区単位など、より細かな地域単位で、分かりやすい予警報区分の設定、予警報と住民に求められる行動の体系化、局地的大雨等の予測精度の向上、地方気象台から地方公共団体へのきめ細かい情報提供など、防災気象情報の更なる改善を進めること

（６）災害復旧対策の迅速化に向けた災害査定簡素化【財務省、国土交通省】

- ・局地的大雨等による甚大な被害が頻発していることを踏まえ、災害復旧対策が速やかに行われるよう、机上査定額の拡大（現行「3百万円未満」の査定方針の柔軟な引上げ）や設計図書簡素化など災害査定を簡素化すること

3 国土強靱化の推進と防災体制の充実

国土強靱化基本計画をはじめ、防災に関する仕組みの実効性を高めるため、以下の項目の実現を求める。

(1) 双眼型国土形成の推進【内閣官房、国土交通省】

- ・国土強靱化基本計画に基づき進めるべき事業の財源を確保すること
- ・国土の脆弱性解消の観点から、関西における首都機能のバックアップ構造の構築を進めるとともに、下記のような基幹的な交通インフラの整備により国土のリダンダンシー（多重性）を確保すること
 - 関西都市圏・日本海国土軸の高速道路網の整備
 - リニア中央新幹線、北陸新幹線、山陰新幹線の整備
- ・国際コンテナ戦略港湾・阪神港の国際競争力の強化、関西の航空需要等への的確な対応等を通じて、危機に強い双眼型の国土構造を形成すること

(2) 防災教育・研究の拠点地域の形成【内閣官房、内閣府、文部科学省】

① 防災庁（仮称）の創設

- ・巨大災害への対応力強化と災害対応における世界への貢献を一層推進するため、防災から復興まで一連の災害対策を担う防災庁（仮称）を創設すること
- ・首都機能のバックアップと国土のリダンダンシー確保の観点から、防災庁（仮称）の拠点は複数設置するものとし、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること

【参考】「我が国の防災・減災体制のあり方に関する懇話会」(H28.7～)の概要

[趣 旨] 熊本地震に対する国・自治体の対応を検証しつつ我が国の防災・減災体制のあり方に対して意見を得るため懇話会を設置(座長:河田恵昭人と防災未来センター長)

[設置者] 関西広域連合

[経過・予定] H28.7 懇話会設置

第1回:これまでの災害に関する制度の変遷や災害対応を踏まえた論点整理

H28.10 第2回:防災庁(仮称)に求められる機能・業務の整理

H28.12～ 第3回、第4回目の会合を予定

H29.3 懇話会意見を踏まえ、報告書とりまとめ

② 防災関係機関の集積と連携の強化

ア 防災関係機関の更なる集積

- ・WHO神戸センター、アジア防災センターや「人と防災未来センター」等が集積する兵庫を国際的な防災教育・研究の拠点地域と位置づけ、関係機関の更なる集積を図ること

イ 人と防災未来センターへの支援

- ・震災の経験と教訓を継承し、世界の減災に取り組む「人と防災未来センター」を国の防災研究拠点機関と位置づけ、研究機能の充実など機能・体制の強化を支援すること
- ・大規模被災地への専門家派遣や災害対策専門職員の育成、防災研究に取り組み、国内外の減災に貢献する「人と防災未来センター」に対する運営支援を継続すること

ウ 総合的な防災・減災研究開発の推進

- ・ JICA関西、WHO神戸センター等との連携による国際防災協力及び人材育成とスーパーコンピュータ「京」、実大三次元震動破壊実験施設「E-ディフェンス」等を活用した総合的な防災・減災研究開発の取組を国として推進すること

③ 公立大学法人兵庫県立大学における防災研究に対する支援

- ・ 新たに開設する兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科において実施する様々な防災関係機関と連携した取組など、同大学における独自性の高い防災研究、教育への支援を行うこと

【参考】「兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科」の概要（平成29年4月開設）

[入学定員] 1 学年12名 [修業年限] 2 年 [設置場所] 人と防災未来センター東館内
[教育研究内容]

- ・ 減災復興アセスメント領域（自然災害史、生活環境アセスメント、防災情報 等）
- ・ 減災復興コミュニケーション領域（社会心理、防災教育、災害ボランティア 等）
- ・ 減災復興マネジメント領域（災害対応マネジメント、コミュニティ防災、地域産業復興政策 等）
- ・ 減災復興ガバナンス領域（自治体防災行政、被災者支援政策、国際防災協力 等）

(3) 直近の災害への対応と経験と教訓を踏まえた防災体制の強化【内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、復興庁】

① 平成28年熊本地震への対応

ア 熊本地震への迅速な支援

- ・ 早期に復旧・復興を成し遂げるためには、人的支援の強化など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組む必要があることから、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、被災地方公共団体及び支援地方公共団体の地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講じること

イ 熊本地震の検証と防災・減災対策への反映

- ・ 平成28年熊本地震により明らかになった防災・減災対策の課題を早期に検証し、その検証の結果をもとに、国の防災基本計画の見直しをはじめ防災・減災対策の充実を図ること

<平成28年熊本地震の経験と教訓を踏まえた検討すべき課題例>

- 物資の滞留（集積場から避難所への配送体制、配送業者との連携）
- 避難所の運営（避難者の自主的運営、トイレ対策）
- 要援護者への支援（個別支援プランの策定支援、福祉避難所の円滑な開設）
- 車中泊対策（車中泊の早期解消方策、エコノミークラス症候群の防止対策）
- ボランティアとの連携（ボランティアセンターの早期開設、受入体制の確保）
- 建築物の安全対策（震度7クラスの連続地震や余震による2次被害の防止）

② 東日本大震災の復興支援

- ・ 被災地の創造的復興に向け、阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かして本県が行う復興まちづくりやコミュニティの再生、こころのケア等の専門人材等派遣及び県内避難者支援等に要する経費に対する財政措置を講じること
- ・ 本県が行う任期付職員の採用に要する経費及び派遣元で実施する研修等に要する経費に対する財政支援を行うこと
- ・ 被災地方公共団体の職員不足に対応するため、復興事業の実施スケジュールに合わせた被災地方公共団体への計画的な支援の実施など抜本的な対策を講じること

(4) 被災者生活再建支援法の充実等【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

① 半壊世帯の支援対象化

- ・生活基盤に被害を受けた被災者の早期の生活再建を支援するため、現行の全壊、大規模半壊に加え、半壊世帯も被災者生活再建支援法の支援対象とすること。対象拡大には、都道府県負担を伴うことから、支援金額及び財源負担については、全国知事会と協議の上、決定すること

② 全被災区域の支援対象化

- ・現行制度は、住宅全壊の被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害でも支援を受けられない地域が出る不均衡が生じているため、すべての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと

③ 住家の被害認定基準の簡素化

- ・土砂災害の場合の住家の被害認定は二次災害の危険性が伴い、土砂の撤去等に多大な時間を要することから、土砂災害に特化した、より簡略な認定基準を設けること

(5) 災害救助法の見直し等【内閣府、総務省】

① 救助費用の全額国庫負担化

- ・避難所運営や応急仮設住宅の建設等災害救助法に基づく救助費用について、国が指定する大規模災害の場合は、全額国が負担すること

【参考】 現行の国の負担の考え方

- ・災害救助法第21条に基づき、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ（例えば、普通税収入見込額の2/100以下の部分は50/100など）、国が負担

② 住宅の早期復旧・復興への支援

- ・水害による床上浸水被害のみなし規定*に準じて、地震災害による家屋の一部損壊についてもその対象となるよう、法適用要件を見直すこと

※床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した1の世帯とする

- ・住宅の復旧・復興を早期に実現するため、住宅の応急修理や障害物の除去について、国が指定する大規模災害の場合は、修理工事を先行させ、事後的に手続きを行うなど、現物給付の原則に基づき行われる手続きの大幅な省略又は手順変更を認めること

③ 早期の避難情報発出のための支援措置の拡充

- ・空振りを恐れず早期の避難情報発出のため、災害救助法が適用されない場合においても、避難所開設等に要する経費について財政支援措置を講じること

④ ボランティア活動に対する支援

- ・激甚災害など国が指定する大規模災害においては、被災者への迅速な支援が求められることから、災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な経費（通信手段・備品整備等）及び避難所の運営支援や家屋の片付けなどボランティア活動に必要な経費（資機材の確保、活動用車両の借上げ等）を災害救助法の支援対象とすること

⑤ 避難者に関する基礎情報の一元化

- 新**・災害時における被災者支援の基礎情報となる「避難者名簿（避難者カード）」の様式・項目を全国的に統一するとともに、「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施できるよう、被災者の配慮事項等を全国で一元的に情報共有できるシステムを構築すること

(6) 消防団充実強化のための支援【消防庁】

- ・集落が点在する広範な山村地域を抱える市町等においては、常備消防による消防力では十分でなく、普通交付税の算定基準（人口10万人当たり消防団員数570人分をベースとして市町村ごとに算出）以上の多くの消防団員を確保している現状にあることから、これらの市町に対する財政支援措置を拡充すること

(7) 住宅再建共済の全国制度化【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省】

- ・阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、住宅所有者等が災害時に備え、平時から住宅再建資金を寄せ合う相互扶助の仕組みとして本県が創設、実施している住宅再建共済制度を全国制度化すること

【参考】兵庫県住宅再建共済制度の概要

区 分	住宅共済		家財共済
	本体制度	付加制度	
共済負担金	年5,000円/戸	年500円/戸	年1,500円（本体制度と併せて加入の場合1,000円）
給付対象	半壊以上で建築・購入・補修	一部損壊（損害割合10%以上）で建築・購入・補修	半壊以上又は床上浸水で補修・購入
共済給付金	最大600万円	最大25万円	最大50万円

※その他、マンション共用部分を対象とした制度あり

(8) 災害援護資金貸付金制度の改善【内閣府、財務省】

- ・阪神・淡路大震災の被災者に対する災害援護資金貸付金等の償還について以下の措置を実施すること
 - 平成27年4月の免除対象者の拡大に伴い、多くの被災者の免除処理が可能となったが、行方不明等により回収が困難なケースについても免除対象とすること。ただちに免除対象とすることが困難な場合は、市から県、県から国への償還期限を更に延長すること
 - 県及び政令市から国への貸付原資の償還は現実に返還があった場合のみ行うよう制度を変更すること
 - 起債に関する金利負担分への交付税措置を行うこと

【参考】災害援護資金貸付金の償還状況（H28.3末時点）

貸付額約1,309億円（うち神戸市分約777億円）のうち、償還額約1,104億円、償還免除額約110億円、未償還額約89億円（うち神戸市分約47億円）

(9) 阪神・淡路大震災の被災地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえた財政支援【総務省】

① 震災復旧・復興のために発行した地方債の実質負担軽減

- ・依然厳しい財政状況にある阪神・淡路大震災の被災地方公共団体に対して、東日本大震災の復旧・復興事業では地方の実負担なしで実施されているインフラ整備のために発行した震災関連地方債の元金償還や利子負担の軽減について、適切な財政措置を講じること

【参考】阪神・淡路大震災復興事業のうちインフラ整備の地方債残高

	地方債残高A	交付税措置B	実質的な負担A-B
兵庫県	1,353億円	313億円	1,040億円
被災市	539億円	176億円	363億円
計	1,892億円	489億円	1,403億円

(注1)被災市：尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、淡路市

(注2)地方債残高：平成27年度決算ベース

② 公的資金繰上償還における補償金免除制度の適用

- ・阪神・淡路大震災の被災地方公共団体は、平成7年以降に復旧・復興事業のため公的資金についても多額の借入を行ったことで、当時の金利水準である4%以上の借入残高が1,212億円（うち旧公営企業金融公庫資金借入金残高は295億円）にのぼり、財政悪化の一因となっているため、平成25年度に創設された、東日本大震災の特定被災地方公共団体に対する旧公営企業金融公庫資金の補償金免除制度と同等の措置を、阪神・淡路大震災の被災地方公共団体にも適用すること

(10) 原子力災害に対する対策の充実【内閣府、原子力規制委員会】

① 実効性のある防護措置実施のための支援

- ・UPZ内外を問わず、防護措置の実施判断や避難先の決定等を適時に行うため、緊急時モニタリング体制や情報伝達手段等を充実させること
- ・放射線の実測値に重点をおいた防護措置やUPZ外の地域での防護措置のあり方等、原子力災害対策指針の内容について、国民及び関係地方公共団体の理解を得るとともに、国の責任による防護体制の整備・支援（モニタリングポストの増設、UPZ外における安定ヨウ素剤の配備等）を行うこと

② 広域避難対策の充実

- ・都道府県域を越える広域的な避難の実施に必要となる、避難退域時検査及び除染等に関する要員・資機材の確保、広域避難の際の渋滞解消対策、避難車両及び運転員の確保対策、要支援者対策の広域調整、実戦的な訓練を実施すること。併せて、必要な財政支援を措置すること

4 新型インフルエンザを含む感染症対策の強化

新型インフルエンザをはじめとする感染症の発生に備えた対策を強化し、事態発生時の迅速な対応ができるよう、以下の措置の実施を求める。

(1) 新型インフルエンザ等への備えの強化【内閣官房、厚生労働省】

① 水際対策、集団発生時の体制強化

- ・海外において新型インフルエンザが発生した際には、ウイルスの国内侵入を可能な限り遅らせるため、発生国からの検疫空港・港の集約や第三国経由での入国者の捕捉等の水際対策を的確に実施するとともに、発症者の停留及び未発症者に対する発症時への感染防止措置の啓発及び帰国者情報の都道府県等への提供を徹底すること
- ・国立病院等の遊休病床等（休止中の結核病床等）の活用による病床の確保への協力や、都道府県が行う防疫、検査、搬送、入院・外来医療機関の確保への支援など、集団発生時の医療、搬送、検査体制を確保すること

② 対応経費への支援

- ・ 県の要請等で休業措置等をした介護施設など社会福祉施設等への支援を行うこと
- ・ 備蓄用抗インフルエンザウイルス薬の保管経費について、国による全額財政措置を行うこと

【参考】抗インフルエンザ薬備蓄に関する国の財政措置

- ・ 国の有識者会議が取りまとめた新たな備蓄方針（H27.10）を受け、備蓄薬剤・備蓄目標量等を変更し、購入・廃棄経費は地方財政措置が講じられた。
- ・ 一方で、備蓄薬の保管には、日本薬局法に規定される室温（1～30℃）で保管できる空調設備を備え、厳重な施設管理ができる大きな保管庫が必要であるが、これに要する保管経費に対する地方財政措置は講じられていない。
- ・ 県の要請等で医療の提供を行う医療事業者が、患者と直接接する業務に事務職員等を活用した場合には、医療関係者のみならず、事務職員等も補償の対象とすること

（2）エボラ出血熱対策等一類感染症への備えの強化【厚生労働省】

- ・ 特別な対応が必要となる一類感染症への備えを強化するため、以下の「感染症指定医療機関運営補助金」の見直しなど、感染症指定医療機関への運営支援を充実すること
 - 感染症専門医及び感染症専門スタッフの人件費の補助対象経費化
 - 専用病床での検査機器等の購入に要する備品購入費の単価上限の撤廃
- ・ 国において感染症専門医及び感染症専門スタッフの養成・育成を行うこと

（3）鳥インフルエンザの家畜伝染病対策の強化【農林水産省】

- ・ 国内外の家きんでの発生状況を分析し、家きん防疫対策の強化を図るとともに、家畜防疫に関する予算を十分に確保すること

Ⅱ 安心できる暮らし

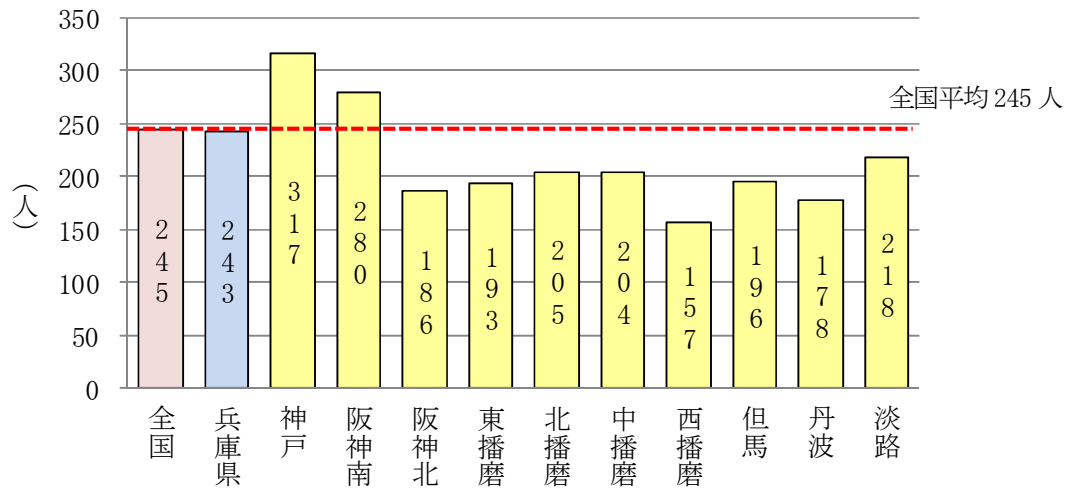
1 地域の医療確保と医療保険制度の安定運営

医師不足など厳しい状況に直面している地域の医療提供体制の確保と、将来にわたって安定した医療保険制度の構築に向け、以下の措置の実施を求める。

（1）医師の地域偏在・診療科偏在を是正する仕組みの構築【文部科学省、厚生労働省】

- ・ へき地や産科・小児科等における医師不足解消に向け、都道府県毎の地域事情を踏まえ、下記のような取組により、医師の適正配置がなされる仕組みを構築すること
 - へき地を含む指定医療機関での勤務を前提にした「地域枠」など医学部入学定員増員にかかる緊急臨時的措置（平成22～31年度）の恒久化
 - 現行制度では、診療科別に定員がないことから、麻酔医など一部の診療科の医師数が全体的に不足する傾向が見られるため、診療科別の定数管理制度の導入など診療科偏在対策の実施
 - 県の指定するへき地医療機関で勤務しながら、基本領域の専門医資格を取得できるなど、医師不足地域で勤務する医師の増加につながる制度の構築

<人口10万人当たり医師数（兵庫県内地域別：H26）>



（２）新専門医制度に対する懸念の払拭【厚生労働省】

① 公立病院の基幹施設化

- ・新専門医制度において、地域医療を担う公立病院が基幹施設となり専攻医の採用や連携施設への派遣を行いやすくすること。また、連携施設であっても専攻医を採用して基幹施設と連携して専門医の養成ができるようにすること

② 諸課題を解決してからの制度開始

- ・新専門医制度は、過去の医師臨床研修制度の導入時のように地域医療に多大な影響を及ぼす可能性があるため、国と専門医機構の責任において諸課題を解決してから制度を開始すること

（３）地域医療体制整備に関する権限移譲等【厚生労働省】

① 地域医療体制整備に関する権限の移譲

- ・県が地域医療体制整備において積極的に責任を果たすことができるよう、医療機関、診療科及び医師の需給調整に関する以下の権限を都道府県に移譲すること
 - 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分
 - 地域医療計画に基づき、へき地へ医療機関の誘導を進める場合など一定の要件下での独自の診療報酬の決定
 - 健保組合等被用者保険の保険者に対する指導

② 臨床研修病院の指定に関する制度の変更

- ・県内における医師養成に不可欠な臨床研修病院の指定に当たっては、病院から国へ指定申請がなされた場合に、その可否について都道府県に意見を聴くなど、地域の実情が勘案される制度に改めること

③ 地域の実情や課題に応じた病床の確保

- ・保健医療計画に定める基準病床数の見直しを行う際、算定式が国の一律基準により定められていることから、人口の偏在や医療機関の配置等の地域事情に配慮した適切な病床の配分ができないため、地域の実情や課題に応じて算定できるよう、算定式に用いる数値の指定や上下限の制限撤廃又は参酌基準化すること

④ 看護師等養成に関する支援の充実

ア 新人看護職員臨床研修の義務化

- 新・病院の開設者等に対して、新人看護職員臨床研修の実施が努力義務とされているが、施設により取組状況に差が認められることから、一定の質を担保するため、新人看護職員臨床研修を義務化すること

イ 看護師等養成に関する財政支援の充実

- 新・看護師等養成所への運営費補助については、平成26年度に創設された「地域医療介護総合確保基金」で対応しているが、基金内での他事業への重点化に伴い看護師等養成所の運営に支障を来さないよう所要額を措置すること
- 新・在宅介護、医療の需要に対応するため、訪問看護師の養成に対する財政措置を講じること

(4) 医療に関する消費税問題の抜本的な解決【厚生労働省】

- 新・医療に関する消費税の課税のあり方について、医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、速やかにこの問題の抜本的な解決に向けて適切な措置を講じること

【参考】医療に関する消費税問題の概要

- ・社会保険診療は非課税であるため、医療機関等が医薬品などを仕入れる際の消費税負担が実質的な負担とならないよう診療報酬等に上乘せすることで対応
- ・これに対して、上乘せ分による補填状況にはばらつきが見られ、消費税の10%引上げ時の対応として、診療側からは、診療報酬による対応には限界があり税制による解決を要望

[平成29年度税制改正要望事項（厚生労働省）抜粋]

- ・医療に係る消費税の課税のあり方の検討

医療に係る消費税等の税制のあり方については、平成28年度税制改正大綱に基づき、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資等による仕入消費税額の負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。

(5) 国民健康保険の都道府県単位化への対応【厚生労働省】

① 運営のあり方の見直し

ア 制度の詳細の早期提示

- ・平成30年度からの新制度の円滑な実施に向け、具体的な運営方法等について市町との協議を迅速に進める必要があるため、新たな国保会計の仕組みなど未だ示されていない制度の詳細を早急に提示すること

<国民健康保険の問題点>

- ・年齢構成が高く、医療費水準が高い
 - ・年金生活者や非正規雇用者が多いため、所得水準が低く、保険料負担が重い
- ⇒ 赤字が恒常化
H26実績で約3,600億円
(兵庫県では約74億円)

<都道府県単位化の課題>

- ・上記の課題を放置して、単に都道府県単位化（広域化）を進めても赤字の増嵩は続く
- ・具体的な財政支援策や制度運用の具体策が示されていない
- ・医療保険制度の一本化への道筋が示されていない

イ 国民健康保険事業費納付金の市町村毎の調整の仕組みの創設

- ・「国民健康保険事業費納付金」については、医療費等の推計をもとに算定するとされているが、医療費等の実績が判明した段階で、各市町村から徴収した納付金と実績による納付金額とが乖離することが考えられるため、その乖離分を市町村毎に調整する仕組みを設けること

ウ 持続可能な運営を確保するための役割分担の検討

- ・新制度では、都道府県は財政運営を担う一方、市町村は引き続き保険料の決定・賦課・徴収、資格管理、保険給付の決定等を担うこととされたため、市町村の要望を踏まえて将来的な役割分担を含む検討規定が設けられた。検討の際には、新制度施行後の実施状況を十分検証した上で、国保の持続可能な運営を確保する観点から、国、都道府県、市町村が果たすべき役割を明確にすることを基本に検討すること

② 財政基盤の強化

ア 地方との十分な協議による財政基盤の確立

- ・今般、政府において消費税率引上げの再延期の方針が示されたが、30年度から予定されている国保への3,400億円の財政支援の拡充は確実に措置すること。また、都道府県毎の財政支援規模を早期に明らかにするとともに、安定した運営が可能となるよう財政基盤の確立を図るための財政措置を講じること

【参考】国の3,400億円の財政支援の概要

<H27から実施（毎年約1,700億円）>

- ・低所得者対策の強化

<H30から実施（毎年約1,700億円）> ※H27分に加えて実施⇒あわせて3,400億円

- ・財政調整機能の強化（財政調整交付金の実質的増額）
- ・自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応
- ・保険者努力支援制度（医療費の適正化に向けた取組等に対する支援）
- ・財政リスクの分散・軽減方策（財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等） 等

- ・新たな財政基盤強化策は、地方と十分協議しながら決定すること。また、その際には、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、例えば、高校生以下の子どもに関する均等割保険料を廃止するなど、地方からの提案を採用すること

イ 激変緩和措置の基準の明確化及び全額国庫負担化

- ・今般の制度改革に伴う被保険者の保険料負担の急激な増加を回避するため講じられる激変緩和措置の基準を明確にするとともに、必要な財源は全額国費で確保すること

ウ 市町の累積赤字解消への措置

- ・平成30年度からの都道府県単位化を円滑に進めるため、現在市町村が有する国民健康保険事業の累積赤字を解消するための措置を講じること

<国民健康保険の問題点>

- ・年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ・年金生活者や非正規雇用者が多いため、所得水準が低く、保険料負担が重い

赤字が恒常化

⇒ H26実績で約3,600億円
(兵庫県では約74億円)

<都道府県単位化の課題>

- ・上記の課題を放置して、単に都道府県単位化（広域化）を進めても赤字の増嵩は続く
- ・具体的財政支援策や制度運用の具体策が示されていない
- ・医療保険制度の一本化への道筋が示されていない

(6) 国を保険者とする各種医療保険制度の一本化等【厚生労働省】

- ・現在の医療保険制度は、制度間で加入者の年齢構成や所得水準に格差があり、保険料負担に格差が生じていることから、将来にわたり国民皆保険制度を維持していくには、分立している医療保険制度を一本化し、制度設計と財源確保の責任、権限を有する国を保険者とする
- ・国民健康保険の都道府県単位化を第一歩として、医療保険制度の一本化に向けた道筋を明らかにするとともに、将来にわたる医療費の増嵩に対応するため、国が負うべき負担を地方に転嫁することのないよう、国の責任において更なる財源を確保すること

<分立する医療保険制度>

区分	加入者	加入者数 (万人)	加入者一人当たり				公費負担
			平均年齢 (歳)	平均所得 (万円) ①	平均保険料 (万円) ②	比率 (%) ②/①	
市町村国保	75歳未満の職域保険に属さない人	3,397	50.9	83	8.5	10.3	給付費等の50%
協会けんぽ	中小企業の従業員とその被扶養者	3,564	36.6	139	10.6	7.6	給付費等の16.4%
健保組合	大企業の従業員とその被扶養者	2,927	34.3	202	11.4	5.6	後期高齢者支援金等の負担が重い保険者等へ補助
共済組合	公務員などとその被扶養者	891	33.3	221	13.3	6.0	—

(7) 国民健康保険における低所得者対策の強化【厚生労働省】

① 所得激減を対象とした保険料減免制度の創設

- ・低所得者対策として、保険者が行う保険料軽減分を都道府県と市町村が補填する「保険基盤安定負担金制度（軽減分）」が実施されているが、廃業・失業等で所得が激減した場合の減免については保険者ごとに独自に実施されており、全国統一の減免措置となっていない。低所得者対策は制度設計者である国が行うべきであるため、所得の激減を対象とした全国統一的な保険料減免制度を創設するとともに、当該減免に必要な財源は国が措置すること

② 国庫負担による保険基盤安定制度等の拡充

- ・保険基盤安定負担金制度（低所得者の保険料軽減分を補填する「軽減分」（県3/4、市町1/4）及び低所得者数に応じ保険者を支援する「保険者支援分」（国1/2、県1/4、市町1/4））について、市町村国保の財政基盤強化の観点から、国による支援を拡充すること

(8) 医療費の自己負担に対する国費助成制度の創設【厚生労働省】

① 国による助成制度の創設

- ・全都道府県が独自に実施している障害者（児）、乳幼児、ひとり親家庭、高齢者等の医療費の自己負担に対する助成制度については、医療に関わるセーフティネットとして必要不可欠となっていることから、国において早期制度化すること。それまでの間は、地方交付税措置も含めた十分な財政措置を実施すること

② 国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止

- ・医療費の自己負担に対する助成制度が医療費増大の一因と捉え、実施している国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を廃止すること

(9) 後期高齢者医療制度の改善【厚生労働省】

① 後期高齢者支援金の負担における総報酬割の導入

- ・後期高齢者医療制度の財源の約4割を担う後期高齢者支援金については、被用者保険（協会けんぽ、健保組合、共済組合）と市町村国保等が加入者数に応じて按分する「加入者割」で負担しているが、より負担能力に応じた負担とするため、加入者の所得に応じて按分する「総報酬割」を市町村国保も含めて導入すること（被用者保険内では総報酬割を段階的に導入。29年度から全面総報酬割へ移行）

② 後期高齢者医療制度への加入における選択制の導入

- ・75歳到達時に被用者保険に加入している者に75歳未満の被扶養者がいる場合、75歳到達者は後期高齢者医療制度に加入する一方、被扶養者は国民健康保険に加入することとなり、新たに保険料が発生することから、75歳到達時の後期高齢者医療制度への加入に関して選択制を導入すること

③ 保険料算定の個人単位から世帯単位への変更

- ・国民健康保険や被用者保険の保険料は世帯主や扶養者に賦課されているが、後期高齢者医療制度に加入した場合、個人単位に賦課されることとなる。それまで保険料負担のなかった国民健康保険の世帯員や被用者保険の被扶養者も保険料を負担することとなることから、保険料の算定については、世帯単位に変更し、世帯主又は扶養者が負担する制度へ改めること

④ 高額所得高齢者の保険料限度額の引上げ

- ・高額所得高齢者の保険料賦課限度額について、平成26年度に引き上げられた（55万円→57万円）が、制度安定化のため、更なる引上げを検討すること

⑤ 後期高齢者の健診事業の義務化

- ・後期高齢者の健診の実施は後期高齢者医療広域連合の努力義務とされているが、40～74歳について各医療保険制度の保険者に特定健診の実施義務が課されているのと同様に、後期高齢者の健診事業の実施を義務化すること

(10) 国民健康保険料（税）等に関する還付加算金の起算日の見直し【厚生労働省】

- ・地方税法改正（平成27年4月施行）により、個人住民税及び個人事業税が過納となった際の還付加算金の起算日は、所得税の還付申告に基因する等地方公共団体に帰責事由がない場合には、所得税の還付申告がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日を基準とするよう見直されたが、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料や介護保険料については、還付原因にかかわらず、過納金の納付・納入のあった日の翌日とされていることから、地方公共団体に帰責事由がない還付について同様に見直すこと

(11) ドクターヘリの安定的な運航体制の確保【厚生労働省】

- ・国においてはドクターヘリ関係予算を確保するとともに、陸路搬送に時間を要する山間部や離島を対象として広域的な運航を行う場合には、運航実績に応じた補助基準額の引上げを行うこと

2 疾病対策・健康増進の推進

指定難病に罹患している患者と家族の生活向上を図るため、以下の措置の実施を求める。

(1) 新たな難病制度の実施における円滑な制度運用等【厚生労働省】

① 患者等の負担の軽減

- ・平成27年1月から始まった新たな難病制度の実施にあたっては、受給者証の有効期間の延長、自己負担限度額区分決定の簡素化・高額療養費所得区分照会の廃止など事務手続きの抜本的な見直しや、低所得者、重症患者への自己負担額無料化の継続を行い、患者等の負担を軽減すること

【参考】平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）

(23) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50）

(ii) 医療受給者証の交付（7条4項）については、制度の趣旨も踏まえつつ、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づき、実現可能なものについて必要な措置を講ずる。

- ・住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減
- ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止
- ・支給認定の有効期間の延長

② 人件費等への財源措置

- ・義務的経費として国庫負担（国1/2）とされた医療費と同様に、制度の実施に伴い必要となる人件費等経費についても、費用負担が生じないよう財源措置を講じること

(2) 難治性疾患対策の充実【厚生労働省】

- ・関節リウマチは、難病法の「指定難病」の対象となっていないが、その症状、進行など疾患の特性から治療は長期にわたり、高額な医療費負担の継続が生じることから、健康保険の高額療養費制度において年間負担上限額を設定して自己負担軽減を図るなど、人工透析患者等と同様の支援を行うこと

【参考】現行制度の問題点

- ・関節リウマチへのレミケード点滴治療等は、長期にわたり高額な療養費が必要となる。
〔2ヶ月に1回6万円、年間36万円程度の患者負担が長期にわたり生じる。〕
- ・現行の高額療養費制度は、患者の所得に応じて1か月単位に医療費の負担限度額が定められている〔70歳未満、年収約370～約770万円の方の場合 80,100円+（医療費－267,000円）×1%〕ため、限度額未満で長期に治療費が必要な場合には制度の適用が受けられない。

(3) 予防接種の充実【厚生労働省】

① 定期予防接種の拡充

- ・定期予防接種について国において十分な財源措置を講じるとともに、おたふくかぜ及びロタワクチンの予防接種を早期に定期接種化すること

② 任意の予防接種への財源措置

- ・風しん、インフルエンザなどの感染症の流行状況に対応した成人及び小児に対する任意の予防接種への国の財源措置を行うこと

③ 子宮頸がん予防ワクチン接種に関する適切な対応

- ・子宮頸がん予防ワクチン接種後の疼痛、運動障害等に対する早期の原因解明及び健康被害救済申請に対する迅速な認定を行うとともに、住民への適切な情報提供並びに接種勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した者に対する特例措置を実施すること

(4) がん検診受診率向上対策の強化【厚生労働省】

- ・子宮頸がん及び乳がん検診の受診率向上に向けた「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」については、国の補助率が平成22年度から1/2に引き下げられたが、市町が受診率向上対策に継続して取り組めるよう全額国庫負担としたうえで継続実施すること。また、検診費用の助成については、平成27年度に廃止された大腸がん検診も加えるとともに、初回対象年齢の者だけでなく、5歳刻みの特定年齢のすべての者を対象とすること

(5) 粒子線治療の推進【厚生労働省】

① 医療保険が適用される症例の拡充

- ・患者の経済的な負担軽減を図り、粒子線治療を望む多くの人が治療を受けられるよう、先進医療を継続するとされた症例についても、適正な水準での医療保険適用を認めること

【参考】平成28年4月の診療報酬改定

- ・小児がんに対する陽子線治療及び切除非適応の骨軟部腫瘍に対する重粒子線治療の医療保険適用が認められたが、それ以外の症例は先進医療を継続

② 医療保険適用料金の適正な水準への引上げ

- 新
- ・医療保険の適用が認められた小児がんに対する陽子線治療及び切除非適応の骨軟部腫瘍に対する重粒子線治療の治療料について、すでに先進医療として粒子線治療を実施している施設が設定している料金を下回っていることから、適正な水準に引き上げること

【参考】料金の乖離の状況

〔保険適用分の治療料〕 最大2,375千円 ※全国平均と513千円の差

〔既実施施設の治療料〕 全国平均：2,888千円（本県含む15施設）、本県：2,883千円

③ 外国医師の業務従事に関する要件緩和

- ・二国間協定を締結し、自国において専ら放射線腫瘍医として従事し3年以上の経験を有する外国医師については、粒子線治療施設での1年以上の研修後、日本人の指導医のもとで、粒子線治療施設での診察業務を認めること

(6) 結核指定医療機関（結核モデル病床含む）の運営支援【厚生労働省】

- ・平成23年度に国が結核に関する「特定感染症予防指針」を改正し、都道府県域で中核的な病院の確保など、結核の地域医療体制を整備することが定められたが、経年的な患者減少により医療機関の経営上の維持が困難であるため、結核病床の運営費支援や国立病院機構における結核専門医の養成体制を確立すること

(7) 若年の末期がん患者に対する在宅ケア支援【厚生労働省】

- ・若年の末期がん患者が在宅療養を望む場合に、介護に関する家族の経済的・身体的・精神的負担を軽減するため、介護保険の対象とならない40歳未満の末期がん患者が訪問介護サービスを利用する際の費用を助成する制度を創設すること

3 自殺対策の充実強化

自殺者数の減少が継続するよう、年齢階層ごとの課題への対応、うつ病対策、失業者、自殺未遂者等への実効性のある取組を強化するため、以下の措置の実施を求める。

(1) 地域における自殺対策の充実強化【内閣府、厚生労働省】

- ・地域の実情に応じた対策を支援する「地域自殺対策強化交付金」について、今般の補助率変更（例：40歳未満の若年層対策事業10/10→2/3）により増大した地方負担の軽減を図るとともに、対象年齢層による補助率の区分設定を廃止し、自由度の高い交付金とすること

(2) うつ病対策強化への支援【内閣府、厚生労働省】

① ストレス検査の義務化の拡充

- ・うつ病対策として、平成27年12月より従業員50人以上の事業所には定期健康診断時のストレス検査が義務化された。これに止まることなく、従業員50人未満の定期健康診断や特定健診等においても、ストレス検査を義務化すること

② 精神保健福祉士等による認知行動療法の実施への支援

- ・うつ病患者に有効とされる認知行動療法を普及させるため、医師の指導監督のもと看護師のみならず精神保健福祉士等による実施が可能となるよう診療報酬を見直すとともに、研修を充実させること

4 安定した高齢者福祉・介護体制の確保

安定した高齢者福祉・介護体制を確保し、豊かな長寿社会を実現するため、以下の措置の実施を求める。

(1) 介護保険制度の見直し【厚生労働省】

① 介護保険料の見直し

ア 保険料負担の公平化

- ・介護保険料の算定は「個人単位での賦課」が基本とされているが、世帯に市町村民税課税者がいる場合、世帯収入の合計の多寡と介護保険料の負担合計の多寡が逆転し、公平性を欠く状況であるため、現在の個人単位から世帯単位での算定に変更すること

イ 低所得者に対する介護保険料軽減強化の完全実施

- 新**・介護保険制度を持続可能なものとするためには低所得者も保険料を負担し続けられるようにする必要がある。そこで、平成27年度から低所得者の介護保険料の軽減措置が強化されており、更に平成29年度からは、消費税率引上げに合わせて市町村民税非課税世帯全体を対象とした軽減措置を完全実施することとされていた。消費税率引上げ延期にもかかわらず、予定どおり平成29年度から軽減措置を完全実施する場合は、必要な財源を確実に確保すること

【参考】低所得者に対する介護保険料軽減強化

- ・市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象に保険料の軽減措置が実施されてきた。
- ・従前は保険料基準額の×0.5の軽減だったが、平成27年度より×0.45に軽減措置が強化された。
- ・更に平成29年度から、市町村民税非課税世帯全体を対象に×0.3～0.7の軽減措置を実施予定
- ・軽減分は公費により補填（負担割合：国1/2、県1/4、市町1/4）

② 適切な介護サービス提供の仕組みづくり

ア 情報公表制度に関する経費の国庫負担化

- ・介護サービス情報公表制度については、事業者からの手数料収入で運営されていたが、24年度より国庫補助の対象（補助率1/2）となり、都道府県負担が生じている。また、システムは国が一元管理しているが、公表される情報は、都道府県が事業者から報告を受け、必要な調査を行って整備しており、統一が図られていない。これらの状況を改善するため、介護サービス情報公表制度に関する経費は全額国庫で負担することとし、あわせて公表される情報の統一を図ること

イ 住所地特例制度の対象拡大

- ・障害者総合支援法の居住地特例により、入居前の市町村が費用負担を行っていた入居者が、介護施設等に移行した場合、費用は障害者支援施設等の所在地の市町村が負担することになる。障害者支援施設等の所在地の市町村の費用負担が過度とならないよう、介護保険法の住所地特例を見直すこと
- ・今後、都市部の要介護認定者が地方部の居宅へ移住し、介護サービスを利用するが増えると、保険者となる都市部以外の市町村の負担が過大となる懸念がある。ついては、転居後一定期間内（1年以内など）に介護サービスを受ける場合、転居前の市町村が保険者となるよう住所地特例の適用対象を見直すこと

ウ 射幸心をそそるおそれ等のある遊技への規制強化

- ・賭博施設を想起させる名称や遊技設備・疑似通貨を用いて介護保険サービスの利用時間の相当程度を越えて提供することは、介護保険法の趣旨・目的にそぐわないことから、本県では、平成27年10月より条例で、風俗営業法で規制される遊技と同種の遊技を提供する事業所等に関する設備及び運営等の基準を設けるとともに、風俗営業を連想させる外観等の規制を行っている。同様の規制が全国で実施されるよう、厚生労働省令（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等）を改正すること

エ 小規模多機能型居宅介護の人員基準の緩和

- ・居宅介護支援専門員と小規模多機能型居宅介護サービスの介護支援専門員の兼務が認められておらず、小規模多機能型居宅介護サービスを利用しようとする、その事業者の介護支援専門員に変更せざるを得なくなることが、同サービスの普及を妨げている。同一の介護支援専門員によるケアマネジメントが継続されるよう小規模多機能型居宅介護サービスの介護支援専門員に関する人員基準を緩和すること

③ 軽度者に対する生活支援サービスの継続

ア 軽度者に対する生活援助サービスの継続

- 新**・軽度者に対する生活援助サービスについて、給付の見直しや地域支援事業への移行などを検討するに当たっては、市町の負担等を勘案するなど慎重に行うこと

イ 軽度者に対する福祉用具貸与、住宅改修制度の継続

- ・次期介護保険制度改正において、軽度者に対する介護ベッドなどの福祉用具貸与や住宅改修については、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、保険給付の対象として継続すること

(2) 在宅介護・生活支援サービス等の充実【厚生労働省、国土交通省】

① 地域における24時間の在宅介護サービスおよび見守りサービスの充実

ア 定期巡回・随時対応サービスへの参入促進

- ・施設と在宅のバランスのとれた介護基盤の整備を図り、中重度の要介護者の在宅生活を支えるためには、24時間の在宅サービスの提供体制が必要なことから、定期巡回・随時対応サービスへの事業者参入を促進する以下の措置を講じること
 - 定期巡回・随時対応サービスの介護分・看護分双方の報酬について、事業者の参入が促進される水準へ引上げ
 - 看護分の報酬の引上げに際しては、一般の訪問看護サービスとの報酬単価差の解消あるいは縮小

【参考1】定期巡回の訪問看護サービスと一般の訪問看護サービスとの報酬単価差

- ・訪問看護の訪問回数が4回以上（要介護5は5回以上）になると「定期巡回の訪問看護」の介護報酬が「単独の訪問看護」の介護報酬を下回ることになり、訪問看護事業者の定期巡回・随時対応サービス参入の阻害要因となっている。

【介護報酬比較（30分以上1時間未満の場合）】

<要介護1～4>

訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額
3	29,350	24,420	4,930
4		32,560	△3,210
5		40,700	△11,350
6		48,840	△19,490

<要介護5>

訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額
3	37,350	24,420	12,930
4		32,560	4,790
5		40,700	△3,350
6		48,840	△11,490

【参考2】訪問介護・看護における定期巡回と単独の違い

定期巡回：定期に巡回し、必要な時に必要なサービスを提供【包括払い】

※訪問看護の回数が増えても介護報酬の単価は一定

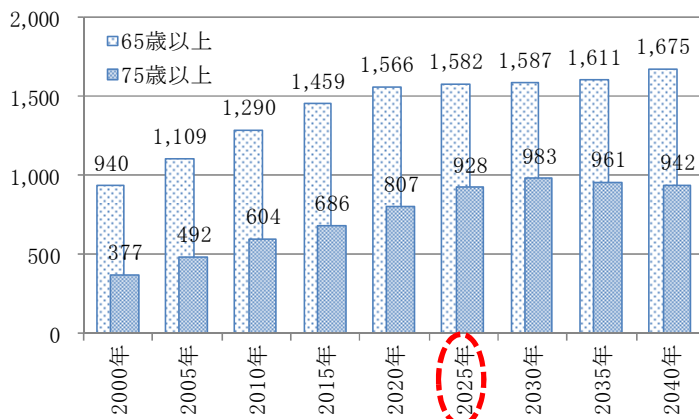
一般：予め決められた時間に計画的にサービスを提供【出来高払い】

- 24時間体制で職員を配置する特別養護老人ホームや老人保健施設による定期巡回・随時対応サービスの実施を促進する仕組みの構築
- 集合住宅への減算措置の廃止あるいは緩和

<集合住宅への減算措置>

- ・平成27年4月の報酬単価改定により、位置関係により効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨から、いわゆる「集合住宅減算」が創設された。
- ・事業者が所在する建物と同一又は隣接の敷地内の建物、もしくは同一建物に居住する利用者にサービスを提供する場合は、1人当たり月600単位（10円換算：6,000円）の減算となるため、事業者が地域の定期巡回・随時対応サービスに参入する阻害要因となっている。

<今後の本県の高齢者人口の推移（単位：千人）>



2025年問題

団塊の世代が75歳以上になる2025年頃に介護・医療費等社会保障費が急増する問題

※75歳以上になると要介護等認定が急増

区分	要支援	要介護	計
65～74歳	1.4%	3.0%	4.4%
75歳以上	8.8%	23.3%	32.1%

(出典)内閣府「平成28年版高齢社会白書」

本県予測（今のまま推移した場合の2025年）

特別養護老人ホームが約1万3千人分不足

- ⇒対応策
- ①特養の整備 約8千人分
 - ②在宅サービスの充実 約5千人分

イ 生活援助員の配置促進のための地域支援事業の拡充

- ・地域における高齢者の見守り・安否確認を行う生活援助員（L S A）の配置を促進するため、多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象とする「地域支援事業」について、上限額（任意事業については前年度の上限額×65歳以上の高齢者数の伸び率）を引き上げること。また、一般住宅の高齢者も見守り等の対象とする制度の拡充などの見直しを行うこと

② 介護基盤整備の推進等

- ・消費税増収分を財源として、医療・介護サービス提供体制を充実させるため、平成26年度、各都道府県に「地域医療介護総合確保基金」が設けられたが、基金の使途が国の要領に示されている18事業に限定されており、地域の創意工夫が生かされない。都道府県の実情に応じた柔軟な事業展開ができるよう、基金の対象事業の要件を弾力化するとともに、財源を十分確保すること

③ サービス付き高齢者向け住宅に対する財政支援の拡充

- ・高齢者の居住の安定確保を図るため、特定施設入居者生活介護の指定に必要な施設（特殊浴室、介護室等）を整備するサービス付き高齢者向け住宅に対する補助金額を引き上げること

【参考】本県のサービス付き高齢者向け住宅の整備状況

- ・登録戸数 10,374戸（平成28年6月末時点）
- ・入居者の状況 要支援以上95%、要介護3以上34%、平均年齢84.3歳
- ・特定施設入居者生活介護*の指定事業者は全体の12%

※入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援が受けられる。

(3) 地方の実情に対応した「生涯活躍のまち」づくり【厚生労働省】

① 事業実施に対する国支援の柔軟な対応

- ・平成27年12月に取りまとめられた「生涯活躍のまち」構想の展開については、構想に示された事業手法だけではなく、各団体が既に取り組んできた成果を踏まえ、創意工夫を発揮して事業実施する場合も国の交付金を活用できるようにするなど、柔軟な取り扱いとすること

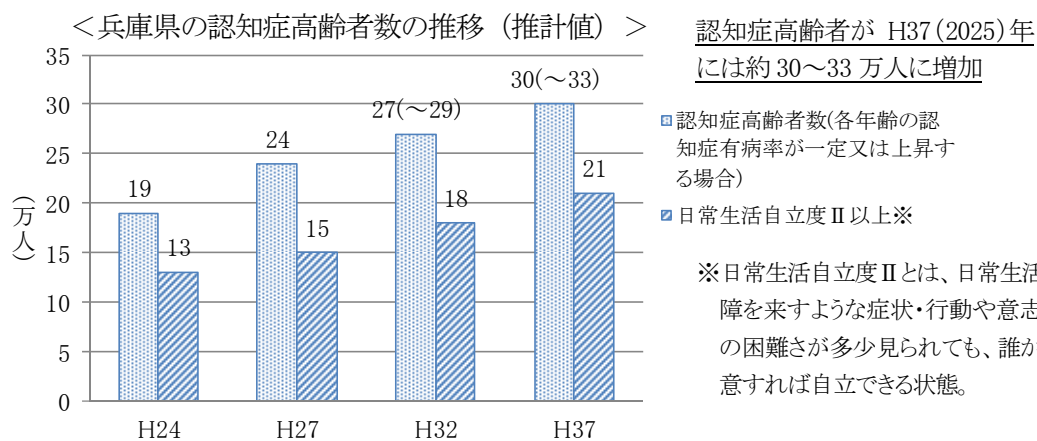
② 住所地特例の拡大等

- ・都市部に集中する高齢者の受け皿を地方で確保しようとするのであれば、地方が受け入れやすいよう、介護保険制度における住所地特例の拡大等の仕組みを提示すること

(4) 認知症施策の充実強化

① 認知症高齢者の見守りと行方不明時の迅速な対応【厚生労働省、国家公安委員会、警察庁】

- ・行方不明の認知症高齢者の早期発見・保護に向け、都道府県域を越える各地方公共団体からの発見協力依頼を迅速に行える仕組みとして全国ネットワークによる発見協力依頼システムを構築すること



<行方不明者受理件数の推移>

区分	行方不明者届受理件数		
	総数	うち認知症	割合
H25	5,407	1,308	24.2%
H26	4,987	1,207	24.2%
H27	4,932	1,309	26.5%

兵庫県警察本部調べ

(参考) 全国の行方不明者の状況

区分	行方不明者届受理件数		
	総数	うち認知症	割合
H25	83,948	10,322	12.3%
H26	81,193	10,783	13.3%
H27	82,035	12,208	14.9%

警察庁調べ

② 低所得の認知症高齢者対策の充実【厚生労働省】

- グループホーム（認知症対応型共同生活介護）は、介護保険の補足給付の対象外とされ、家賃や食事代が必要となるため低所得者は利用できず、特別養護老人ホームが低所得で在宅生活が困難な認知症高齢者の唯一の受け皿となっている現状がある。低所得の認知症高齢者の増加に対応するため、グループホームを補足給付の対象にすること

<補足給付*の対象外となっていることに伴う問題点>

- 低所得者がグループホーム（認知症対応型共同生活介護）を利用したくても、家賃や食事代（都市部で月額計10万円程度）が必要となり事実上利用が困難なことから、特養が低所得で在宅生活が困難な認知症高齢者の受け皿となっている実態がある。
- ※補足給付：「施設サービス（特養等）」及び「居宅サービスの一部（短期入所サービス等）」を利用する低所得者に対し、保険給付の対象外となる居住費及び食費の一定額（上限：月額7万円）を介護報酬で補足。「地域密着型サービス」に区分されるグループホームは補足給付の対象となっていない。

(5) 介護職員の処遇改善【厚生労働省】

① 処遇改善加算制度の拡充等

- 平成27年4月の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が拡充されたが、次期改定での取り扱いが不透明で、加算を取得しない事業所も存在する。介護人材の確保に向け、他産業との給与水準の格差縮小に向けた処遇改善加算制度の拡充など、介護職員の処遇改善に継続して取り組むこと

② 労働環境改善に対する支援の充実

- 介護職員の人材確保が喫緊の課題となっているため、介護職員の労働環境改善に向け、介護ロボットの導入や事務処理業務の省力化等に資する機器等の導入に対する支援を充実すること

③ キャリアアップに対する支援の充実

- 研修修了者の配置に対する介護報酬の加算の拡充等、キャリアアップを支援するための仕組みを充実すること

(6) 音楽療法の社会的な定着への支援【厚生労働省】

- 質の高い音楽療法を提供できる音楽療法士を確保するため、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士等の医療・福祉資格と同様の統一的な資格制度を創設すること

【参考】音楽療法士の資格制度の状況（平成28年3月末現在）

- 民間団体や一部の大学等がそれぞれ独自の資格制度を設けており、その数も限定されているほか、技術レベルも平準化されていない。

<音楽療法士>

（兵庫県） 332名

（日本音楽療法学会） 2,608名

（岐阜県） 814名 （奈良市） 15名 （桑名市） 28名

(7) 長期的に安定した運営を目指した年金制度の見直し【厚生労働省】

① 年金制度の一元化

- ・同一所得であれば同一負担、同一給付となるよう、国民年金被保険者にも基礎年金部分に加え、厚生年金と同様に所得に応じて年金額が変動する所得比例部分(2階部分)を設けるとともに、国費の投入等必要な経過措置を講じた上で将来的に年金全体の一元化を検討すること

② 支給額の見直し

ア マクロ経済スライドの完全実施

- ・将来にわたり安定的に制度を運営するため、マクロ経済スライドを完全実施すること

イ 在職老齢年金制度の簡素化

- ・在職老齢年金は、所得に応じて段階的に支給額をカットするとともに、賃金が一定額を越えた場合に支給を停止するなど分かりやすい制度とすること

ウ 高所得高齢者への所得に応じた負担

- ・60歳以上の高所得高齢者も、所得に応じた保険料を負担するとともに、年金を支給停止又は支給額を減額すること

③ 保険料徴収の見直し

ア 各号被保険者のあり方に関する見直し

- ・3号被保険者が基礎年金を受給することの不公平感を解消するため、3号被保険者を1号被保険者に準じた位置付けにする見直しを検討するとともに、2号被保険者とする短時間労働者の範囲(現行：週当たり勤務時間30時間以上→H28.10月～：同20時間以上)の更なる拡大を検討すること

イ 応能負担の原則に基づく見直し

- ・応能負担の原則に基づき、標準報酬月額を引き上げるとともに、年金の過度の上昇を防止するため受給額逡減制度を導入すること

ウ 市町への徴収委託の導入

- ・保険料の納付促進を図るため、市町に徴収を委託できるようにすること

④ 支給開始年齢の見直し

- ・高齢者が持てる能力に応じて働くことのできる社会の実現を目指し、就労状況を考慮して支給開始年齢を引き上げること

⑤ 国民年金保険料の納付義務免除

- ・厚生年金の被保険者と同様に、国民年金の第1号被保険者の出産前6週間及び出産後8週間に対する保険料の納付義務を免除すること

5 障害者の安心につながる制度改革の実現

新たな障害者福祉制度の構築に当たっては、平成28年5月に改正された障害者総合支援法の内容も踏まえて、制度の適切な実施に向け、以下の措置の実施を求める。

(1) 障害者福祉制度の構築に当たっての配慮【内閣府、厚生労働省】

① 新制度への円滑な移行支援

ア 円滑な移行に向けた地方との協議の実施等

- ・障害者福祉制度の実施主体である地方公共団体との協議の場を設置し、地方意見を十分に反映させるとともに、制度改革の工程表を提示し、新たな制度移行への十分な準備期間を確保すること

イ 国の責任による財源措置

- ・制度改革に伴い地方公共団体に新たな負担を生じないような制度設計を行い、必要な財源については国の責任で措置すること

ウ 暫定対策の実施

- ・新たな制度が構築されるまでの間に支援の切れ目が生じないよう暫定対策を実施すること

② 障害者差別解消対策への支援

ア 障害者差別解消法の運用に要する経費への財源措置

- ・障害者差別解消法の円滑な運用のため、バリアフリー化改修やアクセシビリティ向上（事前的改善措置）、職員・従業員研修、障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に要する財源を措置すること

イ 救済機関の設置

- ・障害者差別の実効的な解決を図るための救済機関を設置すること

③ 障害基礎年金の判定の見直し

- ・障害基礎年金の判定において、支給・不支給割合に都道府県間で著しい格差があることから、障害者の居住地による不公平が生じないよう、国の事務として早急に対処すること

(2) 障害者の安心につながる具体的な制度改革【厚生労働省】

① 利用者負担の軽減等

ア 利用者負担の軽減

- ・65歳以上となった障害者が介護保険サービス利用に移行した後、非課税世帯であっても利用料の応益負担が生じ、それが大きな経済的負担となる現状があるため、障害者総合支援法改正で設けられた高齢障害者の介護保険移行の際の利用者負担軽減の仕組みについて、その対象要件の詳細を早急に示すとともに、要件を緩和する等、真に負担軽減となるような制度とすること
- ・低所得者（市町民税非課税）の自立支援医療及び医療型障害児施設の医療費について、利用者負担が無料である障害福祉サービスと同様に無料化すること
- ・サービスの重複利用について、障害福祉サービスと補装具の利用者負担の合算に加え、自立支援医療も合算した上限額を設定すること
- ・グループホーム入居者の家賃補助の上限額（月額10,000円）について、平均家賃（月額27,000円）まで増額すること

イ 支給決定のあり方検討における意見聴取

- ・障害者総合支援法施行後3年を目途とした障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方の検討に際しては、地方公共団体、事業者及び利用者団体の意見を十分に踏まえた適切な措置を講じること

ウ 重度障害者の訪問看護サービスの創設

- ・重度障害者の在宅生活を支えるための訪問看護サービスを創設すること

エ 補聴器購入助成制度の創設

- ・身体障害者手帳の交付対象でない軽度・中度難聴児に対する補聴器購入助成制度を創設すること

オ 交通運賃割引制度の適用の働きかけ

- ・精神障害者にも身体障害者や知的障害者と同様の交通運賃割引制度の適用を実現するため、公共交通事業者に対して適切な措置を講じるよう働きかけを行うこと

② 事業者の経営基盤強化

- ・一般労働者並みの賃金の支給や、事業所運営に必要な固定経費が確保できる報酬単価の引上げ等、事業者の経営基盤を強化すること
- ・地域移行を促進するグループホームについて、重度障害者にも手厚いサービスが確保できる職員配置を行うとともに、それに見合った報酬単価を設定すること

③ 地域生活支援事業の国の義務負担化等

- ・地域生活支援事業は、補助事業と位置づけられ、十分な財政支援がなく、市町の財政負担が大きいため、適切に事業が行えるよう国の負担を義務化すること
- ・発達障害者支援センター等の運営費は、事業規模が大きいことから、地域生活支援事業とは別に、新たな国の財政支援制度を創設すること

④ 障害福祉サービス基盤整備の充実に向けた安定した恒久財源の確保

- ・施設入所から地域生活への移行を円滑に促進するために重要な役割を担うグループホーム等の基盤整備や障害福祉サービス事業所の運営の安定化などを図るため、安定した恒久財源の確保により、障害福祉サービスの基盤整備を充実すること

⑤ 精神障害者相談員の法制化

- ・地域で生活する精神障害者の支援体制を充実させるため、現在法的な位置づけがない精神障害者相談員を法制化し、財源を措置すること
(身体障害者相談員、知的障害者相談員は法制化されており、交付税措置もある)

⑥ 障害者の範囲の拡大

- ・障害者総合支援法で障害者の対象に加わることとなった難病患者について、同法施行令で定める332疾患のみならず、日常生活の支援が必要なものすべてを対象化すること

⑦ 相談連携体制の整備

- ・市町の総合的相談拠点としての基幹相談支援センターの設置促進のための人員配置等の財源措置を拡充すること
- ・精神障害者の身近な窓口である市町において、福祉のみならず、精神保健（医療）にかかる相談指導等の実施を義務付けし、財源支援を行うこと

⑧ 重篤な精神障害者に対する支援体制の構築

- ・措置入院者等の重篤な精神障害により入院した患者が地域で安全安心に暮らしていく上で医療中断の予防や関係機関の連携強化が必要であるため、医療観察法に準じた多職種チームによる支援を行う体制を構築し、財源支援を行うこと

【参考】本県が独自に構築を進めている支援体制の概要

<精神障害者継続支援チームの設置>

- ・本県では、措置入院者等の精神障害者が退院後も必要な医療を中断することなく地域で暮らしていけるよう、平成28年度から13の保健所（健康福祉事務所）に継続支援チームを設置
- ・継続支援チームを核に市町、医療機関、民生委員、ピアサポーター等が連携して対応
- ・対象者の転居により支援が途絶えないよう、確実な引き継ぎができる体制を広域で整備する必要があり、県内の政令市、中核市でも同様の取組を進めることとなった（H28.8～）

<措置入院者の支援に係る会議の設置>

- ・措置入院者の入院治療の必要性等について専門的な助言を行う第三者機関の設置を予定

⑨ グループホームにおける消防用設備整備の財源支援

- ・消防法施行令改正に伴うグループホームにおける消防用設備の整備促進のため、既存の施設整備費とは別に補助制度を創設すること

(3) 障害者等の自立につながる支援の充実【厚生労働省】

① 障害者就労の拡大

ア 就労定着支援の充実

- ・在職障害者の増加に伴い、就労継続・定着のための生活支援ニーズが一層多様化、増大する傾向にあることから、平成28年5月の障害者総合支援法改正により創設されることとなった就労定着支援サービス(企業・家族との連絡調整や生活支援等)の詳細を早急に示すとともに、職場定着支援策を更に拡充すること

【参考】 就労定着支援サービスの概要

[対象者] 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

[支援内容] 企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理等の課題を把握し、その解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等を支援

イ 事業主への支援

- ・障害者等の就職困難者を継続雇用する事業主を支援する「特定就職困難者雇用開発助成金」について、平成27年度の制度変更により、中小企業を対象に、支給期間は延長(1年6ヶ月→2年)されたが、支給総額が減額(135万円→120万円)された。障害者就労の拡大のためには、中小企業への支援拡充が必要であるため、支給総額を復元し、更に増額すること
- ・障害者雇用の促進に有効な特例子会社の設立を推進することにより障害者の就労の場を拡大するため、出資割合に応じて障害者雇用数を按分できる、グループ適用外の複数企業(企業規模を問わない)による特例子会社制度を創設すること
- ・障害福祉サービス事業所への発注拡大により、障害者就労機会の拡大を図る企業の取組を支援するため、障害者雇用納付金制度において、障害福祉サービス事業所に仕事を発注した事業主に対する報奨金支給制度を創設すること

ウ 在宅ワークの促進

- ・障害者の在宅ワークを促進するため、受発注・納品等を容易にするためのICTネットワークの構築を図ること

エ 工賃向上への支援

- ・働く障害者の工賃水準の向上に向け、事業所が作成する工賃向上計画の着実な推進を図るため、「工賃向上計画支援事業補助」に対する財源措置を拡充すること
- ・雇用契約に基づく就労が困難な者に対して就労の機会を提供する「就労継続支援B型事業所」の目標工賃達成加算について、「前年度の工賃が前々年度の工賃実績以上であること」という算定要件を見直し、高工賃帯の水準を確保している事業所は前年度の増減にかかわらず加算を算定できるよう改善を講じること

オ 精神障害者の雇用促進及び安定雇用の促進

- ・精神障害者の地域移行・地域定着を推進するため、障害のある当事者と同様の経験を持ち、身近な存在として障害者を支援する「ピアサポーター」の雇用促進及び安定雇用を図るための制度を構築すること

② 小規模作業所等への運営支援の強化

- ・人員確保が困難であること等により、障害者総合支援法上のサービス(個別給付)への移行が困難な小規模作業所や地域活動支援センターの運営の安定化を図るため、市町が実施する「地域活動支援センター等運営補助」に対する支援措置を充実すること

③ 精神保健福祉士やピアサポーター等による相談・支援体制等の構築

- ・精神を病んだ人(障害支援区分の認定を受けていない精神障害者)が、就労を含めた社会復帰のために、精神保健福祉士やピアサポーター等による相談・支援や就労訓練が受けられる体制や居場所を、障害福祉サービスの中で構築すること

6 ユニバーサル社会実現に向けた施策の推進

高齢者や障害者を含むだれもが自由に移動し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるユニバーサル社会の実現に向け、以下の措置の実施を求める。

(1) バリアフリー化等の推進【総務省、国土交通省】

① バリアフリー化等の推進

ア バリアフリー化の推進

- ・ 1日当たりの乗降客数が3千人以上の駅舎（阪急花隈駅、山電江井ヶ島駅、山電尾上の松駅、神鉄有馬温泉駅）のバリアフリー化を図るための予算を確保すること
- ・ 乗合バス車両へのノンステップバス導入の推進を図るための予算を確保すること

【参考】公共交通のバリアフリー化関連予算の状況

- ・ バリアフリー・ユニバーサルデザイン化等の推進【国土交通省】
鉄道駅におけるエレベーター等のバリアフリー化施設の整備の推進
H29概算要求：48億円（H28：26億円）、H28補正要求：53億円
- ・ 公共交通ネットワークの再構築【国土交通省】
ノンステップバスの導入、視覚障害者誘導用ブロックの整備等の支援
H29概算要求：311億円（H28：249億円）

イ 駅ホームからの転落防止対策の推進

- 新**・ 本年8月に設置された国の「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の議論も踏まえ、ホームドアの整備促進や視覚障害者への声かけなどの総合的な転落防止対策を早急を実施すること

【参考】本県が実施している視覚障害者の転落事故防止対策（ソフト対策）

- ・ 転落死亡事故を受け、県による広報のほか、市町、鉄道事業者へ啓発・広報等を要請
 - ・ みんなの声かけ運動（※）の関係者・団体等に駅ホームでの声かけや誘導の実施を依頼
 - ・ 今後、みんなの声かけ運動を中心にソフト面の対策強化を検討
- ※困っている障害者や高齢者等に助け合いの声かけを行う県民運動（推進員約4,600名、団体146箇所）

- 新**・ ホームドアの整備促進のための予算を十分に確保すること。特に乗降客数が多く一駅当たりの事故発生件数が多い駅舎のホームドア整備については、特別に予算を確保すること。なお、事業の採択に当たっては、乗降客数だけではなく、視覚障害者団体の意見や当該駅の実情、緊急性等も踏まえること

【参考】国のホームドア設置の考え方

- ・ 国は平成23年8月から乗降客数10万人以上の駅を優先しホームドアの整備を鉄道事業者に要請してきたが、本年8月に「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」を設置し、年内に総合的な転落等の防止対策をとりまとめる予定
- ・ 県下10万人以上全7駅：JR三ノ宮、神戸、明石、姫路、阪急神戸三宮、阪神神戸三宮、市営地下鉄三宮

- 新**・ ホームドア整備における設置経費の低減や車両扉位置の違いなどの課題に対応するため、新たなタイプのホームドアの技術開発を推進すること

【参考】新たなタイプのホームドアの例（国土交通省資料から抜粋）

<昇降ロープ式（支柱伸縮型）>

- ・ 西日本旅客鉄道（株）が開発し、本県のJR六甲道駅にも設置
- ・ ドア部分を昇降するロープとすることで開口部を広くし、異なる扉位置の車両やオーバーランに対応

<マルチドア対応ホームドア>

- ・ 三菱重工交通機器エンジニアリング（株）が開発し、三浦海岸駅（神奈川県）で試験実施中
- ・ ホームドアの開閉位置を変えることにより、異なる扉位置の車両に対応

② 通学路の歩道整備に対する交付税措置の拡充

- ・通学路で児童が巻き込まれる事故が相次いだことから、児童・生徒の生命を守る通学路の歩道整備を促進するため、歩道整備に対する起債に対し、学校教育施設の耐震化と同等の交付税措置を講じること（公共事業等債交付税算入率 現行20%→60%）

（2）身体障害者等用駐車場の適正利用の推進【厚生労働省、国土交通省】

- ・全国的に導入が拡大し、相互利用も進みつつある身体障害者等用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）について、導入拡大・定着への支援を行うこと

（3）移動支援やコミュニケーション支援等の国の義務負担化【厚生労働省】

- ・障害者総合支援法において、現在、国庫補助事業である地域生活支援事業として実施されている通勤・通学の反復利用を含めた移動支援や、手話通訳、盲ろう者通訳・介助員等の派遣、点訳・音声訳等のコミュニケーション支援事業等について、国の負担を義務化すること

（4）ロボット技術を活用したリハビリテーションへの支援【厚生労働省】

- ・上肢を欠損した子どもの発育や大人の社会復帰に有用な筋電義手（筋肉を動かす際に生じる微量の筋電位を利用して手先の開閉操作を行う電動の義手）について、その普及を図るため、訓練用義手取得に対する助成措置や訓練できる人材の育成など、訓練環境の整備に関する支援制度を創設すること

（5）手話言語法の制定【厚生労働省】

- 新**・聴覚障害者が日常生活において安心して手話を用い、積極的に社会参加できる環境を整備するため、手話言語法（仮称）を制定すること

【参考】手話言語法に関する地方の動き

- ・平成28年3月までに全地方議会において「手話言語法制定に関する意見書」を採択
- ・平成28年6月に「全国手話言語市区町会」が発足（224市区）
- ・平成28年7月に「手話を広める知事の会」が発足（33道府県）

7 生活保護等のセーフティネットの構築

生活の安心と安定を確保するセーフティネットを構築するため、以下の措置の実施を求める。

（1）生活困窮者支援制度の強化と生活保護制度の抜本改正【厚生労働省】

① 就労支援の強化

ア 実効性のある就労支援制度の創設

- ・自立更生計画に基づき期間を設定して保護する制度の創設及び指導に従わず就労自立の努力を怠った場合、その程度に応じて保護を停止、廃止、保護費を減額する制度を創設すること

イ 就労自立を目指す支援への参加の義務化

- ・就労による自立を確実に進めるため、生活困窮者に対する就労準備支援事業と中間的就労事業との関係を整理し、双方の事業への参加の義務化を含めた位置づけを検討すること

ウ 国による新たな就労機会創出のための制度の創設

- ・新たな就労機会の創出のため、農林業、建設業等分野における公共事業の活用など国による雇用創出事業を実施すること

② 適正な医療扶助に向けた制度の見直し

- ・医療扶助の適正化のため、生活保護の医療扶助に関する医療機関の窓口での一部自己負担、及びその費用として一定額を保護費に上乗せする制度を創設すること

③ 生活困窮者等の自立支援事業の地方負担分の国庫負担化

- ・生活困窮者自立支援制度の充実のため、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」により実施されていた住宅支援給付事業、生活保護受給者就労支援事業及び社会的包摂・「絆」再生事業等の法整備により廃止・再編されて地方公共団体負担が生じた事業の全額国庫負担を維持すること

(2) 生活困窮者支援体制の強化【厚生労働省】

① NPO等民間団体の育成

- ・生活困窮者支援制度は、法定支援事業のほか、関係機関・団体等の支援を含めて総合的に支援することを予定しているため、生活困窮者支援に取り組むNPO等民間団体を育成すること

② 人材養成事業の継続的な実施

- ・生活困窮者に対する相談支援等を担う専門の人材を確保するため、国による人材養成事業を継続的に実施すること

③ 中間的就労事業の社会福祉法人等への委託

- ・稼働能力はあるが、直ちに一般就労を目指すことが困難な者への就労支援を充実させるため、福祉事務所を設置する地方公共団体による中間的就労事業の実施にあたり、福祉事務所が認定した社会福祉法人やNPO法人等への委託を可能とし、具体的な認定基準を明示すること

(3) 生活保護受給者に対する就労・自立支援対策の強化【厚生労働省】

① 就労支援対策の充実

ア 福祉施策の充実による支援対象の特化及び就労支援への重点化

- ・生活保護制度の適用を真に必要な者に特化するため、母子・父子家庭への支援や高齢者福祉対策等を充実させるとともに、生活保護制度における就労支援対策等の重点化を進めること

イ 稼働能力判定の適正化

- ・稼働能力の有無の多角的かつ客観的判定のため、一定の判断基準を策定するとともに、主治医以外の医師や精神保健福祉士等による判定会議を福祉事務所が設置できるよう、全額国庫負担（現行：国3/4）とすること

ウ 中間的就労事業への参加の義務化

- ・稼働能力はあるが直ちに一般就労を目指すことが困難な者への確実な就労支援のため、中間的就労事業への参加を義務づけること

② 自立に向けた指導・指示の円滑な実施に向けた見直し

ア 法に基づく指導・指示が行える範囲の明確化

- ・被保護者に対し、健康診断の受診等の健康管理や生活の自立に向けた指導・指示を適切に行えるよう、法に基づく指導・指示が行える範囲を明確化すること

【参考】現行法の問題点

- ・生活保護法第27条に、保護の実施機関は「生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」と規定されているが、どの範囲まで指導・指示が可能なのかについては不明確

イ 助言指導を行う職員の全額国庫負担化

- ・健康相談等の助言指導を行う専門職員の設置は交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること

③ 受給者支援を行う民間団体の育成

- ・高齢受給者等の地域での安心・安全な生活が維持できるよう、見守り、受給者の日常生活上のトラブルへの対応等を担う民間団体の発掘や育成を行うこと

(4) 子どもの貧困対策の強化【厚生労働省】

① 教育扶助の充実

- ・一般世帯より高校進学率の低い生活保護受給世帯の子どもの高校進学を支援し、貧困の連鎖を防止するため、高等学校等就学費を教育扶助に位置づけるとともに、高校進学のための学習塾に通えるよう教育扶助の学習支援費を増額すること

【参考】提案に関する現行制度の概要

- ・高等学校等就学費は、「当該世帯の自立に効果的と認められる場合」に就労に必要な技能の習得に係る費用を給付する「生業扶助」の一つとして位置付け
- ・教育扶助の学習支援費は月2～4千円程度

② 学習支援等を行う民間団体の育成

- ・親の教育に関する意識の欠如や、家庭内に問題を抱えているため学業に集中できない子どもの学習支援や子ども食堂の運営など、生活困窮世帯の子どもに対して生活習慣獲得への支援、進学への意欲助長、高校進学後の就学フォロー等の活動を行うNPO等の民間団体を支援する制度を創設すること

(5) 生活保護に関する適正化対策の強化【厚生労働省】

① 貧困ビジネス防止対策の強化

- ・住宅確保が困難な低所得者を狙った貧困ビジネスの防止のため、福祉事務所が民間賃貸住宅・公営住宅を活用して現物給付できる制度を整備すること

② 不正受給対策の強化

ア 指定医療機関への指導監査体制の強化

- ・指定医療機関への指導監督を徹底するため、都道府県と地方厚生局の連携による指導監査体制を強化すること

イ 資産・収入調査の徹底のための制度構築

- ・生活保護法第29条に基づく資産・収入の調査を徹底するため、民間事業者の調査協力を義務化するとともに、金融機関の本店一括照会方式を証券会社等へも拡大すること

ウ 返還義務の確実な履行のための制度構築

- ・不正受給に対する返還義務を確実に履行させるため、本人からの申し出の有無にかかわらず不正受給に対する返還金と生活保護費とを調整できるようにすること

エ 悪質な不正に対する制裁措置の強化

- ・悪質な不正があった場合の保護停止等不正受給に対する制裁措置を強化すること

③ 制度の適切な運用に向けた見直し

ア 扶養関係に関する判断基準の策定

- ・保護の実施機関で取扱いに差が生じることがないように、扶養義務者の扶養能力の有無及び扶養の程度に関する一定の判断基準を策定すること

イ 収入認定の見直し

- ・災害時における義援金等を収入認定する取扱いは適当ではないため、収入認定の対象から除外すること

(6) 外国籍無年金者に対する救済措置の実施【厚生労働省】

- ・日本国籍を有していなかったため国民年金の受給権を有さない在日外国人（高齢者・障害者）の生活の安定を確保するため、これらの者に対する救済措置を早期に実施すること

【参考】本県が実施する「無年金外国籍高齢者・障害者への福祉給付金の支給」の概要

- ・制度的理由により国民年金の給付が受けられない外国籍高齢者等に対し、福祉的措置として給付金を支給
 - <高齢者福祉給付金>16,654円/月
対象者240人(平成28年10月1日時点)
老齢福祉年金の1/2相当額を市町を通じて支給
 - <障害者福祉給付金>40,629円/月
対象者 92人(平成27年10月1日時点)
障害基礎年金1級の1/2相当額を市町を通じて支給

8 地域の安全安心体制の強化

多発する凶悪犯罪や特殊詐欺、ストーカー・DV事案をはじめとする人身安全関連事案等に対応して、地域住民の治安に対する不安解消に向けた取組を推進するため、以下の措置の実施を求める。

(1) 子どもを守る取組の強化【総務省、厚生労働省】

① 児童相談所の体制強化

ア 専門職員の配置基準設定及び財源措置

- ・児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応・自立支援に至るまで切れ目のない対策が講じられるよう児童相談所の体制を強化するため、虐待を行った親やハイリスク家庭への指導、専門診断に対応する専門職員（児童心理司等）の配置基準を設定するとともに、必要な財政措置を行うこと

イ 市町の児童家庭相談体制の強化

- ・児童家庭相談の一義的な対応を担う市町と児童相談所との役割分担を明確化するとともに、市町の児童家庭相談体制及び対応力強化に向け、児童福祉司任用資格取得者等専門職員の配置基準を設定し、必要な財政措置を行うこと

ウ 中核市における児童相談所の設置義務化

- ・児童虐待への対応を強化するため、中核市における児童相談所の設置を義務化すること。義務化するまでの間、中核市において児童相談所の設置が進められるよう、財政措置など支援策を講じること

エ 児童相談所の調査権限の強化

- ・家庭環境の複雑化により現行法で対応できない虐待事案から子どもを守るため、親の同居人や交際相手等を含めた調査権限を児童相談所に付与すること

② 通報しやすい体制の整備

- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の更なる周知を図るとともに、利便性向上のための抜本的な改善策について早急に検討を行い、通報しやすい体制を整えること

③ 関係機関の連携体制強化

- ・学校や医療機関、警察等関係機関における早期発見と適切な対応を図るため、通告先である児童相談所及び市町と関係機関との間における緊密な連携体制を更に強化すること

④ 一時保護所の環境改善と量的拡大

- ・年々高まっている一時保護のニーズに対応するため、個別対応が可能な居室の整備などの環境改善と一時保護委託を含めた量的拡大を早急に図ること

【参考】一時保護所の目的

- ・以下の目的を十分発揮するために、提案の実現が必要
 - 虐待等による緊急保護
 - 援助方針を定めるための行動観察
 - 短期入所指導による心理療法・生活指導 等

⑤ 児童養護施設、里親等への支援強化

ア 児童養護施設等への自立支援担当職員の配置促進

- ・児童養護施設等へ入所する発達障害児、被虐待児の増加に対応し、養育環境の更なる改善を図るため、入所児童の自立支援や退所後の相談支援等のアフターケアを行う自立支援担当職員を配置できるよう配置基準を改善すること

イ 被虐待児受入加算費の充実

- ・被虐待児の里親委託の促進に向けた、児童養護施設等への措置費加算（被虐待児受入加算費）に準じた財政措置を創設すること

【参考】現行の支援制度の概要

- ・里親手当（1人目：72,000円/月、2人目以降 36,000円/月）
- ・児童養護施設等への被虐待児受入加算費（被虐待児1人あたり26,100円/月）
- ・被虐待児受入加算費の対象期間について、措置変更等による新たな施設へ入所する場合は当該施設への入所から一年間は対象となるよう緩和すること

⑥ 特別養子縁組の活用促進

- ・様々な事情で育てられない子どもが安定した家庭で養育を受けられるようにするため、特別養子縁組制度の活用を促進すること
- ・新生児・乳児段階など早期の縁組を増やすため、医療機関など関係機関の連携や養親となる家庭の確保等が円滑に進むよう促進策を講じること

【参考】本県が取り組む里親・特別養子縁組制度の推進

- ・思いがけない妊娠や若年者の妊娠等に対して、医療機関、市町、県子ども家庭センター等が連携し、里親制度を活用した新生児・乳幼児段階での制度を推進
 - 里親・特別養子縁組委員会（仮称）の設置
 - 啓発資材の活用による普及啓発の推進
 - 里親（特別養子縁組）全県フォーラムの開催
 - 出前講座、地域における研修会の実施

(2) 青少年のインターネット安全利用対策の強化【内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省】

① 携帯電話事業者への法規制の強化

- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できるよう、あらかじめスマートフォン等にフィルタリングアプリをインストールすることを義務化するなど、携帯電話事業者への法規制を強化すること

② アプリ等サービス提供事業者への法規制の創設

- ・スマートフォンの無料通話アプリ（LINE等）を通じて、青少年が犯罪に巻き込まれるトラブルが後を絶たないことから、アプリ自体にフィルタリング機能を設けることを義務付けるなど、サービス提供事業者への法規制を行うこと

③ インターネット接続機器製造事業者への法規制の強化

- ・ 青少年のインターネット依存が深刻な問題となっていることから、スマートフォン等の利用時間を制限する機能を設けることを義務化するなど、インターネット接続機器の製造事業者への法規制を強化すること

(3) DV防止対策の推進【内閣府、法務省、厚生労働省】

- ・ 平成23年民法改正により、父母の協議離婚時に子どもと別居する親との面会交流に関する取り決めを行うこととされているが、DV被害者や同伴児童は加害者との接触による精神的な負担が大きいことから、DV被害者には特別な配慮を行うこと

(4) 危険ドラッグ対策の強化【厚生労働省】

- ・ 県条例の制定と関係機関の連携による指導・取締により、県内から危険ドラッグ販売店を一掃したが、インターネット等による無店舗型の販売など販売形態の潜在化・巧妙化が危惧されることから、新たな形態の乱用薬物に対する指導・取締の強化を含め、成分を特定せずに規制するなど抜本的対策を講じること

(5) 自転車保険への加入を義務付ける制度の創設【国土交通省】

- ・ 人对自転車の交通事故が急増し、その事故による賠償金額が高額となる事案が増えていることから、自動車損害賠償責任保険と同様に、被害者の保護及び加害者の経済的負担の軽減を図るため、自転車保険への加入を義務付ける制度を創設すること

【参考】 本県の「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の概要

- ・ 条例において、自転車事故における被害者の救済や加害者の経済的負担の軽減のため、事故への備えとして以下のとおり保険加入の義務付けを規定した。
 - 自転車利用者への自転車損害賠償保険等への加入
 - 保護者による、監護する未成年者の自転車損害賠償保険等への加入
 - 事業者による、従業員の自転車損害賠償保険等への加入
- ※平成27年4月1日施行。自転車損害賠償保険等の加入等は同年10月1日施行

(6) 空き家対策における市町の立入調査権限の強化【国土交通省】

- ・ 地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家対策を適切に実施するため、長屋等について、各住戸の独立性が一戸建て住宅に近い場合は、住戸単位で空き家となっている部分を空家等対策の推進に関する特別措置法の対象とし、立入調査などの法に基づく対応が可能となるよう見直すこと

【参考】 現行法の問題点

- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)第2条において、対象となる空き家は「建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」をいい、一棟の建築物として判断するため、長屋等の一部に居住や使用実態があれば空家法の対象とならない。

(7) 厳しい治安情勢に的確に対応するための警察官の増員【国家公安委員会、警察庁】

- ・ 重要凶悪事件への対応はもとより、暴力団等による組織犯罪をはじめ、悪質巧妙化する特殊詐欺や、人身安全関連事案や高度・多様化するサイバー犯罪などに対処するため、警察官を更に増員すること
- ・ 県単独定数として条例定数化した警察官を政令定数化すること

(8) 警察装備等の整備推進【内閣府、国家公安委員会、警察庁】

- ・重要凶悪事件等の初動捜査、暴力団等の組織的犯罪、高度・多様化するサイバー犯罪など治安上の新たな課題や警察捜査を取り巻く環境の変容に対応するため、人材育成と装備資機材の充実を図ること。特に、暴力団対立抗争事件の防あつ、発生時の迅速的確な初動捜査に資する装備資機材、犯罪立証や身元不明死体特定等のDNA型鑑定に関する機器の充実強化、高度な知識・技能を有した捜査員育成に向けた研修の充実を進めること
- ・南海トラフ巨大地震対策等のための災害対策装備資機材・施設等の追加整備を進めること
- ・雑踏警備等の万全を期すための無線機器等の追加整備を進めること

(9) 刑務所出所者等の再犯防止対策の推進【法務省、厚生労働省】

① 「刑の一部執行猶予制度」導入への対応

- ・保護観察対象者の増加を見据えた受け入れ体制の強化のため、保護司の増員や更生保護施設の増設等の措置を講じること
- ・薬物事犯の保護観察対象者については、専門治療を受けられることが必要であるため、薬物処遇重点実施更生保護施設（全国25箇所、うち県内1箇所）の増設等により専門医療体制を強化すること

【参考】「刑の一部執行猶予制度」の概要

- ・刑務所等初入者や薬物事犯者に科せられる刑期の一部を執行猶予として保護観察に附し、社会内処遇により犯罪者の再犯防止と社会復帰を促進（平成28年6月から導入）

② 刑務所出所者等の就労支援の拡充

- ・刑務所出所者等の社会的自立のためには就労による生活基盤の確保が重要であるため、保護観察対象者を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して支払う「刑務所出所者等就労奨励金」の対象を保護観察対象者に限らず、刑務所出所者全般に拡充すること

【参考】「刑務所出所者等就労奨励金」の概要

<就労・職場定着奨励金>

- ・刑務所出所者等を雇用した場合に最長6か月間、月額最大8万円を支給

<就労継続奨励金>

- ・刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円を支給

(10) 犯罪被害者等に対する支援の充実【法務省、国家公安委員会、警察庁】

① 犯罪被害者等給付制度の充実

- ・犯罪被害者等給付金制度は支給要件が厳しく、支給額も限られていることから、十分な救済が行われているとはいえないため、重傷病給付金の医療費の自己負担額の算定期間や支給額の上限を拡大するなど制度を充実させること

【参考】「犯罪被害者等給付制度」の概要

<重症病給付金>

- ・負傷又は疾病にかかった日から1年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額（上限額120万円）

<障害給付金>

- ・重度の障害（障害等級第1級～第3級）が残った場合 3,974.4万円～1,056万円
- ・上記以外の場合 1,296.6万円～18万円

<遺族給付金>

- ・一定の生計維持関係遺族がいる場合 2,964.5万円～872.1万円
- ・上記以外の場合 1,210万円～320万円

② 生活支援制度の創設

- ・低利・長期の生活資金融資制度、被害直後の家事援助・介護支援者派遣・一時保育費用の補助など犯罪被害者等の生活を支援する制度を創設すること

③ 国民理解の促進と民間団体への支援の充実

- ・犯罪被害者等が直面している問題について国民の理解を促進するとともに、被害者支援センター等民間の犯罪被害者等支援団体の活動を支援するための運営費補助など財政措置を充実させること

9 安全安心な消費生活の推進

急速な高齢化や情報化等に伴う消費者トラブルの多様化・複雑化を踏まえ、安全安心な消費生活の推進を図るため、以下の措置の実施を求める。

(1) 地方消費者行政の安定的推進に向けた財源の確保【消費者庁】

- ・「消費者行政活性化基金」は平成29年度末で終了し、また、「地方消費者行政推進交付金」は平成29年度までに実施した事業のみが対象とされていることから、平成30年度以降も地方消費者行政が安定的に推進できるよう、消費生活相談員の確保に必要な人件費を含めて、恒久的な財源措置を確保すること
- ・平成28年4月に施行された改正消費者安全法により規定された消費生活センターの充実に活用できるよう、「消費者行政活性化基金」及び「地方消費者行政推進交付金」の用途を弾力化すること
- ・「地方消費者行政推進交付金」の自主財源比率制限（1／2以上）を廃止すること

【参考】消費者行政に関する国の財源措置の主な問題点

主に以下の現状により、地方消費者行政の今後の安定的な運営が困難である。

<地方消費者行政活性化基金>

- ・「地方消費者行政強化作戦」の目標達成に必要な事業のみに限定されており、本県で充て可能な事業は消費生活相談員の質の向上に関する事業（レベルアップ研修等）のみ。

<地方消費者行政推進交付金>

- ・消費生活相談員等の配置に必要な経費、都道府県による市町村支援、消費者教育・啓発等が交付対象であるが、新規・拡充部分に限られている。
- ・事業メニュー毎に活用期間、新規事業が開始できる期間が定められており、期間終了後、基金等により整備した相談体制の維持、取組の継続が困難となる可能性がある。

(2) 地域における消費生活相談員の確保と資質向上に向けた支援【消費者庁】

- ・消費者安全法の改正により消費生活相談員資格試験制度が導入されたことから、小規模な市町では、消費生活相談員の確保が難しい状況にある。このため、有資格人材情報の収集・提供の仕組みの構築をはじめ、複数市町による広域連携や業務委託の推進事例の紹介、ITの活用等による遠隔地での研修機会の充実等の人材確保を支援する取組を一層充実すること

【参考】「消費生活相談員資格試験制度」の概要

- ・消費生活相談員については、これまで、消費生活センターの設置要件として規定されているのみであり、位置づけが不明確であった。そのため、改正法により消費生活相談員の職を法律上明確に位置づけるとともに、その要件として資格試験が規定された。

(3) 高齢者等の被害防止に向けた見守り活動の充実等に対する支援【消費者庁】

- ・改正消費者安全法に基づき設置する「消費者安全確保地域協議会」について、国が政策目標として掲げる人口5万人以上の全市町での設置が進むよう、各地方公共団体において実行可能な事例紹介をはじめ、地域へのアドバイザーの派遣等、体制整備を進めるための具体的支援を行うこと

【参考】「消費者安全確保地域協議会」の概要

- ・高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人など消費生活上特に配慮を要する消費者を地域で見守るため、医療・福祉、介護、教育、事業者等の構成員による必要な情報交換や協議を行う見守りネットワーク

(4) 消費者団体訴訟制度を担う適格消費者団体の活動支援【消費者庁】

- ・適格消費者団体が行う差し止め請求訴訟業務及び新たに認定される「特定適格消費者団体」が行う集団的被害回復関係業務については、いずれも公益性の高い業務であることから、安定的かつ継続的に行う財政的基盤が確保できるよう、国補助金制度や支援基金などの仕組みを創設すること

10 多文化共生の推進

(1) 日本語習得等に向けた取組に対する支援の充実【総務省、文部科学省】

① 学校における更なる支援体制の充実

- ・平成26年度から、日本語指導が必要な外国人児童生徒に「特別の教育課程」を編成し、日本語指導に取り組むことができるとされているが、定数措置等がされていないことから、日本語習得等に対する専任教員の加配、もしくは専門指導員の設置等支援体制を整備すること

② 日本語教室等への支援制度の創設

- ・日本語習得が必要な在住外国人を対象とした日本語教室、外国人児童生徒に対する母語教室や母語による学習教室への支援制度を創設すること

(2) 医療通訳制度の創設【総務省、外務省】

- ・診療時の言語や生活習慣等による制約を解消するため、情報提供や医療通訳者の派遣、電話通訳など、全国的に利用できる効果的な医療通訳制度を創設すること

(3) 中長期間在留する外国人住民への支援の充実【総務省、法務省】

- ・新しい在留管理制度（平成24年7月～）の対象となる中長期間在留者を支援するため、住民基本台帳制度についての相談窓口（外国人住基コールセンター）を継続実施するとともに、在留カード等の更新通知を実施すること

(4) 外国人留学生のキャリア支援体制の整備【文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

- ・外国人留学生の就職支援及び企業のグローバル化を支える人材として活用を促進するため、ハローワークの充実など国による支援体制を強化するとともに、インターンシップ事業など大学と地方公共団体等が連携して行う外国人留学生向けキャリア・就職支援活動への支援制度を整備すること

1.1 人権擁護対策の推進

国において検討されている人権擁護のための法整備、戸籍謄本等不正取得事件への対応にあたり、早急かつ適切に処理するため、以下の措置の実施を求める。

(1) 人権擁護のための早急な法整備【法務省】

① 簡易迅速で利用しやすい人権救済制度の創設

- ・ 戸籍謄本等不正取得やインターネットの悪用による人権侵害など繰り返し発生している人権侵害に対応するため、簡易迅速で利用しやすい人権救済制度の創設が喫緊の課題となっており、司法的救済を補完し被害者の実効ある救済を図るための法整備が不可欠であることから、国の人権擁護推進審議会答申「人権救済制度の在り方について」を踏まえ、人権擁護のための早急な法整備を進めること
- ・ 法整備に当たり、人権侵害の被害者への実効ある救済を図るための調停委員会や仲裁委員会の設置など、地域での差別事象を適切に処理する地方組織体制を整備すること

② 部落差別の解消に向けた抜本的な対策

- ・ 「部落地名総鑑」のような凶書の発行、販売、購入等の各行為は重大な人権侵犯行為である。」との国の見解（平成元年7月）を踏まえ、インターネット上も含め、部落地名総鑑が流布しないよう法的措置も含めた抜本的な対策について、積極的に取り組むとともに、第190回国会に提出された「部落差別の解消の推進に関する法律案」の早期成立を進めること

(2) 戸籍謄本等不正取得事件の実態解明及び再発防止【総務省、法務省】

- ・ 司法書士等による戸籍謄本等不正取得事件が後を絶たず、大量の個人情報流出するなど看過しがたい全国規模の人権問題となっていることから、これらの事件の実態解明とともに、抜本的な再発防止措置のための積極的な取組を行うこと
- ・ 第三者が戸籍謄本や住民票の写し等を取得した場合の本人への通知について、全国で統一したシステムとして実施ができるよう、関係法律を改正し、本人通知制度を法制化すること

1.2 環境保全対策の推進

微小粒子状物質（PM2.5）対策により良好な大気環境を保全するとともに、廃棄物の再資源化、適正処理の推進により循環型社会の形成を進めるほか、太陽光発電設備設置の適切な規制により自然環境の保全を図るため、以下の措置の実施を求める。

(1) PM2.5をはじめとした大気環境保全に対する対策の強化【環境省】

① PM2.5に関する適切な情報発信及び常時監視の充実

- ・ これまでの調査研究で判明している健康影響や濃度に応じた日常行動の目安について、分かりやすくホームページに掲載し、報道機関へも情報提供するなど、広く発信すること
- ・ 高濃度が予想される場合の全国統一した基準での国による前日予報等を実施すること

- ・効果的な測定を実施し実態を把握するための測定局の設置に対する財政的支援を行うこと
 - ・発生源の把握や生成機構の解明のための成分分析に対する財政措置を講じること
- ② PM2.5をはじめとした大気環境等保全に関する国際的な技術協力の強化
- ・大陸からの越境大気汚染に対し、発生源において実効ある公害防除対策が講じられるよう技術協力を強化すること

(2) 循環型社会の構築に向けた制度改革【経済産業省、環境省】

① リサイクル料金の前払い制の導入

- ・廃家電のリサイクルを適正に進めるため、現行のリサイクル料金を廃棄時に支払う後払い制から購入時に支払う前払い制へ改めること

② 循環型社会形成推進交付金の充実

ア 予算の確保

- ・一般廃棄物処理施設整備事業を着実に推進するために必要な「循環型社会形成推進交付金」の予算を確保すること

イ 交付要件の緩和

- ・一般廃棄物処理施設の基幹的施設改良事業の交付要件のうち、二酸化炭素排出量削減率（原則3%以上）について、一定程度省エネルギー化が進んだ施設では3%以上の削減が困難な状況であるため、この要件を緩和すること

ウ 対象事業の追加

- ・新たな廃棄物処理施設整備と一体的に行わない場合の焼却炉解体であっても、跡地を災害廃棄物の仮置場等として活用する場合は、「循環型社会形成推進交付金」の対象とすること

- 新** 浄化槽市町村整備推進事業において、浄化槽を改築する場合も「循環型社会形成推進交付金」の対象とすること

(3) 産業廃棄物適正処理の推進【環境省】

① PCB廃棄物早期処理に向けた財政支援措置の拡充

- ・PCB廃棄物の早期処理に向け、PCB廃棄物保有者への処理費用に対する財政支援を拡充するとともに、未届機器の掘り起し調査費用及び地方公共団体が保有するPCB廃棄物の処理費用への財政支援措置を創設すること
- ・PCB特措法改正（H28.8.1施行）により、高濃度PCB廃棄物の処分に対する代執行の規定が設けられた。国及び都道府県が代執行の権限を有することとなったが、都道府県において代執行をする場合の費用負担の考え方が示されていない。地方公共団体に財政負担を負わせることのないよう、費用負担の仕組みを構築すること

【参考】PCB廃棄物保管量

項目	PCB廃棄物保管量			
	トランス類	コンデンサ類	安定器等	計
県計	271台	27,660台	149,376台	177,307台

※平成27年3月現在

② 異物等混入防止に対する取組強化

- ・安定型産業廃棄物最終処分場については、搬入物が安定型5品目（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類）に限定されており、異物混入を防止する展開検査の仕組みも導入されているが、依然安定型品目以外の混入や有機物等が付着した廃プラスチック類が見受けられるため、処分品目の見直しも含め、異物等混入を防止する仕組みを強化すること

③ 不法投棄に関する恒久的な支援制度の構築

- ・不法投棄された産業廃棄物の撤去に要する費用は、従来、国25%、都道府県25%、民間50%で負担してきたが、平成25年度より、国30%、都道府県30%、民間40%の負担に改められた。今後の制度見直しによっては、都道府県負担の増加が懸念されることから、地方公共団体負担を増やさぬよう、恒久的な支援制度を構築すること

(4) 太陽光発電設備設置への適切な規制のあり方の検討【農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

- 新**・太陽光発電設備の設置に際し、多面的機能を有する森林や周辺環境への悪影響が生じないように、国が統一した基準で規制する仕組みを創設すること

1.3 地球温暖化防止対策の推進

地域における地球温暖化防止対策の一層の推進を図るため、以下の措置の実施を求める。

(1) 国の方針の明確化と国による対策の拡充【経済産業省、環境省】

① 温室効果ガス排出抑制対策の強化

- ・「地球温暖化対策のための税」を活用した新たな削減技術の開発・実用化や設備導入等への支援拡充など温室効果ガス排出抑制対策を強化すること

② 国と県の役割分担の明確化

- ・事業所が複数府県にまたがる事業者の指導は国の役割とするなど、事業者に対する削減指導等における国と県の役割分担を明確化すること

③ 石炭火力発電所新增設等の際の規制強化

- ・石炭火力発電所の新增設等により大幅なCO₂排出量の増加が懸念されることから事業者に対しCO₂排出削減及び代替措置の実施を義務付けること

(2) 石炭火力発電所に関する環境影響評価手続の強化【経済産業省、環境省】

- ・温暖化の目標達成に支障を来さないよう、現行では環境影響評価法の対象とならない小規模な石炭火力発電所の新增設や既設火力発電所の燃料転換（石油から石炭へ）についても、法対象に加えること

(3) CO₂削減に関する制度改善と取組の促進【農林水産省、経済産業省、環境省】

① J-クレジット制度の充実

- ・「J-クレジット制度」について、プロジェクト計画書等の作成へのソフト支援の拡充、クレジットの用途拡大、手続の簡素化など、より利用しやすい制度に改善し、中小事業者の省エネ設備等の導入を促進すること

【参考】「J-クレジット制度」の概要

- ・中小企業等の省エネ設備の導入や森林管理などの取組（事前に計画書の作成、第三者機関による審査が必要）によるCO₂等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を事後に「クレジット」として国が認証する制度（事後のクレジット化がインセンティブになる。）
- ・本制度により創出された「クレジット」は、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用が可能

② うちエコ診断事業の推進

- ・家庭におけるCO₂排出源の把握・削減を行う「うちエコ診断推進事業」に対する財政支援を行うとともに、国の補助・融資制度等で受診を要件化するなどにより、普及を支援すること

【参考】「うちエコ診断推進事業」の概要

- ・(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センターを中心に兵庫県等が協力して開発
- ・受診家庭の光熱費等の情報を専用の診断ソフトに入力し、各家庭が無理なくできる省CO₂、省エネルギー対策を提案。診断は無料で、診断に要する時間は50分程度

Ⅲ 多様な人材が活躍する社会

1 子どもを産み育てやすい環境づくり

誰もが安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに向け、以下の措置の実施を求める。

(1) 幼児教育・保育の無償化の実現【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

- ・経済的負担の軽減は、子どもを産み育てやすい環境づくりに必須の対策である。保育料負担の軽減措置については、28年度から、年収360万円未満相当の世帯について第2子半額、第3子以降無償化が実現したが、所得制限の一層の緩和(例：本県独自に軽減措置を講じている年収640万円未満相当の世帯まで一律に緩和)や、第2子以降の完全無償化など、更なる充実を図ること

【参考】本県が国制度に上乗せして実施している多子世帯の保育料軽減措置

[対象世帯] 市町村民税所得割169千円(年収640万円相当)未満の世帯

[補助額(月5千円を超える保育料に対する補助上限)]

第2子 3歳未満4,500円 3歳以上3,000円

第3子 3歳未満5,500円 3歳以上4,000円

※国・県両制度により利用見込児童数に対するカバー率51%→76%

- ・幼児教育・保育の無償化を国の制度として早期に実現し、必要な経費について財源措置をすること

(2) 幼児教育と保育の一体化の推進【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

- ・幼稚園、保育所を認定こども園に一元化し、保育の必要性の有無にかかわらず、就学前の全ての子どもに幼児教育と保育を一体的に提供する体制を確立すること

(3) 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

① 認定こども園の整備促進

ア 認定こども園への移行促進

- ・幼稚園及び保育所から幼保連携型認定こども園への移行を促進するため、財政支援などインセンティブを付与すること

- ・私立幼稚園から認定こども園への移行を促進するため、移行により減収とならないよう認定こども園の公定価格を私学助成水準並みに引き上げること

【参考】私立幼稚園と認定こども園の補助対象となる教職員数の差 (単位:人)

園児数区分(国)	私立幼稚園 《私学助成》A			認定こども園 《公定価格》B			差引 (B-A)		
	教員	職員	計	教員	職員	計	教員	職員	計
1～45人	6.0	2.0	8.0	6.0	1.0	7.0	0.0	△1.0	△1.0
46～150人	8.0	2.0	10.0	8.0	1.0	9.0	0.0	△1.0	△1.0
151～240人	14.0	2.0	16.0	13.0	1.0	14.0	△1.0	△1.0	△2.0
241～270人	17.0	2.0	19.0	15.5	1.0	16.5	△1.5	△1.0	△2.5
271～300人	18.0	2.0	20.0	18.0	2.0	20.0	0.0	0.0	0.0
301～450人	24.0	2.0	26.0	21.0	2.0	23.0	△3.0	0.0	△3.0
451人～	33.0	2.0	35.0	30.0	2.0	32.0	△3.0	0.0	△3.0

※各園児数区分毎の1園当たり平均園児数で補助対象教職員数を算定

イ 認定こども園の整備促進

- ・都市部の待機児童対策や、農村部等において小規模な幼稚園や保育所の一元化により子どもの育ちに大切な集団を確保するのに有効な「認定こども園」について、以下の取組を行い、更なる促進を図ること

- 認定こども園の人員配置基準、設備・運営基準の地方裁量の拡大と、それらの基準に対応できる財源確保

**【参考】現行基準による支障の例
(事例1)**

- ・昼食の提供にあたって、3歳未満児には外部搬入は認められていないため、施設整備や調理員の配置が負担となり、認定こども園への移行への阻害要因の一つになっている。
- ・栄養・衛生面への万全な対応を条件とした外部搬入も認められるよう参酌基準とすることにより、認定こども園への移行に資する。

(事例2)

- ・3階以上の保育室は原則3歳未満の園児の保育に供するものとされているため、駅前ビルの空きスペースや狭小な用地を活用した整備に支障が生じた例がある。
- ・3歳以上の園児の保育室を3階以上に設置できるよう基準を緩和することにより、保護者の利便性等にも配慮した駅前等での認定こども園の整備の促進に資する。

- 認定こども園における園庭は、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならず、必要な面積についても「従うべき基準」とされており、土地が少ない駅前等で認定こども園の整備が困難なことから、「参酌すべき基準」にするよう規制を緩和

【参考】現行基準による支障の例

- ・整備用地が少ない都市部において、現行基準を満たすため、施設整備段階で園の屋上に追加的に園庭を設置する変更が生じた例など円滑な整備促進に支障が生じている。
- ・参酌基準とされれば、近隣の空地の活用やカリキュラムの工夫などにより地域の実情に応じた園整備が可能となり、利用者にとっても利便性の高いものとなる。

- 旧制度から新制度に移行した幼保連携型認定こども園の継続的・安定的な維持を図るため、5年の経過措置を限度に認められている園長2人分の財源措置の継続

- 子育て相談等支援機能を強化するための人件費・活動費助成の更なる充実

② 地域子ども・子育て支援事業の充実

- ・地域子ども・子育て支援事業が市町村においてさらに着実に実施できるよう、助成制度を充実させること

③ 幼稚園教員等の配置基準の改善

- ・幼児教育・保育等の質を高めるために必要な幼稚園教員等の配置基準を改善（1歳児6：1→5：1、4・5歳児30：1→25：1）するとともに、特色ある幼児教育の実施できるような財源措置を実施すること

④ 保育士の処遇改善

- ・深刻な保育士不足に対応するため、専門職としての地位の確立に向け、研修会を確保するための代替職員の配置支援を含む保育士の更なる処遇改善に取り組むこと
- ・保育士の負担を軽減し、就業継続に向けた職場環境を実現するため、「保育体制強化事業」の対象範囲を待機児童解消加速化プラン参加市町以外へも拡大すること

⑤ 食物アレルギーを持つ乳幼児を受け入れる保育所等への支援

- ・食物アレルギーを持つ乳幼児を受け入れる保育所等への支援について、配膳ミス等の事故防止のための体制確保に要する経費を支援する等、財政措置を拡充すること

⑥ 施設整備に対する補助制度の一元化

- ・保育所等整備交付金（厚生労働省所管）と認定こども園施設整備交付金（文部科学省所管）に分かれている認定こども園の施設整備に対する補助制度を一元化すること

（4）病児保育への支援の充実【内閣府、厚生労働省】

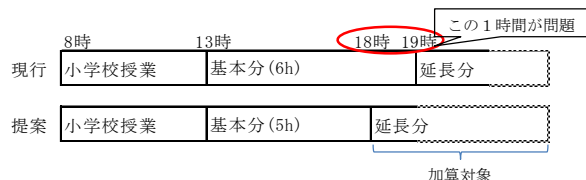
- ・低年齢児や感染症への対応などで必要となる看護師等や保育士の配置基準をより実態に即して改善するとともに、必要な経費について財源措置をすること

（5）放課後児童対策への支援の充実【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

- ・すべての児童を対象とする「開かれた放課後の居場所づくり」を円滑に進めるため、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」を一体的に活用し、待機児童の解消に向けた放課後の居場所づくりを円滑に進められるよう以下の措置を講じること

- 国が掲げる「ニッポン一億総活躍プラン」における平成31年度末までの放課後児童クラブ30万人の追加的な受け皿整備の着実な推進
- 「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の国負担割合の引上げ（現行国1/3→1/2へ）
- 地域のニーズに応じて夕刻・夜間まで開所する放課後児童クラブを支援するための長時間開所加算（平日分）の対象拡大（「1日6時間を超え、かつ18時を超えた時間」から「1日5時間を超えた時間」へ）

- ・現行では6.7%(60/895箇所)のクラブが活用
- ・提案が実現すれば、5時間以上開設しているクラブが46%あるため、開所時間を延長するインセンティブとなり、居場所づくりが促進



- 10人未満の小規模クラブすべての補助対象化（現行：山間地、漁業集落、へき地及び離島等に限って設置が認められている。）
- 設置場所の確保が困難な地域において、賃貸物件で放課後児童クラブを実施する場合の施設整備に対する経費に対する補助の創設
- ・放課後児童支援員の処遇改善を図るための財政措置を確実に講じること

(6) 地方の実情に合わせた保育所等基準の見直し【内閣府、厚生労働省】

① 保育士の処遇改善等

- ・保育士配置基準の更なる改善を行い、財政措置を充実させるとともに、給与水準向上につながるよう公定価格の引上げを行うこと

【参考】保育士配置基準

必要保育士数は計算上、四捨五入で算出されることから、例えば、4～5歳児の場合、配置基準は30人に保育士1人であり、計算上は44人まで1人に対応することになり、小学生（児童40人に教員1人）より負担が大きく、配置基準の改善が急務

区 分	0歳児	1～2歳児	3歳児	4～5歳児	[参考]小学生
保育士1人当たり児童数	3人	6人	20人	30人	40人

※予算の加配措置により、3歳児15人に1人の配置が可能

- ・乳幼児の健康・安全への配慮や体調急変時の対応を充実させるため、保育所に看護師を配置した場合に公定価格への加算を行う措置を講じること

② 設備基準等の見直し

- ・全国一律の最低基準が定められている乳児室・ほふく室・保育室・園庭面積に関する地方裁量を拡大するとともに、0～2歳児で認められていない民間保育所での給食の外部搬入規制を地方の実情に合わせて緩和すること
- ・家庭的保育事業等について、保育室の面積等に関し、全国一律の最低基準が定められているが、地方の実情に応じたサービスの提供を可能とするため、設備基準等に関する地方裁量を拡大すること

③ 保育所等の施設整備への支援の充実

- ・保育所等の施設整備における国の「待機児童解消加速化プラン（H25～29年度）」の対象となっている市町村に対する軽減措置（国1/2、市町1/4→国2/3、市町1/12）を継続すること

【参考】「保育所等整備交付金」の概要

- ・市町村の整備計画等に基づいて行う施設整備に要する経費に充てるため市町村に交付
※「待機児童解消加速化プラン」対象市町：国1/2、市町1/4→国2/3、市町1/12

（※神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、豊岡市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、たつの市、稲美町、太子町）

[対象事業]・保育所緊急整備事業 保育所等の創設、増築、増改築

・小規模保育整備事業 小規模保育事業所の創設、増築、増改築

(7) 結婚・子育て施策への税財政支援の拡充【内閣府、財務省、厚生労働省】

① 結婚支援事業に対する財政支援の拡充

- ・未婚化・晩婚化対策として地方公共団体が行う結婚支援事業について、マッチングシステムの構築に加えて、出会いコーディネータ等によるきめ細かな紹介業務対応や継続的な支援を行うための人件費・運営費等も交付の対象とするなど、「地域少子化対策重点推進交付金」による財政支援を拡充すること

参考：本県が実施する「ひょうご出会いサポートセンター事業」の概要

[事業概要]①お見合い { 県内10か所及び東京都内1カ所で運営。また、28年度以降、
県内市町に会員向け窓口を開設予定 }

②出会いイベント（独自事業の他、民間イベントも含め、年400回以上）

③大学生ライフプランセミナー（年10回） 他

[成 婚 数]1,194組（平成28年8月末現在）

② 育児等支援に関する税制上の支援の拡充

- ・子育て世帯の負担を軽減するため、育児等の支援を行う家庭内労働者の雇用や保育所、家庭的保育等の利用に要した費用の一定割合を所得税から税額控除する制度を創設すること
- ・現行の所得税法では未婚の母(父)は寡婦(夫)控除の対象となっておらず、同じひとり親家庭でも婚姻歴の有無により住民税や保育料等における適用に差が生じているため、現行の所得税寡婦(夫)控除を未婚の母(父)へも対象拡大すること
(参考:直近の母子世帯調査によると母子世帯に占める割合は、未婚の母が7.8%で、夫との死別の7.5%を上回っている)

(8) 子どもの医療に関わるセーフティネットの構築【厚生労働省】

- ・全都道府県において、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう単独で乳幼児等に対する医療費助成制度を実施している。子ども医療のセーフティネットは、国の責務として確立すべきものであるため、社会保障政策の中に位置づけ、早急に子ども医療費助成制度を創設すること

【参考】本県の乳幼児医療費等助成の概要

①乳幼児等医療費助成（0歳～小3、対象者数：約373,500人） ※全市町で実施

世帯区分	一部負担金		負担割合
	外来	入院	
低所得者（市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下）	1 医療機関等当たり 1日600円(月2回まで)	定率1割 月額2,400円限度	県1/2、 市町1/2
一般（市町村民税所得割税額23.5万円未満（世帯合算））※0歳児は所得制限なし	1 医療機関等当たり 1日800円(月2回まで)	定率1割 月額3,200円限度	

②こども医療費助成（小4～中3、対象者数：約218,400人） ※全市町で実施

世帯区分	一部負担金	公費負担	負担割合
市町村民税所得割税額23.5万円未満（世帯合算）	医療保険における自己負担額の2/3	医療保険における自己負担額の1/3	外来：県1/2、市町1/2 入院：県10/10

(9) 仕事と家庭の両立ができる環境づくり【厚生労働省】

- ・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭を両立させつつ、能力を發揮できる社会づくりを進めるため、抜本的な対策を講じること
 - 長時間労働の是正に向けた働き方改革のための施策の強化
 - 短時間勤務の正社員など多様な正社員制度の導入促進
 - 短時間勤務を選択しやすくするワークシェアリング制度の整備（代替要員活用への助成、代替要員を含む短時間労働者に対する社会保険の適用拡大等）

【参考】本県が独自に実施している中小企業育児・介護代替要員の確保事業

- ・代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成
- [対象] 従業員総数 300人以下の企業
事業所規模 株式会社等 100人以下の事業所、左記以外 20人以下の事業所
- [対象労働者] 同一企業等に引き続き1年以上勤務していた者等
- [支給額] 休業コース 代替要員の賃金の1/2（上限100千円/月、総額上限1,000千円）
短時間勤務コース（平成28年度拡充） 休業コースと同じ
- [支給実績] H27実績(休業コースのみ) 育児・介護等による休業者113人分（100事業所）
 - 実情に即した介護休業制度の充実
 - 在宅勤務（テレワーク）の普及を促進する施策の強化 等

2 自立した人材を育成する教育の推進

兵庫の教育を推進し、学力向上や体験教育等を充実するため、以下の措置の実施を求める。

(1) 県費負担教職員制度の権限移譲に伴う適切な定数配分と財源措置【総務省、文部科学省】

- ・指定都市への県費負担教職員の定数等に関する権限移譲に際して学校現場に支障が生じないように、加配定数について、指定都市とそれ以外の市町のそれぞれで現状の配置が維持できるような配分を行うこと
- ・中核市への権限移譲については、任命権者を異にする広域異動を実施できる仕組みの構築が必要になる等、更に課題が多いため慎重に検討すること
- ・県から指定都市に個人住民税所得割2%を税源移譲することで合意しているが、地方財政措置の検討にあたっては、税源移譲前後の財政中立を確保し、道府県に不利にならないようにすること
- ・今回の税源移譲に伴い、健全化指標の悪化により、継続的な財政運営に影響を及ぼさないよう、適切な措置を行うこと

(2) 義務教育教職員給与費の確実な財源確保【総務省】

- ・義務教育教職員給与費に関する基準財政需要額と決算に乖離が生じていることから、地方交付税において給与費単価を地方財政計画上の単価に引き上げた上で適切な財源措置を行うこと

(3) 教職員定数改善計画の策定・実施【文部科学省】

- ・小学校1年生に対してのみ実施されている基礎定数化による35人学級編制について、小学校2年生以降に対しても早期に拡大するよう、定数改善計画を策定し、着実に実施すること

【参考】本県の小学校の学級編制

学級編制基準の比較

学年	国基準	本県の学級編制	
1年生	35人(※1)	35人	全校で35人学級編制
2年生	40人(※2)		研究指定校で35人学級編制
3年生			
4年生		40人	兵庫型教科担任制 (教科担任+少人数学習)
5年生			
6年生			

本県では、H13 年度より児童生徒の成長発達段階や教科等の特性に応じて柔軟に少人数学習集団の編成等を行う「新学習システム」を推進し、担当教員の配置を行っている。

※1:1年生の35人学級編制は法定措置

※2:2年生は加配措置により35人学級編制(H24年度～)

- ・高等学校について、習熟度別少人数指導の充実、生徒指導体制の充実強化、特別な支援を要する生徒の増加への対応、学科や類型等の特色や実態に応じた十分な教員措置を行うため、定数改善計画を早期に策定し、着実に実施すること

(4) 教職員加配定数の改善【財務省、文部科学省】

- ・加配定数については、教師が児童生徒一人一人の状況に応じた的確な指導が行えるよう、児童生徒数や学級規模だけでなく、いじめ・不登校、教育格差に関する支援等の特別な事情を適切に反映させ、より一層の充実を図ること

- ・いじめ問題など個別事情に応じて政策的に措置すべき加配定数については、基礎定数化は行わないこと。そのうえで、個別事情を加配定数に適切に反映させるための考え方を明確に示すこと

【参考】財政制度等審議会建議の内容

- ・現在加配定数とされているもののうち、学校数やクラス数、児童生徒数等に連動し、全国一律で実施する政策に必要な定数は、基礎定数化を検討
- ・個別事情に応じて政策的に措置すべき定数については、費用対効果や、クラス・児童生徒当たりの適正数についての知見を積み重ねることが必要
- ・確かなエビデンスに基づく要求を毎年度の予算編成プロセスの中で行い、事後的な検証も通じ、PDCA サイクルを徹底

(5) 小規模な小中学校の存続に向けた支援【財務省、文部科学省】

- ・小中学校は地域のコミュニティ拠点として重要な役割を果たしており、標準的な学校規模や適正配置の目安を示して一律的・機械的に統合を進めることは、地域活性化の動きに逆行する。極めて小規模となる場合以外は、地域住民の合意の下に存続できるよう、支援を拡充すること

(6) 中高一貫教育の推進【文部科学省】

ア 施設整備に対する支援の拡充

- 新**・中等教育学校における特色ある教育活動を一層充実させるため、中高合同の授業や行事等の中高連携の充実に必要な施設整備に対する支援について、前期課程と同様に後期課程の校舎等も対象とすること

【参考】中等教育学校の施設整備に対する国の支援

- ・前期課程(中学校に相当)における校舎等の施設整備に対する支援
 - ※ 後期課程(高等学校に相当)は補助制度なし
 - 新增築：1/2(公立学校施設整備費負担金)
 - 改築：1/3(学校施設環境改善交付金)

イ 教職員定数の加配措置の拡充

- 新**・中等教育学校後期課程及び併設型・連携型の高等学校において、地域の実態に応じたきめ細やかな教育を充実させるための教職員定数の加配措置における開設科目基準の引き下げ及び措置数の拡充を図ること

【参考】中高一貫教育における教職員定数の加配措置

- ・後期課程(高等学校に相当)等で開設科目数が45科目以上の場合
 - 中等教育学校及び併設型：3人(教諭2+事務職員1)
 - 連携型：1.5人(教諭1+事務職員0.5)を加配
- ※県立氷上西高等学校及び千種高等学校については、学校規模が小さく、45科目以上の科目開設ができない。

(7) 遠距離通学の児童・生徒に対する支援【総務省、文部科学省】

- ・学校統廃合等により遠距離通学を余儀なくされる児童生徒のためのスクールバス運行を支援する「へき地児童生徒援助費等補助金」について、市町の財政運営に支障が生じないように、所要額を引き続き満額措置すること

(8) 発達段階に応じた体系的な体験活動実施に向けた支援【文部科学省】

- ・ 小学校から高等学校まで各発達段階に応じた、環境体験、自然体験、芸術体験、社会体験、職業体験、伝統文化体験等、体系的な体験活動については、子どもたちの学ぶ意欲や成長する意欲を喚起し、将来国を支える人材の育成につながることから、その実施に関する財政支援等を充実（芸術・伝統文化体験、社会体験等へ補助対象を拡大）すること

【参考】兵庫型「体験教育」の推進（公立学校全校において展開）

学 年	事 業	目 的
小学3年生	環境体験事業	自然との触れ合いにより、命の大切さを実感させる。
小学5年生	自然学校	4泊5日の宿泊体験活動の中で、自分の役割や責任を果たすとともに、集団への連帯意識を高めさせる。
中学1年生	わくわくオーケストラ教室	本物の演奏に触れることで、豊かな情操を育む。
中学2年生	トライやる・ウィーク	就業体験を通じて地域や社会と関わることで、地域の一員であることを自覚させるとともに、将来の生き方、進路を考えさせる。
高 校 生	就業体験(インターンシップ)	将来進む可能性のある仕事や職業を経験し、自分の生き方について考え、目標を持って主体的に進路を選択させる。
	ふるさと貢献活動	地域の課題を発見し、他者と協力しながら課題解決する中で、ふるさと意識を醸成する。

(9) グローバル人材育成に向けた支援【文部科学省】

① 外国語活動、外国語教育の充実

- ・ 英語以外の授業、課外活動へも英語による授業実施の機会の充実を図るため、ALT（外国語指導助手）の配置拡充に向けた財政措置を充実すること
- ・ 平成30年度からの小学校英語の教科化に対応するため、小学校へのALT配置と教員研修を充実させること

② 高校生の海外留学の促進

- ・ 高校生が、外国人との相互コミュニケーションを通して、多様な価値観に触れる機会を確保し、国際的な視野の涵養及び異文化理解を推進するため、平成27年度末で廃止された長期留学支援と同等の支援制度を創設するとともに、短期留学支援を拡充すること

③ 国際化に対応した先進的教育課程の開発・研究の促進

- ・ 将来、国際的に活躍する人材育成のため、語学力とともに、幅広い教養、問題解決能力等の国際的素養を身に付けたグローバル・リーダーを育成する「スーパーグローバルハイスクール」の指定を拡充すること

（本県の状況 H28：申請5校、指定4校 H27：申請9校、指定4校）

(10) 私立学校教育の充実【文部科学省】

① 私立高等学校等経常費助成費補助金の当初予算どおりの交付

- ・ 県は、国の予算単価及び補助率に基づき予算措置を行った上で私立高等学校等への補助金を交付しているが、最終的な国の交付額は大幅に減額されているため、当初示した予算単価及び補助率どおり交付すること

② 私立高等学校等の施設整備費に対する補助の一層の充実

- ・ 私立高等学校等における耐震化の推進に加え、障害のある生徒等の円滑な校舎の利用のためのバリアフリー化等施設整備について、補助総額の一層の充実及び改修に加え増築工事の補助対象化など補助制度を拡充すること

③ 私立学校建物其他災害復旧費補助事業の適用要件の緩和

- ・激甚災害に指定されない台風や地震等不測の災害により被害を受けた場合でも、私立学校が早急に施設等の復旧を図れるよう、「公立学校施設災害復旧事業」と同等まで適用要件を緩和すること

【参考】補助金の対象となる災害の範囲

私立学校	公立学校
激甚災害（本激）に指定された地震、台風、集中豪雨などの大規模災害	①降雨 ・最大24時間雨量80ミリメートル以上 ・連続雨量が特に大である場合（3日間（72時間）雨量180ミリメートル以上） ・時間雨量が特に大である場合（1時間雨量20ミリメートル以上） ②暴風 ・最大風速15メートル毎秒以上（10分間平均の風速） ③こう水、高潮、津波等 ・被害の程度が比較的軽微なものと認められないもの ④その他 ・降灰、噴火、地震、大火、融雪、竜巻、落雷等

(1 1) 公立大学法人が設置する大学附属学校にかかる財源措置【総務省、文部科学省】

- ・公立大学法人が設置し、特色ある学校教育の展開を図る附属学校の人件費、運営費、施設整備費について、少なくとも教育委員会が所管する公立学校に措置される国庫補助及び地方交付税に相当する額は国が財源措置すること

(1 2) いじめ等の問題行動の対応への支援の充実【内閣府、文部科学省】

① スクールカウンセラー等の配置への支援の充実

- ・多様な専門性を持つスタッフの配置によりチームとして学校の教育力を最大化するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置義務を明確化した上で増員を図るとともに、財政措置制度を確立すること。また、こうした配置を可能とするための大学等での人材育成や人材確保の制度を充実させること

② カウンセリングマインド研修の継続実施

- ・教員のカウンセリング能力等の向上を図るため、全教職員対象に実施するカウンセリングマインド研修を継続実施すること

③ ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口への支援

- ・本県では、ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口を設置し、ネット上のいじめ・誹謗中傷の解決を図っているが、国の財政支援は全国で10地域のみであり、本県は含まれていない。支援対象となっている地域と変わりなく相談窓口として重要な役割を果たしていることから、本県の相談窓口も支援対象とすること

【参考】ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口

[内容] パソコンや携帯電話等を使ったインターネット上の誹謗中傷やいやがらせなどのトラブル等が生じたときに、早期の解決に向けた具体的な手立てをアドバイス

[体制] 相談員 2名配置

[方法] ①電話相談 月～土 14:00～19:00 (日、祝日、12/28～1/3を除く)

②FAX相談③電子メールでの相談④webサイトからの相談 ②～④は随時受付

(13) 高校生等に対する奨学金・就学支援金等制度の充実【総務省、文部科学省】

① 高等学校等就学支援金等制度等の拡充

ア 修学支援制度の充実

- ・授業料負担の軽減措置である「高等学校等就学支援金」について、低所得世帯に配慮した支給額の引上げなど更なる拡充を図ること (参考: 県単補助: 250万円以上350万円未満世帯42,000円、350万円以上590万円未満世帯21,000円の拡充)

【参考】本県の私立学校の授業料軽減

保護者の所得区分	受給額	
	区分	県内高校1年生
生活保護世帯 年収2,500千円 未満程度	県加算	82,000
	国	297,000
	合計	379,000
年収3,500千円	(拡) 県加算	82,000(+42,000)
	国	237,600
	合計	319,600
年収5,900千円	(新) 県加算	21,000(+21,000)
	国	178,200
	合計	199,200
年収9,100千円 未満程度	県加算	0
	国	118,800
	合計	118,800

本県では、私立高校について、28年度から国の就学支援金制度への単独加算を拡充 (低所得世帯に重点化した経済的負担の軽減)

- ・県が行う修学支援事業 (授業料軽減補助や各学校が行う奨学金制度にかかる利子補給など) に対する恒常的な財政支援制度を創設すること

イ 高等学校等就学支援金制度の効率的な運用

- ・保護者の失職・倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった者に対する支援について、地方公共団体間で減免の基準が統一されていないため、高等学校等就学支援金の枠組みの中で全国統一基準を設定し、必要な財源措置を行うこと
- ・新入生の受給資格認定について、所得確認の負担を軽減するため、前年の所得が確定する6月時点で4月～6月分を遡及して当該年度分 (4月～翌年6月分) の支給を決定するよう制度を改正すること

ウ 専修学校専門課程の学生への支援制度の創設

- ・専修学校専門課程の学生への経済的支援については、実証研究 (平成27年度～29年度) にとどまらず、専修学校の負担を伴わない恒常的な財政支援制度を創設すること

【参考】「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」の概要

- ・国から事業を委託された都道府県において、修学支援アドバイザーの配置や経済的支援、支援効果等に関する基礎データを収集し、そのデータに基づき国が委託する調査研究機関により施策効果等の分析・検証を実施

② 高校生に対する奨学金の充実

ア 給付型奨学金制度の充実

- ・低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減措置として、平成26年度に創設された「高等学校等奨学給付金」の財源は、他の教育予算の削減をすることなく、全額国庫負担とするとともに、高等学校等への事務費を措置すること

イ 新たなニーズに対応した奨学金制度の創設

- ・経済的理由から海外留学を断念してしまう高校生を減らすため、意欲ある高校生の海外留学を支援する奨学金制度を創設すること
- ・学区の広域化に伴い、遠距離通学者の増加が見込まれることから、通学交通費に対する所得要件のない奨学金制度を創設すること

ウ 現行の貸与型奨学金にかかる恒久的な財源措置

- ・高校生向けの貸与型奨学金事業が将来にわたって円滑に実施できるよう、日本育英会から都道府県への事務移管に伴い平成26年度まで措置されていた交付金に代わる必要な財源を確保すること

【参考】貸与型奨学金に対する財源措置について

- ・平成17年度から、全国で総額2千億円に達するまで(独)日本学生支援機構から交付されていたが、平成26年度に当該額に達したため廃止。それ以降の財源措置はない。
- ・償還金を原資として新たな貸与を実施するよう制度設計されたが、返済猶予や滞納等により貸付原資に不足が生じており、不足分は一般財源で補填している。

<本県の状況>

[H27実績] 貸与総額：1,709百万円 返還総額：1,071百万円 一般財源：638百万円

- 新**・返還猶予制度の導入により、本来的な償還時期の償還金が大きく減少することから、当該年度における償還金の減少に見合う財源措置を講じること

【参考】本県の高等学校奨学資金の返還猶予制度の拡充

- ・従来からの病気療養中等に加え、経済的理由により奨学資金の返還が著しく困難な者について負担の軽減を図るため、一定収入以下の者に対する返還猶予制度を創設(平成29年4月から開始)

[所得要件] 給与所得者 本人の前年収入が300万円以下

給与所得者以外 本人の前年所得が200万円以下

[猶予期間] 病気療養中や求職中、経済的理由による猶予などの期間を通算して最長10年(大学等に在学中の期間を除く)

エ 都道府県による給付型奨学金の創設等にかかる財源措置

- ・高校生に対する奨学金制度は、現行では、貸与型奨学金が中心であり、卒業後の返済の負担が大きいため、都道府県が実施する給付型奨学金もしくは貸与型奨学金にかかる返還免除措置に必要な財源を措置すること

オ マイナンバーの独自利用事務の拡充

- ・日本育英会から事務移管された奨学金事業を都道府県で直接実施せず、当該事業のために地方公共団体等が設立した公益財団法人が実施する場合においては、県が財源を負担していることから、マイナンバーの独自利用を可能とすること

③ 大学生等に対する奨学金の充実

- ・貸与型奨学金について、卒業して一定以上の安定した収入を得られるようになってから返済を開始するなど、返済しやすい奨学金制度となるよう返済方法を見直すこと
- ・低所得世帯の学生の就学機会を拡大し、安心して学業に専念できる環境を整備するため、大学生等への公的な給付型奨学金制度を創設すること

(14) 大学COC事業の拡充【文部科学省】

- ・地域と大学が連携した地域創生を進めるため、COC事業（地（知）の拠点整備事業）及びCOC+（地（知）の拠点大学による地方創生推進事業）に関する国庫補助金等を充実させること

(15) 実践的な職業教育を行う新たな教育機関の制度化【文部科学省】

- 新**・現在検討が進められている専門職業大学（仮称）については、観光、食・農、芸術・文化など地域が持つ強み、特色を活かした分野で、地域創生を牽引する人材の育成拠点として地方でも創設できるよう、以下に配慮して制度化すること
- 教員確保やカリキュラム等について柔軟な運用ができる設置基準とすること
 - 都市の大学とのマッチングを図る仕組みを構築すること
 - 公立でも私立でも活用できる整備運営に対する財政支援措置を創設すること

【参考】大学設置基準の概要

[教員組織] 学部の種類、規模や大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数を規定

[教員の資格] 教授、准教授、講師、助教、助手の資格をそれぞれ規定

[収容定員] 教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮

[教育課程] 一単位45時間、一年間の授業期間は35週、各授業科目の授業期間は10～15週

[卒業の要件等] 4年以上在学し、124単位以上を修得

[校地、校舎等の施設及び設備等] 校地、校舎の面積、図書資料の系統的な配備などを規定

※1991年の改正（大綱化）により備えるべき図書の冊数等の数量的基準の多くが廃止されたが、なお上記のような多くの基準がある。

3 障害のある児童生徒のニーズに応じた教育の充実

知的障害児童生徒の在籍者数の急増、LD、ADHDなど、特別な支援を必要とする児童生徒数の増加が見込まれる中、特別支援教育等を推進するため、以下の措置の実施を求める。

(1) 特別支援教育体制の整備【文部科学省】

① インクルーシブ教育システムの構築に向けた支援の充実

- ・インクルーシブ教育システムの構築に向け、学校と医療・福祉等関係機関との連携による体制整備や障害のある個々の子どもに対応する合理的な範囲での環境整備の基準を具体的かつ明確に示すこと

【参考】インクルーシブ教育システム

- ・障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ仕組み
- ・合理的配慮の不提供が障害を理由とする差別にあたるため、そうした状態を早期に解消するために必要となる施設や体制の整備に対する財政措置を講じること

② 実態に応じた人員配置等が可能となる配置基準の充実

- ・特別支援学校の学級編制や教職員定数について、障害の程度に応じた適切な人員配置、就労支援や小中学校との連携などセンター的機能のための専任教員の配置など、学校現場の実態に対応した配置が可能となるよう配置基準の充実を行うこと

【参考】現状の課題

- ・従来の障害の概念で整理されてこなかった特別な支援を要する児童・生徒が増加するなど障害の種別等が多様化している。

③ 学習環境の整備支援の充実

- ・子どもにふさわしい教育を地域で責任を持って行う観点から、児童生徒数の増加など地域の実情に応じて、政令市や中核市等における特別支援学校の設置が促進されるよう補助制度の充実を含めた特別支援学校設置のあり方を検討すること
- ・特別支援学校で学ぶ子どもが増加傾向にあるため、公立特別支援学校の規模過大校解消に向けた、安心して学べる学習環境を整備するための補助制度を充実させること

(2) 支援を必要とする児童生徒への指導体制及び支援の充実【文部科学省】

① 特別支援教育支援員の配置への支援の充実

- ・LD、ADHD等支援を要する児童生徒に対し、個別かつ弾力的な指導体制と支援を充実させるために必要な特別支援教育支援員の配置に要する財政措置の更なる充実を図ること

② デジタル教科書等の教材の無償給与

- ・タブレット端末を活用したデジタル教科書等の児童生徒の障害の特性に応じて教育効果が認められる教材について、授業において積極的に活用できるよう、無償給与の対象となる教科用図書として追加すること

③ 看護師配置に要する予算の確保

- ・たんの吸引等の医療的ケアが必要な児童生徒に対応するための看護師配置に要する経費への補助について、対象の児童生徒が安心して学ぶことが出来るよう所要予算を確保すること

【参考】医療的ケア

- ・特別支援学校等において、身体に障害のある児童生徒が生活していくために必要な、口腔内の喀痰吸引等の日常的な医療行為
- ・本来、看護師が行うべき医療的ケアのうち、口腔内の喀痰吸引、経管栄養などの特定行為については、平成24年4月から一定の研修を受けた特別支援学校の教員も実施可能となったが、看護師を配置することが条件

(3) 私立幼稚園特別支援教育の推進【文部科学省】

- ・「私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）」について、障害児1人以上（現行2人以上）に補助対象を拡大するとともに、補助金交付要綱に定める補助率どおりに補助金を交付すること

4 多様な雇用就業機会の創出

人口減少下においても地域の成長を維持するため、すべての人が意欲と能力に応じて働くことができる環境整備を図られるよう、以下の措置の実施を求める。

(1) 新規学卒者等に対する就職支援対策及び未就職者対策の充実【厚生労働省】

① 就職支援対策の充実

- ・大学生等の就職活動をより実行性のあるものにするため、新規採用に関する以下のルールの策定などを進めること

- 学生側、企業側双方に配慮した適切な就職活動開始時期の設定
- エントリーシート方式の採用システムによる新規大卒者の就職活動についての対策の検討

② ふるさと就職の促進

- ・若者のふるさと就職を促すため、地方に工場や支店を有する大企業等において、正社員の東京本社一括採用以外に勤務地を一定地域に限定する地方採用枠の設定など柔軟な採用制度を導入するよう経済団体等へ要請すること
- ・若者が地元の企業に就職した場合に奨学金の返済に対する一定の支援措置を講じる制度の創設や大学生等の地元企業へのインターンシップの支援等の措置を充実させること

【参考】本県が独自に実施している中小企業の奨学金返済支援制度に対する補助

- ・本県は、若年層の県内就職を促進し、中小企業の人材確保にも資する取組として、若年従業員の奨学金の返済負担軽減制度を設ける企業への補助制度を創設（H28補正）
- [対 象] 本社が県内にある中小企業
- [支援対象者] 次の要件を全て満たす者 ①正社員、②日本学生支援機構の奨学金を返済中、③当該企業就職後3年以内、④県内事業所に勤務、⑤30歳未満
- [支援期間] 一人につき最大3年間（就職3年目であれば1年間）
- [補助額等] 一人当たり年間返済額の1/3を補助（一人当たり補助上限年6万円）

③ ニート等への支援の充実

- ・ニート等の就職困難者に対する継続的かつきめ細かな支援を行うため、総合的な支援の拠点である地域若者サポートステーションの安定・継続性のある運営や設置拡充を支援するとともに、職場体験先の開拓など支援機能を充実させること

(2) 女性の就業支援対策【厚生労働省】

① 継続雇用を支援する施策の充実

- ・出産や育児等で一時的に職場を離れる女性が育児休業や短時間勤務制度を利用して継続就業できるよう、代替要員等の賃金補助制度の創設など支援策を充実させること

【参考】本県が独自に実施している中小企業育児・介護代替要員の確保事業

- ・代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成
- [対 象] 従業員総数 300人以下の企業
事業所規模 株式会社等 100人以下の事業所、左記以外 20人以下の事業所
- [対象労働者] 同一企業等に引き続き1年以上勤務していた者 等
- [支給額] 休業コース 代替要員の賃金の1/2（上限100千円/月、総額上限1,000千円）
短時間勤務コース（平成28年度拡充） 休業コースと同じ
- [支給実績] H27実績（休業コースのみ） 育児・介護等による休業者113人分（100事業所）

② 再就職や起業を支援する施策の充実

- ・働く女性の約6割が第1子誕生を機に退職している現状を踏まえ、出産・育児等で離職した女性の再就職を支援するため、職場復帰研修に対する支援制度の創設など支援策を充実させること
- ・地域経済の活性化を図るため、新たな感性や就業経験を有する女性が起業に取り組むことを支援する施策を充実させること

③ 女性限定求人の要件緩和

- ・男女雇用機会均等法第5条（性別を理由とする差別の禁止）のもとでも女性向けの企業説明会や就職面接会が開催できるよう、女性限定求人の要件を緩和すること

(3) 高齢者の就業支援対策【厚生労働省】

① 再就職支援施策の充実及び更なる定年延長に向けた検討

- ・本格的な高齢社会を迎え、高齢者の就業支援対策や生きがいづくりがますます重要となることから、元気な高齢者が働き続けられる社会を目指した、高齢者の継続雇用施策及び資格取得への支援など再就職支援施策を充実させるとともに、更なる定年延長に向けた検討を進めること

② シルバー人材センターへの財政支援の拡充

- ・高齢者の生きがいにあふれた多様な就業機会の確保を図る観点から、シルバー人材センターなどへの財政支援を拡充すること

③ 中高年齢求職者等への支援の充実

- ・就職環境が厳しい40、50歳代の中高年齢求職者等に対する早期再就職に結びつけるため、就職支援策を充実させること

(4) 障害者就労の拡大 [p.30 再掲]

(5) 同一労働同一賃金の実現【厚生労働省】

- ・労働者が正規・非正規の区別なく、職務に応じた共通の待遇を受けることができるよう、下記により同一労働・同一賃金の制度化の取組を進めること
 - 職務内容が同じ場合の単位時間当たり賃金の統一
 - 現在の勤務状況では社会保険や雇用保険の対象外となっている非正規雇用労働者への適用拡大

(6) 非正規労働者の処遇改善対策【厚生労働省】

- ・不安定な就労条件を解消し、労働者が希望する働き方を実現するため、非正規労働者の正規雇用化や処遇改善等に向け、キャリアアップ助成金など各種施策の活用を推進すること
- ・不本意非正規労働者の詳細を把握するため、労働者の都道府県ごと・雇用形態ごとの処遇の実態についての調査研究及び公表を行うこと

(7) 違法な長時間労働防止の徹底【厚生労働省】

- ・健康で生きがいをもって働ける労働環境の実現のため、違法な長時間労働を繰り返したり、若者の「使い捨て」等が疑われる企業に対する是正指導・取締りの強化・徹底を行うこと

(8) 外国人材の受入促進【厚生労働省】

- 新**・技能実習制度について、最長3年まで在留可能な技能実習の対象職種を拡大（例：ホテル・旅館の業務）するとともに、在留期間の更なる延長を図ること（例：漁業の最長3年を5年へ）

【参考】技能実習制度の概要

[目的] 国際貢献のため、開発途上国等の外国人を一定期間受入れ、OJTを通じて技能を移転
[対象技能]

技能実習1号（在留期間：1年以内）・・・母国で修得不可能又は困難かつ単純作業ではないもの
技能実習2号（在留期間：技能実習1号の期間を合わせて3年以内）

・・・技能実習1号で修得した技能に習熟するもので、一定水準以上の技能を修得したことを公
的に評価できるもの（農業、漁業、建設、食品製造、繊維衣服、機械金属等74職種）

※ホテル・旅館の業務は1年以内では修得困難だが、技能実習2号の対象となっていない。

なお、現在、最長5年まで在留可能な技能実習3号の枠組みを整備する法律案の国会審議中

新・ワーキング・ホリデー査証により入国した外国人が日本の生活様式の普及促進に
つながる業務（ホテル・旅館の業務等）に半年以上従事した場合に、2回目のワ
ーキング・ホリデー査証を取得できる制度（最長2年滞在可）を創設すること

【参考】オーストラリアの「セカンド・ワーキング・ホリデー」

・オーストラリアでは、過疎地域の人手不足対策のため、2005年から、政府が指定した
仕事に一定期間従事した者に2回目のワーキング・ホリデー査証を発給している。対
象職種は、当初の農業から、畜産業、林業、漁業、採掘、建築・建設へと順次拡大さ
れている。

5 芸術文化・スポーツの振興

芸術文化が持つ明日への希望や生きる勇気をもたらす力に改めて着目し、その一層の振興を
図るとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスタースゲームズ
2021開催を見据え、スポーツを通じて人生を豊かにする「スポーツ・フォー・ライフ」の理念
を具体化する環境整備を進めるため、以下の措置の実施を求める。

（1）公立スポーツ・文化施設の機能向上等に対する財政支援制度の創設【総務省、財務省、 文化庁、文部科学省】

- ・ラグビーワールドカップ2019、関西ワールドマスタースゲームズ2021に関連して全国
各地で行われる事前キャンプや東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プロ
グラム等については、地域創生の一層の推進に資することから、地方交付税措置のあ
る地方債が認められた東京オリンピック・パラリンピック競技大会への支援と同様に、
各地域で拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上等を図るための地方交付税措
置のある地方債を創設すること

（2）芸術文化活動への寄附に対する税制優遇措置の充実【財務省、文化庁】

- ・個人や企業等が芸術文化活動に対して行う支援をより一層促進するため、地方公共
団体や公益法人等への寄附に対して講じられている税制上の優遇措置について、
（独）日本芸術文化振興会が現在実施している「日本版アーツカウンシル」に新たに
認定制度を設け、認定された事業を対象とするなど、一定の要件を備えた事業に対
する寄附へ拡充すること

【参考】日本版アーツカウンシル

・現在、（独）日本芸術文化振興会に専門家を配置し、助成事業の申請に対する審査・採
択、事後評価等を行っているが、寄附対象事業の審査・認定までは行っていない。

- (3) **東京オリンピック・パラリンピック等に関する取組の支援**【内閣府、文化庁、スポーツ庁、観光庁】
- ・ 県民のスポーツへの関心を高め、地域活性化等にも資する事前合宿や聖火リレー等を円滑に招致できるよう、オリンピック・パラリンピック関連事業に関する情報を地方公共団体へ定期的に提供すること
 - ・ 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、世界の芸術文化を国内に紹介するとともに、日本各地の独自の文化を世界に発信できるよう、地方公共団体が実施する事業に対して財政的な支援措置を講じること
 - ・ 選手や観客の来訪を契機に地方公共団体と諸外国との人的・経済的・文化的な相互交流を図り、地域の活性化を図る「ホストタウン構想」を推進するため、積極的なホストタウン登録及び各種情報提供をはじめとした適切な支援を行うこと
- (4) **「ラグビーワールドカップ2019」に関する取組の支援**【スポーツ庁】
- ・ 県民のスポーツへの関心を高め、地域活性化にも資する事前合宿等を円滑に招致できるよう、地方公共団体への積極的な情報提供を行うこと
 - ・ 集客効果による地域経済の活性化に加え、地域文化の活性化、国際交流等に寄与する「ラグビーワールドカップ2019」（神戸市でも開催）への支援を行うこと
- (5) **次代を担うジュニア層を中心とした競技力向上への支援**【スポーツ庁】
- ・ 次世代を担うジュニア選手の発掘・育成や長期的展望に立った競技力の向上を図るため、オリンピック選手等を活用したスポーツ教室やジュニア指導者養成研修会開催に要する経費への財政措置など支援を行うこと
- 【参考】兵庫県：ゴールデンエイジ・プロジェクト**

[対象者] 小学校4、5、6年生

[事業内容] ①スポーツ体験教室等の実施
②オリンピック選手等を講師とするスポーツ体験教室の実施
③能力開発・育成プログラムと競技体験プログラム等の実施

[実施団体] 県体育協会、体育協会加盟の競技団体等
- (6) **「関西ワールドマスタースゲームズ2021」開催への支援**【総務省、文部科学省、スポーツ庁、観光庁】
- ① **国等による財政支援**
 - ・ 関西では官民協力のもとでの資金確保に努めるが、国においては、本大会を生涯スポーツの振興を図る上での国家的なプロジェクトとして明確に位置づけ、スポーツ振興くじの東京オリンピック・パラリンピック並みの活用に加え、大会協賛宝くじや寄付金付き記念切手の発行など、準備段階も含めた財政支援を行うこと
 - ② **東京オリンピック・パラリンピック等との一体的な広報活動等の支援**
 - ・ 「ラグビーワールドカップ2019」、「2020年東京オリンピック・パラリンピック」に連続して2021年に開催される本大会の相乗効果を高める積極的な広報活動の展開など、国内外で機運醸成に向けた取組を進めること
- 新**・大会運営のノウハウを共有するための人的交流や競技用具、システムの有効活用、ボランティアの育成など、共通する各般の取組について、一体的かつ相乗的な支援を行うこと

(7) 生涯スポーツの振興に向けた支援【スポーツ庁】

- ・「関西ワールドマスターズゲームズ2021」の機運醸成イベントとなる「関西マスターズスポーツフェスティバル」や「日本スポーツマスターズ2017兵庫大会」など、生涯スポーツのすそ野拡大に向けた地域の生涯スポーツ大会への支援を行うこと
- ・県民の健康の保持増進や地域コミュニティの形成を推進し、総合型地域スポーツクラブの活性化を図るため、クラブマネージャーや地域のスポーツ活動における指導者の養成等に対する支援を充実させること

(8) 体育・スポーツ施設整備への支援の充実【スポーツ庁】

- ・県民の多様なスポーツへの関心を高めるとともに、自転車など幅広い種目の競技力の向上を図るため、地域スポーツセンター、スイミングセンターや武道センターなどに限られている社会体育施設の整備に対する助成制度の対象を拡充するとともに、助成割合の嵩上げを行うこと

(9) 小・中・高等学校を通じた子どもの体育・運動能力の向上【スポーツ庁】

① 小学校における効果的な体育を実施するための支援の充実

- ・授業を「楽しい」と感じている児童生徒ほど、体力が高く運動時間も長いことから、小学校の体育の授業を効果的に実施するための指導者の派遣に対する補助制度を充実すること

② 教員の負担軽減にも資する部活動への支援の充実

- ・中学校の武道必修化や部活動の指導に不安を抱える教員が多数いることから、その支援として指導者の派遣、中・高等学校等の運動部活動への外部指導者の派遣など指導者の養成等に対する補助制度を充実すること
- ・教員に加えて多様な専門性を持つスタッフを配置し、一つのチームとして学校の教育力を最大化するため、(公財)日本体育協会公認のスポーツ指導者等、地域の人材を部活動に活用できる補助制度を創設すること

IV 活力あふれる産業

1 規制緩和による成長戦略の推進

関西圏国家戦略特区及び総合特区（関西イノベーション国際戦略、あわじ環境未来島）において、産業の国際競争力の強化や地域活性化を一層図るため、更なる規制緩和などの特例措置の実施を求める。

【内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 関西圏国家戦略特区の推進

- ・関西における医療等の国際イノベーション拠点の形成及び国際的ビジネス拠点の形成に向けて企業が機動的に事業展開できるよう、以下のような大胆な規制緩和等を講じること
 - ホテル・旅館で技能実習を受ける外国人の実習期間について、ホテル・旅館の業務は多岐にわたることから、1年以内の実習では十分習熟できないため、最長3年まで延長

- ワーキング・ホリデー査証により入国した外国人が、日本の生活様式の普及促進につながるものとして都道府県知事が認める業務（日本文化や和食に触れることができるホテル・旅館の業務など）に6か月以上従事した場合に、2回目のワーキング・ホリデー査証の発行（最長2年間滞在）
- 地方自治体による国立公園内の行為の許可基準に関する特例の設定
- 新検査技術による治療の最適化を図るため、先進医療実施に関わる検体検査の一部工程の外部委託の容認
- 医療用ロボットの開発拠点を整備するため、開発許可に関する都市計画法の特例の適用
- 拠点病院において高度医療を提供するため、保険外併用療養の特例の適用
- 「土地改良事業完了後8年を経過していること」とされている農用地区域からの除外要件について、工場の拡張にあたり、ほ場整備事業が事業完了後8年を経過していれば、用排水路整備事業が完了後8年を経過していなくても、当該用排水路の受益農地を農用地区域から除外できるよう、要件を緩和

（2）養父市国家戦略特区の推進等

- ・高齢化の進展、耕作放棄地の増大等の課題を抱える中山間地域の活性化の全国モデルとして、特区を活用した農業・地域振興が迅速かつ効果的に実現できるよう以下のような規制緩和等を講じること
 - 農地所有適格法人や農業に参入する中小企業の資金調達の可能性を拡大するため、中小企業信用保険制度の対象業種に農業を追加

（3）関西イノベーション国際戦略総合特区（国際戦略総合特区）の推進

- ・「関西イノベーション国際戦略総合特区」の計画改定（平成29～33年度）を行なうため、必要な助言等の支援を行うとともに、認定にあたっては、年度間で切れ目が生じないように速やかに行うこと
- ・改訂後の「関西イノベーション国際戦略総合特区」の推進に向け、具体的な事業を実現できるよう、以下のような特例措置を速やかに実施すること
 - イノベーションのために必要な事業への税制・財政・金融の支援（SPRING-8を活用した次世代省エネルギー材料の開発・評価、放射光とシミュレーション技術を組み合わせた革新的な創薬開発、シミュレーション技術の人材育成）
 - PMDA（医薬品医療機器総合機構）関西支部における「関西支部テレビ会議システム利用料」の抜本的見直し、及び審査・承認機能の拡充
 - 特区事業における特別償却又は投資税額控除等課税の軽減措置の延長
 - イノベーションプラットフォームの構築を下支えする阪神港の集貨機能の強化や港湾コストの低減を図る措置（地方港－阪神港間を運航する国際フェリー船に使用する燃料への石油石炭税の課税免除と船の新造時に義務づけられている納付金の免除）

（4）あわじ環境未来島特区（地域活性化総合特区）の推進

- ・「あわじ環境未来島特区」の計画改訂（平成29～33年度）を行なうため、必要な助言等の支援を行うとともに、認定にあたっては、年度間で切れ目が生じないように速やかに行うこと

- ・改訂後の「あわじ環境未来島特区」の推進に向けて、以下のような税制・財政・金融上の支援措置を講じること
 - エネルギー自立の島の実現に向け、再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消を重点的に促進するための発電・蓄電設備の設置等への支援措置の充実（蓄電やその制御技術開発のための実証実験や蓄電設備設置への補助、設備投資に対する特別償却又は税額控除制度の創設）
 - 再生可能エネルギー活用のための調査・実証実験・設備の整備に要する予算の確保と補助制度等の充実（未利用地等を活用した太陽光発電所の整備への利子補給、洋上風力発電の事業化の可能性調査への補助、竹資源を活用したバイオマスボイラー設置への補助及び発電にかかる固定価格買取制度での木質バイオマス価格の適用等）

（５）総合特区推進調整費の交付方法の見直し

- ・総合特区での取組の推進のため、府省の単年度の既存事業の補完にしか充当できない現状の運用を複数年に渡って使えるよう制度の改善や、最初の計画認定後５年以内に限られている支援期間の延長（５年延長）など、交付方法を見直すこと

２ 地域の持続的成長を牽引する基幹産業の強化

我が国の持続的な経済成長の柱となる基幹産業を強化するため、以下の措置の実施を求める。

（１）TPPに対応した産業競争力の強化【内閣府、農林水産省、経済産業省】

- ・TPPは農林水産業はじめ国民生活の幅広い分野への影響が想定されることから、協定交渉の合意内容や影響分析の結果を踏まえ、地方の意見を十分に聞きながら、必要な対策を講じること
- ・TPPによりもたらされる新しい世界経済の枠組みに対応するため、企業の海外展開の促進やグローバル人材の確保など強い競争力をもった産業の育成に向けた戦略を示し、実行すること

【参考】想定されるTPPの本県への主な影響

<マイナス面>

- （牛肉）米国産・豪州産と競合する乳用種を中心に価格水準が下落
- （鶏肉・鶏卵）業務・加工用向けを中心に価格水準が下落
- （豚肉）関税削減に伴う低価格品の輸入量の増加により、価格水準が下落

<プラス面>

- （神戸ビーフ）米国向け輸出の無関税枠獲得と、関税撤廃（15年目）により輸出が拡大
- （食料加工品）TPP参加国11カ国ですべて関税撤廃となり輸出が拡大
- （オンリーワン企業）卓越した技術力を持つ中小企業の海外展開の機会が拡大
- （次世代産業）航空機、ロボット、次世代エネルギー、先端医療等の海外市場での需要獲得

（２）科学技術基盤の整備と利用促進【文部科学省】

① スーパーコンピュータの産業利用の促進

- ・「京」の利用ニーズに対応するため、電気料金を含む維持管理費を確保し、「京」の安定運用を継続すること

- ・スパコンの更なる産業利用促進を図るため、(公財)計算科学振興財団が行うHPCI利用者の裾野拡大に向けたステップアップ支援等をHPCIの運営業務として明確に位置づけ、業務実施に対する財政支援を行うとともに、「HPCIアクセスポイント神戸」の運用に対する財政支援を継続すること
 - ・計算科学分野の人材育成のため、神戸大学計算科学教育センターや兵庫県立大学計算科学連携センターで高度教育を行う技術者の配置等への財政支援を行うこと
- ② **ポスト「京」の開発促進**
- ・世界最高水準の計算科学研究教育拠点の形成を促進するため、2020年頃の運用開始に向けたポスト「京」の着実な開発整備を進めるとともに、企業や大学等による研究において、ポスト「京」の活用へ円滑に移行されるよう、利用者の利便・使い勝手の良い研究環境を整備すること
 - ・利用しやすい基盤設備とするため、産業利用等の促進に向けた相談体制の充実など利用者目線に立った制度設計を行うこと
- ③ **大型放射光施設「SPring-8」・X線自由電子レーザー施設「SACLA」の利用促進**
- ・「SPring-8」の利用ニーズに対応するため、電気料金を含む維持管理費の確保による年間総運転時間の拡大（夏期停止時間の縮小）を推進すること
 - ・利用者の効率的な研究促進のため、研究者のビームライン使用を支援・補助する技術者の配置拡大と定期的な機器の更新を進めること
 - ・「SACLA」を活用した最先端研究を促進するため、新たなビームラインの整備を推進すること
- ④ **大型放射光施設の高度化**
- ・新材料開発など放射光を活用した国際的な研究開発での優位性を保つため、次世代「SPring-8」の開発整備に向け、国家プロジェクトとして検討を開始すること
- ⑤ **放射光科学・計算科学・材料科学の融合による研究開発の促進**
- ・環境・次世代エネルギー分野の研究開発を促進するため、放射光科学・計算科学・材料科学の融合による新材料開発に向けた産学ネットワークの構築などへの財政支援を行うこと

【参考】「兵庫県次世代材料研究開発プロジェクト」（地方創生加速化交付金を活用）

＜大学・研究機関・企業のネットワーク形成＞

- ・産業界や国の動向を熟知するプロジェクトリーダーのもと、産学官連携による研究会を設置し、産業界のニーズに応じた人材育成や新材料開発の社会実装等を促進

＜兵庫県ビームライン関連機器の重点整備による研究開発の機能強化＞

- ・試料測定に必要な大画面二次検出器を県ビームラインに整備し、企業の新材料開発を支援

＜国プロジェクトとの連携＞

- ・県ビームライン等を国プロジェクト「情報統合型物質・材料開発イニシアティブ」の社会実装サテライト拠点に位置づけ、企業を支援

- (3) **地域のイノベーションの創出に向けた産学共同研究・人材育成への支援【文部科学省】**
- ・地域の特色あるイノベーションを創出するため、県内の大学・研究機関と企業が共同で取り組む研究開発事業への新たな支援制度を構築すること

(4) 神戸医療産業都市を中心とした健康・医療産業の活性化【文部科学省、経済産業省】

- ・健康・医療産業の更なる活性化のため、神戸医療産業都市で取組が進むiPS細胞を用いた再生医療の実用化や革新的な医薬品の創出などに対して重点的な支援を行うこと
 - 「京」など世界最高水準の計算科学基盤や大学・研究機関、医療関係企業等の集積を効果的に活用する「健康“生き活き”羅針盤リサーチコンプレックス」事業におけるグローバル・オープンイノベーション・プラットフォームの構築、研究開発、人材育成等に対する継続的な財政支援
 - 次世代バイオ医薬品等の人材育成及び生産拠点形成等への継続的な財政支援

(5) 理化学研究所科学技術ハブ推進本部関西拠点の機能充実【文部科学省】

- 新**・複数の大学、異分野の研究機関、病院、異業種の企業が共同して研究開発等に取り組むことにより、より高度で精緻な研究成果を、医薬品、食品、ヘルスケアなど様々な製品開発につなげることが可能となる。このため、新たに設置された拠点が、理研を中心とする関西の産学連携推進拠点として十分に調整機能を発揮できるよう、責任者やコーディネーターの専任化など体制を充実させること

(6) 企業の地方移転・地方立地の促進

① 地方拠点強化税制の充実【内閣府、経済産業省、厚生労働省】

ア 本社機能の移転及び拡充における税制優遇の維持

- 新**・平成29年度中の計画認定が必要とされている当該税制を引き続き現行水準で実施すること。平成29年度に引下げ予定の税額控除率は現行水準を維持すること

【参考】「地方拠点強化税制のオフィス減税」の概要 ※平成29年度中の計画認定が必要

①移転型：建物等の取得価額に対し特別償却25%又は税額控除7%（H29：4%）

②拡充型：建物等の取得価額に対し特別償却15%又は税額控除4%（H29：2%）

イ 地方活力向上地域特定業務施設整備計画における認定要件の緩和

- 新**・地方への本社機能移転では「法人全体の従業員数の増加」を期待するのは困難なため、計画の認定要件を「移転先のみ雇用の増加」に緩和すること

ウ 特定業務施設の整備における支援対象地域の緩和

- 新**・企業の地方分散を促進するため、兵庫県内全域への本社機能移転を当該税制による支援対象とすること

② 企業投資、企業立地の促進【総務省、経済産業省】

- ・企業立地に伴う特別な財政需要を賄うため、企業立地促進法に基づき、企業立地による固定資産税増収分の5%が特別交付税措置されるが、毎年度、見直しが検討されている。当該措置は市町村が企業誘致活動を行うインセンティブとなっており、地域創生のために必要な措置であることから継続すること

③ 企業の地方移転等に関する情報の公表【経済産業省】

- ・地方における企業拠点の強化・拡充を図る施策の効果検証のため、物流や研究開発の拠点整備、オフィス移転等の動向について、地域間比較が可能なデータを公表すること

④ 中小企業の設備投資の促進【財務省、経済産業省】

- ・設備投資は全体として増加傾向にあるものの、中小企業については依然投資に消極的な企業が多いため、平成28年度末を適用期限とする「生産性向上設備投資促進税制」について、中小企業を対象を絞って継続実施すること

【参考】生産性向上設備投資促進税制の概要

- [対象設備(要件)] A：先端設備(①最新モデル②生産性向上(年平均1%以上))
 B：生産ラインやオペレーションの改善に資する設備(投資計画における投資利益率が年平均15%以上(中小企業者等は5%以上))
 [対象者] 青色申告をしている法人・個人(対象業種や企業規模に制限はない)
 [税制措置] 機械装置等の取得価額の特別償却(50%)又は税額控除(4%)の選択制

⑤ 法人事業税等の不均一課税等を実施した場合の減収補填措置の創設【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

- ・企業の過疎地域等への移転を促すため、都道府県が独自に法人事業税や不動産取得税を標準税率よりも引き下げた場合、その減収相当分について、財政力に応じ補填を行う仕組みを導入すること

【参考1】本県の産業立地(本社機能立地)支援策における税軽減措置の概要

- ・不動産取得税軽減1/2(上限2億円) ※新規正規雇用11人以上(一部地区は雇用要件なし)
- ・5年間の法人事業税軽減 ①促進地域1/2 ②一般地域1/3 ※正規雇用①6人以上 ②11人以上
 ※促進地域：但馬地域、丹波地域、淡路地域、西脇市、多可町、神河町、赤穂市、たつの市(旧新宮町の区域に限る)、宍粟市、上郡町、佐用町

【参考2】本県における本社機能移転実績(平成27年度以降の県支援分)

- ①プライミクス(株)(各種攪拌機の製造)：大阪市等から淡路市への全面移転
- ②KEYTEC(株)(非破壊検査機器の製造)：東京都から神戸市への全面移転
- ③相互印刷(株)(パッケージ等の包装資材の印刷)：篠山市の研究所の拡充
- ④フジプレミアム(株)(ディスプレイ等の製造)：たつの市の研究開発部門の拡充
- ⑤フォローウインド(株)(電力販売、機能性素材の開発)：姫路市から上郡町への全面移転
- ⑥キャタピラージャパン(株)(建設機械製造)：東京都等から明石市への管理業務部門の移転
- ⑦住友化学(株)：宝塚市の研究所の拡充(農薬に関する研究)
- ⑧(株)ダイセル：姫路市の研究所の拡充(新製品や革新的プロセス技術の研究)

(7) 多自然地域におけるIT関連企業の振興支援【総務省、経済産業省】

- ・多自然地域における産業振興や地域の活性化を図るため、多自然地域にIT関連の事業所を開設するIT関連事業者に、一定期間、建物改修費、賃貸料、事務機器取得費などを支援する助成制度を創設すること

【参考】本県の「多自然地域におけるIT関連企業への振興」の概要

- ・多自然地域にIT関連の事業所を開設する事業者に対し以下のとおり助成

区分	賃借料	通信回線使用料	人件費	改修費	事務機器取得補助
補助率	定額(1/2相当)	定額(1/2相当)	定額	定額(1/2相当)	定額(1/2相当)
補助額	600千円/年	600千円/年	1,000千円/人・年	1,500千円	500千円
補助期間	3年間(半年毎の清算払い)		3年間	—	—

3 中小企業の競争力強化への支援

中小企業の競争力を強化するために、融資制度、技術・製品開発、新事業展開、雇用対策に関する以下の措置の実施を求める。

(1) ものづくり産業集積の技術開発力・製品開発力強化【文部科学省、経済産業省】

- ・中小企業等が研究機関等と連携して行う研究・開発及び販路開拓への取組を支援する「戦略的基盤技術高度化支援事業」の予算を増額するとともに、地方創生関連の取組を重点的に支援する枠を設けること(例：地方公共団体が策定する地方版総合戦略に掲載された取組に重点的に配分する枠を設定)

【参考】「戦略的基盤技術高度化支援事業」の概要 (H28国予算：139.7億円)

- ・特定ものづくり基盤技術※を用いて、中小企業の共同体が取り組む製品化につながる可能性の高い研究開発を最長3年間支援

※中小ものづくり高度化法に基づき指定された「特定ものづくり基盤技術」

[補助上限額] 1件あたり4,500万円(定額の場合1,500万円)

[補助率] 初年度：大学・公設試等は定額 左記以外は2/3

2年度目：初年度の補助金交付決定額の2/3以内(定額の場合1,000万円以内)

3年度目：初年度の補助金交付決定額の半額以内(定額の場合750万円以内)

※商業・サービス競争力強化連携支援事業分を含む

- ・「研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)」による産学連携の取組に対する資金支援を拡充するとともに、地方創生関連の取組を重点的に支援する枠を設けること(例：地方公共団体が策定する地方版総合戦略に掲載された取組に重点的に配分する枠を設定)

(2) 起業・創業、新事業展開への支援【経済産業省】

- 新**・女性やシニア、若者など多様な人材による起業・創業を促進し、新たな需要や雇用の創出により地域経済の活性化を図るため、「創業・事業再生・事業承継補助金」の予算を増額確保すること

【参考】本県と国の起業支援策の例

<本県の「女性・シニア起業家支援事業」の概要> (H28.9補正額50,000千円、H28当初50,000千円)

[対象経費] ビジネスプランの開発、新事業展開に要する経費

[補助上限額] 100万円 [補助率] 1/2

[件数] 女性起業家 60件(当初予定：30件)、シニア起業家 40件(当初予定：20件)

<国の「創業・事業再生・事業承継補助金」の概要> (H29概算要求額 26.5億円の内数)

※H28創業・第二創業促進補助金(創業支援に100~200万円、国2/3補助)の組み替え新規

①外部資金調達型…補助上限200万円：金融機関からの支援が要件

②スモールビジネス型…補助上限100万円：女性や若者、eコマース等の創業を想定

③海外展開型…補助上限700万円：海外展開を目指す創業者向け ※補助率は全て2/3等

- ・航空機、ロボット、先端医療、水素エネルギーなどの先端成長産業について、技術力、人材力、競争力の向上を図るため、地方公共団体と連携し、研究開発の拡充、新たな市場参入につながる支援を強化すること

(3) 小規模企業者への支援に関する国と地方との連携強化【経済産業省】

① 都道府県との連携強化

- ・地域の実情に応じた効率的な支援を行うため、小規模企業者振興施策の実施に当たっては、都道府県の中小企業支援施策との整合を図るなど、都道府県と十分な連携を図ること

② 経営発達支援計画の認定事務の都道府県知事への委任

- ・国が認定事務を行っている「経営発達支援計画」について、商工会・商工会議所が小規模事業者への伴走型支援を着実に実施するためには地域の実情を踏まえた認定を行う必要があることから、同法における小規模事業者の事業の共同化等を支援する「基盤施設計画」と同様、政令による都道府県知事への委任を行うこと

【参考】経営発達支援計画の概要

〔根拠法令〕 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条

〔作成主体〕 商工会、商工会議所

〔作成目的〕 商工会、商工会議所による①小規模事業者の事業計画の作成とその着実な実施への支援と、②地域活性化にもつなげる展示会の開催等の面的な取組を促進するため、商工会、商工会議所が作成する支援計画のうち、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他小規模事業者の経営の発達に特に資する計画を経済産業大臣が認定

〔本県内の認定状況〕 11商工会、6商工会議所（H28.10現在）

③ 経営指導員等の設置経費に対する財源措置の拡充

- ・ 商工会・商工会議所では、平成26年度から「経営発達支援計画」を作成し認定を受けることにより、計画に位置付けた事業の経費補助が受けられることとなっている。現在、計画の作成、実施に関する業務が増加し、これに対応する経営指導員等が不足する状況になっていることから、交付税措置されている経営指導員等の設置経費に対する財源措置を業務増にあわせて十分に拡充すること

（4）皮革産業をはじめとする地場産業に対する総合的な支援【総務省、経済産業省、国土交通省、環境省】

① 皮革関連予算の拡充

- ・ マーケットインの視点等による高付加価値化、ブランド力の強化及び販路開拓を進めるため、「皮革産業振興対策事業」など皮革関連予算を拡充すること

② 地場産業に特化した支援制度の創設

- ・ 播州織、淡路瓦など本県経済を支える地場産業の振興を図るため、新製品や新技術開発、国内外の販路開拓に対する地場産業に特化した支援制度を創設すること

③ 皮革排水の処理に要する経費への財政支援の充実

- ・ 皮革排水は汚濁度が高く、多額の処理経費を要するため、県単独の補助制度を設けているが、関係市町の財政負担は依然厳しい状況にあることから、関係市町の財政負担軽減を図るための特別交付税措置の継続や補助金の創設など支援制度を充実すること

（5）信用補完制度の安定的な運営【中小企業庁】

① 制度見直しへの慎重な対応

- ・ 中小企業への資金供給を行う信用保証制度について、金融機関による適切なリスク負担を図る観点から金融機関の保証割合（現行20%）を引き上げる方向で制度の見直しが行われようとしているが、中小企業の資金繰りに支障を来たすような見直しは行わないこと
- ・ やむを得ず見直しを行う場合であっても、中小企業を事業の効率性、収益性だけで判断せず、地方の経済・雇用を支える役割を担っていること等を踏まえ、金融機関の貸し渋りを招く等混乱を来たさぬようにすること

② 保証料率の引下げ

- ・ 中小企業のより一層低コストの資金調達を可能にするためには信用保証料にかかる負担軽減が必要なことから、信用保証協会の保証料率を全体に引き下げること
- ・ 保証料率の引下げを実現するため、日本政策金融公庫への信用保険向け政府出資金の増額などにより、同公庫が信用保証協会から徴収している保険料率を引き下げる

4 観光・誘客型産業の振興

国際的な相互理解と友好の増進、地域のイメージ向上と活性化、雇用の拡大を図るため、訪日外国人の受け入れや観光交流圏の形成に向けた以下の措置の実施を求める。

(1) アジア・欧米等の多様な国からの訪日観光客誘致対策【観光庁】

- ・訪日観光の更なる促進のため、地域が個別に行うプロモーションとともに、訪日観光客の多い韓国、台湾、中国等アジアをはじめ、欧米や豪州等の海外で国が主体となる先導的なプロモーションを実施すること
- ・地域の魅力を効果的にPRし訪日観光客の拡大を図るため、各国著名人やTV局、旅行誌記者など訪日旅行に影響力を持つマスメディアを対象とするファミトリップ（招聘取材旅行）が有効であることから、国においても実施すること

(2) 広域観光圏の形成

① 瀬戸内海における広域観光交流圏の形成【観光庁】

- ・瀬戸内エリアの認知度向上を図るため、広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」形成促進事業を推進できるよう、関係事業者、地方公共団体等の取組に対する支援を充実させること
- ・美しい海岸線や島々、食、世界遺産をはじめとした歴史、文化、風情ある街並みなど多彩な魅力を有する瀬戸内の観光振興を図るため、船舶を活用したツアー実施に対する補助制度の創設など、近年注目を集めているクルーズツーリズムの促進策を実施すること

② 関西広域連合における広域観光交流圏の形成【観光庁】

- ・関西エリアの認知度向上を図るため、広域観光周遊ルート「関西・美の伝説」形成促進事業を推進できるよう、関係事業者、地方公共団体等の取組に対する支援を充実させること
- ・関西の魅力を広くPRするため、観光庁の様々な事業を通じ、海外への積極的な情報発信を行うこと

③ 山陰海岸ジオパークの推進【観光庁、文部科学省、外務省、経済産業省、環境省】

- ・広域観光周遊ルート「関西・美の伝説」の一角を占める「山陰海岸ジオパーク」について、ユネスコの正式プログラム化を契機に、国の窓口を設置し、京都府・兵庫県・鳥取県にわたる観光資源をネットワーク化した以下のような誘客促進の取組を関係省庁の連携により支援すること
 - 山陰近畿自動車道等の地方交通機関の整備
 - クルーズツーリズムの促進に関する支援制度の創設
 - 首都圏からの誘客のための但馬一羽田直行便の実現
 - 世界ジオパークネットワークによる再審査（平成30年）に向け、ガイド認定研修やガイド交流会の開催、外国人観光客受入に向けた研修、ジオサイトの看板整備・改修、GGN（世界ジオパークネットワーク）国際大会の参加に要する経費等への財政的支援
 - 国内外のジオパークの調査研究、セミナー開催等研究充実への財政的支援
 - 学校教育における学習単位としての組み入れ、児童生徒の環境体験学習の推奨 等

(3) 瀬戸内海国立公園六甲地域のブランド力向上による活性化【環境省】

- ・都市に近接し関西屈指の避暑地である瀬戸内海国立公園六甲地域について、遊休施設の活用を図りつつ、豊かな自然や魅力的な夜景など高いポテンシャルを活かしてブランド力を高め、魅力的な国立公園として再活性化を図るため、以下の措置を講じること

<国立公園満喫プロジェクトの全国展開>

- 国立公園満喫プロジェクトの全国展開に向けた支援制度の創設

【参考】国立公園の活性化の取組の概要

- ・国は28年度から、国立公園を「世界の旅行者が長期滞在したいと憧れる」ナショナルパークとしてブランド化する「国立公園満喫プロジェクト」に着手
- ・28年度、まず8箇所の国立公園をモデルに、インバウンド受入環境整備、上質感の創出、海外への情報発信強化等を集中実施し、2020年に向け全公園へ展開する計画

<遊休施設の利活用に向けた規制緩和>

- 国立公園第2種特別地域における高さ13m以下並びに建築面積2,000㎡以下などの行為許可基準の見直し
- 国立公園特別地域内の既存許可施設に対する行為許可手続きの簡素化
- 行為許可基準（第2種地域）の特例設定など大臣権限の県知事への移譲

【参考】六甲山における企業保養所等の現況（平成27年 本県調べ）

営業中（※1）	閉鎖	転用（※2）	撤去済	計
70件 (30.0%)	81件 (34.8%)	71件 (30.5%)	11件 (4.7%)	233件

（※1）営業施設数の推移 平成6年：226件 → 平成15年：135件 → 平成27年：70件

（※2）「転用」のうち72%が個人宅への転用、その他は事務所、宿泊施設等への転用

<活性化に向けた新たな取組を促進する公園計画の見直し>

- 新** - 遊休施設の利活用促進策など新たな取組の検討を含め、公園計画の見直しを加速すること。また、地元がともに取り組める内容となるよう、地元意見を反映させること

【参考】国立公園六甲山の活性化に必要と考えられる取組例

- ・遊休保養所等のゲストハウスやレストランへのリニューアル
- ・豊かな自然や山上からの眺望を満喫できる上質な宿泊施設の誘致
- ・山上の回遊性の確保、市街地・有馬温泉とのアクセス強化 など

- 国立公園計画に定められた公園事業の柔軟な事業認可・承認の実施

(4) 海外からの訪日観光旅行に関する査証発給要件の更なる緩和【外務省、観光庁】

- ・訪日観光の更なる拡大のため、訪日にあたってビザが必要な国の中でも特に潜在力の大きい中国、インド、インドネシア、ベトナム、フィリピン等のアジア諸国をターゲットに、個人観光査証発給要件の更なる緩和を行うこと
- ・東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ2019や関西ワールドマスターズゲームズ2021等の国際的イベント開催に伴い急増が見込まれる訪日観光客を確実に取り込むため、期間中の観光査証発給条件を緩和すること

(5) 実効性のある都道府県ガイド制度の創設【観光庁】

- ・通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみが存続する方向で見直しが進められていることから、現在、構造改革特区法等で規定されている地域の「特例ガイド」の取扱いについて、早急に検討を進めること
- ・制度設計にあたっては、都道府県の意見も踏まえ、語学能力等の基準の設定や研修等の実施に対する財政支援など実効性のある制度とすること

【参考】規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）抜粋

- ・訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することとする。その際、業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入する。（平成28年度中に法案提出）

(6) 無料公衆無線LANなど外国人旅行者受入基盤の整備【総務省、観光庁】

- ・外国人旅行者の利便性向上のため、無料公衆無線LANスポットの整備促進と認証等利用開始手続の簡素化・一元化を実現すること
- ・外国人旅行者が快適に周遊できるよう、観光地の案内看板の多言語化など地域が取り組む外国人旅行者の受入基盤整備に対する財政的支援を行うこと

(7) 多様化するニーズに対応した宿泊サービスの提供【厚生労働省、観光庁】

① 旅館業法による対応

- 新**・「民泊サービス」は、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業（反復継続するもの）であり、旅館業そのものであることから、旅館業法に明確に位置付けること

② 新法を制定する場合の対応

- 新**・旅館業法ではなく、新法を制定して対応する場合は、以下の点を踏まえた制度とすること
 - 旅館業に関する規制とのバランスを考慮して、「民泊サービス」の年間営業日数については、適切な上限（180日以内）を設定すること
 - 宿泊施設の集積状況や稼働率も考慮し、地域の実情に応じて、市町の判断により「民泊サービス」の運用ができるよう条例で規定できるようにすること
 - 「民泊サービス」事業者の責務として、集合住宅においては管理組合に対して、戸建住宅においては自治会に対して、誰が、どこで、迷惑行為の防止や安全確保のためどのような措置を講じて「民泊サービス」を行うのかについて事前説明を行い、了解を得ることを義務づけること
 - 仲介事業者の定義を明確にするとともに、それ以外の仲介業務を禁止すること。また、海外の事業者に対する規制方法についても明確にすること

【参考】本県が策定した「民泊サービス」における迷惑行為の防止等に関する指導要領の概要

- ・旅館業法で定める「簡易宿所」の枠組みを活用し、法に基づく許可取得を促進させるための旅館業法施行令の一部改正（平成28年4月施行）については、騒音や廃棄物の処理方法など近隣住民に対する迷惑行為を防止する措置への対応とはなっていない。
- ・本県では、今回の改正で緩和された面積要件により許可申請を行う者への対応として、宿泊者が周辺住民に迷惑をかける行為を防止するため、「民泊サービス」を行う者が講ずべき措置等を定める指導要領を策定（平成28年5月1日施行）
 - ※国では、厚生労働省の「民泊サービス」のあり方に関する検討会最終報告書（平成28年6月20日公表）等を踏まえ、民泊サービスの制度設計について引き続き検討が行われている。

(8) 地域の活性化に繋がるC I Q体制の充実・強化【法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

① 空港のC I Q体制の改善

- ・神戸空港、大阪国際空港における、海外からのビジネスジェット・プライベートジェットの利用を促すため、検疫官等の増員などC I Q体制の充実・強化を図り、出入国対応時間を改善すること
- ・地方公共団体がC I Q業務を受託できるようにすること

② 神戸港のC I Q体制の充実

- ・海外からの誘客を促進するため、神戸港における超大型国際クルーズ船入港時等に、入国審査官の増員や簡便な入国審査方法を導入するなど、迅速なC I Q手続きの実施に向け、更なる体制の充実を図ること

(9) ユニバーサルツーリズムの促進に関する支援制度の創設【観光庁】

- ・社会の高齢化に対応し、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できるユニバーサルツーリズムを促進するため、観光地における旅行業者・宿泊事業者と福祉事業者の連携による観光客受入ネットワーク構築を支援するとともに、旅行先での介助者手配を含むツアー実施に対する補助制度を創設すること

(10) 観光人材確保対策の推進【法務省、外務省、厚生労働省、観光庁】

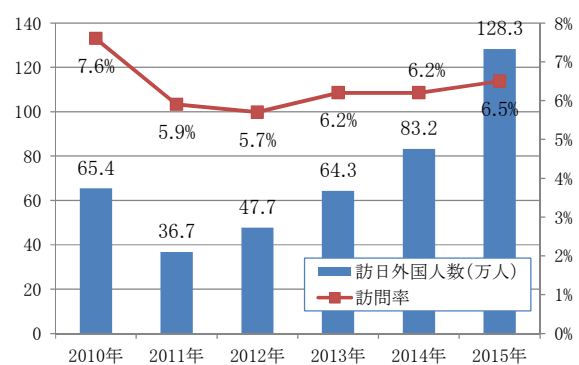
- ・急増する訪日外国人観光客に日本らしい“おもてなし”が提供できるよう、ホテル・旅館等をはじめ観光産業の人材確保について、地域が実施する人材確保対策(旅館等への就職を促進するセミナーの開催等)や就労環境改善(保育所整備等)への支援制度を創設すること

【参考】2015年の訪日外国人数

- ・全国では1,974万人となり過去最高
対前年比632万人増(47%増)
- ・本県でも128万人となり過去最高
対前年比45万人増(54%増)
- ・都道府県上位5位の状況

東京都	1,028万人	(+49%)
千葉県	876万人	(+458%)
大阪府	717万人	(+92%)
京都府	482万人	(+64%)
神奈川県	223万人	(+35%)

<本県を訪問した訪日外国人数の推移>



5 平成の御食国（ミケツクニ）の創造

TPPの影響や、人口減少による地域活力の低下が懸念される中、世界的な日本食ブームを好機と捉え、若い世代を中心とした意欲ある担い手により農地の有効活用を行い、持続可能で力強い農林水産業を実現するため、以下の措置の実施を求める。

【参考】「平成の御食国（ミケツクニ）ひょうご」とは

- ・日本古代から平安時代にかけて、淡路地域は、皇室・朝廷に海産物などの御食料（ミケリョウ：穀類以外の副食物）を献上し、御食国と呼ばれた。
- ・このことを踏まえ、多様な自然環境のもと多彩な農林水産物を有する兵庫を、平成の御食国にたとえ、県内はもとより、国内外へ兵庫の豊かな農林水産物を発信・提供していこうという考え方。

（1）TPPに対応する積極的な農林水産業振興施策の実施【内閣官房、農林水産省】

① 協定発効後の影響への対応

- ・現在、想定されている農林水産業への対応はもとより、協定発効後に新たな影響が明らかになった場合には、政府の責任において迅速かつきめ細やかな対策を実施すること
- ・関税の段階的引き下げによる将来的な国産品の価格下落が懸念されるなど、長期的な影響についても、生産現場の声を踏まえながら適切な対策を講じること

TPP対策を講じない場合の兵庫県農林水産物生産額への影響額

（単位：億円）

米	小麦	牛肉	牛乳乳製品	豚肉	鶏肉	鶏卵	農産物	林産物	水産物	合計
36.9～48.8	0.3	6.4～10.7	0.07	8.2	18.6～22.5	31.4～41.8	102～132	0.3	0.5～6.3	103～139

② 農業経営安定のための制度整備

ア 生産性向上対策の充実

- ・農業経営の持続性確保や、更なる経営発展のため、農業経営の法人化・大規模化による生産性向上対策の充実を図ること

イ 所得安定対策の法整備

- ・農業者が安心して農業に取り組める環境を整備するため、条件不利地域の農業・農村の維持や各種個別対策の充実を図るとともに、収入保険制度も含めて所得保障の仕組みを早急に整備すること

（2）米の生産調整の見直しを見据えた経営安定対策の充実【農林水産省】

① 米の生産調整の見直し

- ・平成30年産からの米の生産調整の見直しを見据え、我が国農業の競争力強化や将来の水田農業を支える生産者の育成、国土保全や地域社会を支える農業の多面的機能の維持にもつなげる経営安定対策を以下により充実させること
 - 制度変更に伴って円滑に対応するため、県・市町段階にある農業再生協議会を中心に、生産者や農業団体、集荷業者、行政等が一体となって、平成30年産以降の地域独自の取組を検討・実践していく活動への支援
 - 生産調整見直しは、当面、米の安定供給や米価に影響すると考えられることから、需給バランスの調整や価格安定を図る対策の実施
 - 集落営農組織等が、野菜などの新たな品目へ経営転換を図っていく場合の機械・施設導入支援の充実

【参考】米の生産調整（いわゆる減反政策）の見直しについて

- ・米の消費量の減少を受け、米価の安定のため昭和46（1971）年から実施されてきた米の生産調整について、平成25年12月、政府において、平成30年産を目途に見直す方針が決定された。
- ・長く続けてきた生産調整の見直しとなるため、米の供給過剰や価格下落等の影響が懸念される。

② 経営所得安定対策の充実

- ・諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正し、農業者の抛出を前提に農業経営の安定化を図る「経営所得安定対策」について、稲作経営農家、集落営農組織の経営基盤が充実するよう総合的支援を実施するとともに、すべての農地が維持管理される仕組みを以下により構築すること
 - 現行の収入影響減少緩和対策（ナラシ対策）は、米価下落が継続した場合、補填額も減少し続ける仕組みとなっていることから、補填額に最低基準額を設けるなど、対策加入者に対し一定水準の補填が行われるよう改善をするとともに、補填金の早期支払いの実施
 - 飼料用米をはじめ主食用米以外の米生産及び野菜、麦、大豆等に誘導することにより、水田フル活用につながるよう、水田活用の直接支払交付金の単価及び対象品目充実
 - 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の数量払について、品質と数量だけでなく、自然条件等の差に起因する地域別の単収や生産費の格差等を反映した単価設定、加算措置等の実施
 - 水田の有効活用による自給力向上を加速させるため、麦、大豆等を中心に多毛作を行っている地域への二毛作加算（助成）の増額
 - 生産調整を図りながら、地域の特産作物の生産振興に寄与している産地交付金の増額

（3）主要農作物、園芸作物等の生産振興・ブランド化に対する支援【農林水産省】

- ・共同利用施設の再編整備など産地の体質強化を促進するため、穀類乾燥調製施設等の再編整備など大規模・中核的施設の整備を後押しする予算を確保すること
- ・農畜水産物のブランド化推進を図るため、全国展開や輸出を見据えたオールジャパンの先導的ブランド産品を対象に、生産・加工・流通・消費対策とその担い手育成をパッケージにしたブランド化を支援する事業を創設すること
- ・産地品種銘柄の設定による県産品の普及を促進するため、近隣府県を含めた範囲で当該品種の特徴が確認される場合には同一の特徴を有するとみなし、3年とされている品種名非表示による出荷期間を短縮するなど柔軟に対応すること

（4）農畜水産物の輸出促進【農林水産省】

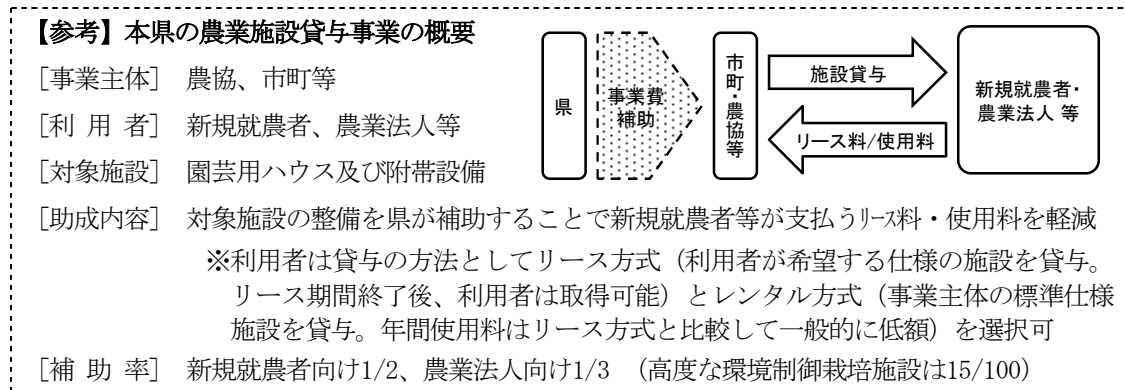
- ・県産農畜水産物の更なる輸出拡大に向け、以下の措置を実施すること
 - 中国はじめ輸出相手国の植物検疫規則、動物検疫規則など、我が国からの輸出品目を制限する輸出障壁の撤廃の要請
 - 牛肉輸出相手国との間で定められた月齢制限の早期撤廃の要請
 - 福島第一原子力発電所の事故以降行われている諸外国の輸入規制（産地証明書等の要求等）の緩和・撤廃の継続的な要請
 - 都道府県が共同利用できる現地商談機能も備えたアンテナショップのTPP加盟国等への設置

(5) 畜産物の生産振興に対する支援【農林水産省】

- ・但馬牛や酪農などにおいて、生産性向上、生産コスト低減及び環境保全により生産基盤を強化するため、規模拡大や糞尿対策に対する施設整備等を支援する畜産クラスター事業や強い農業づくり交付金の予算を確保すること。また、(独)農畜産業振興機構事業について、近年高騰している子牛価格を踏まえた補助単価を設定するなど事業内容を拡充すること

(6) 農業における施設貸与制度の創設【内閣府、農林水産省】

- ・新規就農や生産拡大を促進するため、畜産業、林業、漁業と同様に、市町や組合が施設・設備を購入・保有し、利用者に貸与する制度を創設すること



(7) 新規就農者や企業の農業参入に関する支援の充実【農林水産省】

① 地域の指導的農業者が実施する研修への支援

- ・認定農業者をはじめ担い手の高齢化に対応するため、意欲ある新規就農者が育成できるよう、公的な研修施設支援だけでなく、地域の指導的農業者が実施する就農前後における農業生産技術や経営ノウハウ、地域への溶け込みに対する研修への支援メニューを創設すること

② 採算性改善に資する制度の創設

- ・稲、麦、大豆等の土地利用型農業について、農地の保全の観点からも新規参入を促進する必要があるため、機械・施設等の融資を受けた場合の5年間の償還猶予や5年後の目標を達成した場合の償還免除措置など採算性の改善に資する制度を創設すること

③ 効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けた支援制度の創設

- ・新たに農業参入した個人及び企業等の定着を促進するため、農業生産技術・経営ノウハウの修得や農産物を活用した新商品開発等に要する経費への助成など効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けた支援制度を創設すること

④ 青年就農給付金（経営開始型）の給付要件の緩和

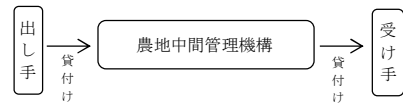
- ・青年就農給付金（経営開始型）の給付要件のうち、親族から賃借している農地を給付期間内に所有権移転しなければ全額返還となる要件を撤廃すること

(8) 実効性ある農地中間管理事業の制度充実【農林水産省】

- ・農地中間管理事業による農地の集積・集約化を本格的に進めるためには、機構集積協力金による農地の出し手への支援のみならず、農地を借り受ける担い手への支援が必要である。農地を借り受けた担い手が積極的に営農に取り組めるよう、販路の拡大や6次産業化までをセットで支援する制度を創設すること

【参考】農地中間管理事業の概要

- ・地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある農地を借受け
- ・担い手がまとまりある形で利用できるよう配慮して貸付け



- ・分散・錯綜した農地利用を整理し、担い手へ集約化する農地中間管理事業に地域が積極的に取り組めるよう、農地を貸し出す農地所有者や地域に対して交付される機構集積協力金及び機構運営に要する予算を全額国庫により十分確保すること

【参考】機構集積協力金及び機構運営に要する予算

＜機構集積協力金交付事業＞ H28国予算：46億円

- ・地域集積協力金：機構にまとまった農地を貸し付ける地域への支援
- ・経営転換協力金：経営転換やリタイアする個々の出し手への支援
- ・耕作者集積協力金：農地の集積・集約化に協力する個々の出し手への支援

＜農地中間管理機構事業＞ H28国予算：13億円

- ・機構の運営や業務委託に必要な経費の支援

- ・区画が不整形で狭小であることや草刈等の作業負担が大きい長大法面の多い条件不利農地を含めた地域全体の農地の利用集積を進めるため、農地中間管理事業を活用し、条件不利農地を集積して規模拡大を行う担い手を支援する制度を創設すること

【参考】本県が独自に実施する条件不利農地集積奨励事業の概要

[対象者] 農地中間管理機構を通じて農地を借り受けた経営体

[補助内容] 条件不利農地 20,000円/10a ※ほ場整備未整備地

悪条件農地 40,000円/10a

※急傾斜地(1/20以上)の農地、進入路が狭く機械作業が困難な農地等

(9) 企業の農業参入の推進【内閣府、農林水産省】

- 新**・農業に参入した企業がその地域の主要な担い手として定着し、長期・安定的に農業経営を行うことができるよう、法人農地取得事業の対象地域を拡大するとともに、企業が農業参入する場合に必要な機械・施設の導入、技術習得に対する支援制度を創設すること

【参考1】企業の農業参入数 (H21. 12～H27. 12)

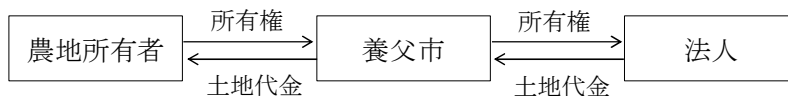
- ・本県は企業の農業参入数が全国一。その多くが地元の中小企業であり、地域と密着した取組を行っている。(農地の取得ではなく、賃貸等による農業参入)

[1位：兵庫県(128社)、2位：静岡県(115社)、3位：長野県(94社) [全国平均:43社]]

【参考2】養父市国家戦略特区で行われている法人農地取得事業の概要

- ・農地を取得して農業経営を行おうとする「農地所有適格法人以外の法人」が次の要件を満たす場合には、市を経由して農地取得が可能(法施行後5年間に限り手続きができる)
 - 農地が適正に利用されていない場合、市へ所有権移転する旨を契約に明記
 - 業務執行役員のうち1名以上が耕作等に従事すると認められる 等

【法人農地取得事業の流れ】



【農地取得を行う法人(H28. 11. 9計画認定)】

- ①(株)Amnak (酒米を生産) [元会社：山陽Amnak(株) (外壁タイル施工、住宅リフォーム等)]
- ②兵庫ナカバヤシ(株) (ニンニクを生産) [元会社：ナカバヤシ(株) (印刷製本、アルバム製造等)]
- ③(株)やぶの花 (リンドウを生産) [元会社：姫路生花卸売市場(花卉)]

(10) 耕作放棄地対策の制度充実【農林水産省】

- ・農村社会の持続的発展には、増え続ける耕作放棄地への抜本的な対策が不可欠であり、幅広い再生・活用はもとより、耕作放棄地の発生を未然に防止し農地の有効活用を促進する総合的な仕組みを創設すること
- ・耕作放棄地の縮減を図るため、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の対象を農業振興地域の農用地区域内農地から農業振興地域の全農地に拡大し、農地中間管理事業と一体的に運用できるようにすること

【参考】耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要

[目的] 耕作放棄地の再生利用の促進

[対象農地] 農業振興地域のうち農用地区域内の耕作放棄地

※農地中間管理事業の対象：農業振興地域の全農地

- ・農業振興地域：経済的社会的条件や自然条件等を踏まえ、総合的に農業の振興が必要な地域
- ・農用地区域：将来にわたり保全すべき10ha以上の集団的農地やほ場整備済みの農地等

[補助率] ①再生作業（5万円/10a、1/2以内等）、土作り・作物導入（2.5万円/10a）

②基盤整備（2.5万円/10a）、施設整備（1/2以内）等

(11) 農地の有効活用【農林水産省】

- 新**・農地の有効活用を図るため、受け手のいない農地を活用する組織等の活動や必要となる機械導入、人材確保等への総合的な支援制度を創設すること

(12) 農業委員会の機能と体制の強化【農林水産省、総務省】

- ・改正農業委員会法（平成28年4月1日施行）により農業委員会の最も重要な事務に位置付けられた「農地等の利用の最適化の推進」に農業委員会が関係機関・団体と連携して主導的に取り組めるよう、機能強化と体制整備に必要な以下の財政措置を講じること
 - 農業委員会交付金、農地利用最適化交付金、機構集積支援事業予算の拡充
 - 地方交付税交付金に関する農業委員会費の充実

(13) 都市農業の振興【財務省、総務省、農林水産省、国土交通省】

① 都市農業振興制度の早期策定及び支援の充実

- ・都市農業振興基本法（平成27年4月22日公布・施行）に基づき策定された都市農業振興基本計画（平成28年5月13日閣議決定）の具体化を図るため、農林水産省や国土交通省をはじめとする省庁横断的な対応のもとで、都市農業の振興及び都市農地の保全を促進する新たな制度を早期に整備し、支援策を充実させること

② 生産緑地制度の面積要件の緩和

- ・新鮮で安全な農産物の供給のみならず、防災・景観形成等の多面的機能を有する市街化区域内農地を計画的に保全するため、生産緑地に関する基準を以下のとおり緩和すること
 - 生産緑地地区の指定に必要な面積要件の緩和（現行500m²→300m²）
 - 生産緑地地区の解除要件の改善（既指定地区が面積要件を欠いた場合であっても、自己都合によらなければ指定の継続を可能にすること）

【問題点：いわゆる「道連れ解除」の発生】複数人で一団の土地を構成している生産緑地地区において、後継者がいない農家等が生産緑地を廃止することに伴い、生産緑地の面積要件を下回ることとなり、地区指定が解除されるケースが発生

③ 税制の見直し

ア 相続税納税猶予制度の見直し

- ・所有者の生涯にわたる営農継続が条件である生産緑地の相続税納税猶予制度について、以下の措置を講じること
 - 担い手に農地を賃貸する場合や市町・JA等が開設する市民農園用地として賃貸する場合でも営農に準ずるものとして納税猶予を継続
 - 生産施設、農業用倉庫、農産物集出荷施設等の農業用施設用地についても営農継続に必要な用地であることから納税猶予の対象となるよう制度を拡充
 - 公共事業用地に収用された場合は納税を免除

イ 固定資産税等の負担軽減

- 新**・三大都市圏特定市[※]以外の市街化区域内農地では、固定資産税、都市計画税が年々上昇し、宅地並みとなっている地域が生じているため、都市農地を継続的に維持できるように、抜本的な租税負担軽減措置を講じること

※県内の三大都市圏特定市：神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市

④ 農地の貸し手と借り手を結びつける仕組みづくり

- 新**・農業従事者の高齢化や後継者不足による農地の売却・転用や、遊休農地の発生等を防止するため、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画のように定期借地を可能にするなど都市農地の賃貸を促進するための制度的な措置を講じること

(14) 暮らしの中で農と親しむ「楽農生活」の推進【農林水産省】

- ・「楽農生活」の拡大、定着に向け、家庭菜園、ベランダ菜園などあらゆるフィールドを活用して、自分で育てた食べ物を自分で食する取組（自産自消）の普及啓発や栽培講習、指導者育成等に対する支援策を実施すること

【参考】「楽農生活」とは

- ・本県では、暮らしの中で食と「農」に親しみ、より人間らしく豊かに生きるライフスタイルとして「楽農生活」を平成14年度より推進している。
- ・平成18年度には活動の拠点として「兵庫楽農生活センター」を神戸市西区に開設。都市住民が食と「農」の問題に接する契機となる様々なプログラムを展開している。

(15) 学校給食における地産地消の推進【農林水産省】

- ・児童生徒に安全安心な地元農産物を提供し、「農」への理解を深める取組として有効な学校給食における地産地消を推進するため、その阻害要因となる原材料費増に対し、利用率を向上させた場合には差額を助成するなどの支援策を拡充すること

(16) 中山間地域における農業生産活動の推進【農林水産省】

- ・高齢化や人口減少が著しい中山間地域において、適正な農業生産活動による農用地の活用・保全の取組をより一層拡大していくため、中山間地域等直接支払交付金と、きめ細かな指導・支援に必要な推進交付金の予算を確保すること

- ・高齢化が進んでいる集落等においても中山間地域等直接支払交付金が活用できるよう、交付要件である5年間の農業生産活動を行うことができない農地が生じた場合でも、それまでの活動を評価し、理由の如何にかかわらず、遡及返還義務を免除すること

(17) ウメ輪紋病対策の推進【農林水産省】

① 年度当初における補償・処分費まで含めた予算の配分

- ・本県で感染が確認された植物防疫法で緊急防除が必要な「ウメ輪紋病」のまん延防止と早期根絶を図るため、調査から感染植物等の補償・処分に至るまでの年間を通した切れ目のない防除と、防除区域内でのウイルスの潜伏危険性の除去が円滑に行えるよう、年度当初に補償・処分費まで含めた予算を配分すること

② 補償対象範囲の拡充

- ・造園業者、流通業者等に対して、感染樹等の処分についての補償に限らず、緊急防除区域の指定によって宿主植物の販売・流通が規制されることによる営業損失など本来得られるはずであった利益に対する損失についても補償すること

③ 廃棄命令の迅速な運用

- ・防除区域内に多数存在する苗木生産者や造園業者が早期に事業再開できるよう、ウメ輪紋病感染植物の廃棄処分に同意しない所有者・管理者に対する植物防疫法第18条及び同条施行通知に基づく植物防疫官の廃棄命令の迅速な運用を図ること

(18) 環境保全型農業直接支払交付金の安定的な実施【農林水産省】

- 新**・環境保全型農業直接支払交付金について、支援対象となる1ほ場につき2取組目までの営農活動に対し交付金を全額交付できるよう十分に予算を確保すること

【参考】「環境保全型農業支払交付金」の概要 (29概算要求：27億円、28国予算：24億円)

[趣旨] 農業者の組織する団体等が化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援
[対象取組] 緑肥の作付け、堆肥の施用、有機農業 等

※1ほ場につき2取組目まで対象となっているが、国からの交付額が不十分なため、2取組目の交付が出来ないだけでなく、1取組目も交付単価の減額調整が必要となっている。

(19) 卸売市場の整備の推進【農林水産省】

- ・生鮮食料品の品質管理の高度化や物流の効率化等の要請に対応し、安全安心な食料品の安定供給を図るため、老朽化した施設の更新を予定している卸売市場に対して施設整備を支援する予算を確保すること

6 農山漁村の活性化に向けた基盤づくり

効率的・安定的な農業生産を支える基盤の整備、原木の安定供給のための林道等の整備、農山漁村地域の防災・減災対策を計画的に推進するため、以下の措置の実施を求める。

(1) 農地・農業用水の保全及び整備の推進【農林水産省】

① 農業水利施設の維持保全

ア 国営施設の整備促進

- ・国営土地改良事業「東播用水二期地区」（平成25年着工）の早期完成と、「東条川二期地区」をはじめとする、国営造成施設の更新整備事業を計画的に実施すること
- ・国営造成施設の更新整備については、末端受益面積の大小にかかわらず、原則として国が対応するよう事業制度を改正すること（現行要件：末端受益面積500ha以上）
- ・公益性の高い国営造成施設の維持管理を支援する基幹水利施設管理事業については、受益面積や通水量等の大小に関わらず、補助対象となるよう制度を拡充すること（現行要件：受益面積1,000ha、幹線通水量5m³/s以上等）

イ 小規模施設への支援の拡充

- ・小規模な農業水利施設の機能保全を計画的に進めるため、診断調査及び機能保全計画策定に関する補助対象を拡大すること（現行要件：末端受益面積10ha以上）

② 農業の競争力強化を図るためのほ場整備などの推進

- ・作業効率の向上や担い手への農地集積の加速化、田畑輪換による農地の有効利用の促進等を実現する生産基盤の整備を着実に進めるため、下表の地区における農業競争力強化基盤整備事業の予算を確保すること

【参考】ほ場整備等計画地区

区分	地区名	受益農地	予定工期	総事業費(百万)
継続	こくが 国衙(南あわじ市)ほか10地区	405ha	H23～H36	10,717
新規 H29年度着工まで	かただ 片田(南あわじ市)	32ha	H29～H34	1,154
	とうげ 塔下(洲本市)	37ha	H29～H33	942
	つし おおみや 都志大宮(洲本市)	20ha	H29～H33	482
	いぬかいの 大飼田野(姫路市)	29ha	H29～H31	334
	たかおかふくだ 高岡福田(福崎町)	45ha	H29～H33	989
	いわみがまえしも 岩見構下(太子町)	23ha	H29～H33	526
	計	186ha	H29～H34	4,427

- ・米中心の営農体系から野菜など高収益作物を中心とする営農体系への転換を促進するため、高収益作物の作付面積率に応じて基盤整備に対する地元負担の軽減を行う支援策の創設を図ること
 - ・米の生産コスト削減のための農地の大区画化、排水対策等を支援するTPP関連対策事業において、米の生産コストが9,600円/60kgを下回ると見込まれることが実施要件とされており、輸出増大に資する「山田錦」などの酒造好適米や「コウノトリ育むお米」などのブランド米が対象外となってしまうため、実施要件を一律にせず、柔軟に対応すること
 - ・高収益作物中心の営農体系への転換を促進するための水田の排水改良、畑地・樹園地の区画拡大等を支援するTPP関連対策事業において、高収益作物の割合が作物生産額の概ね8割以上になること等が実施要件とされているが、既に県ブランド認証を取得したものだけでなく、新たに取得を目指す作物も「高収益作物」の対象とするよう、柔軟に対応すること
- ## ③ 多面的機能支払交付金の安定的な実施
- ・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金の予算を確保すること

④ 農地・農業用施設災害関連事業の充実・強化

- ・再度災害の防止を目的とし、災害復旧事業と併せて行う災害関連事業を積極的に活用するため、国庫補助率の嵩上げや、地元の合意形成期間を考慮した申請時期の柔軟化など制度を充実させること

⑤ 農業生産を支える農地防災施設のインフラ長寿命化対策の推進

- ・地すべり防止施設、海岸保全施設の長寿命化対策を着実に推進するため、小規模な修繕・更新にも補助事業が適用できるよう制度を充実させること

(2) 農山漁村地域整備交付金の予算確保【農林水産省】

- ・農山漁村地域の防災・減災対策と活性化を推進するため、下表の地区における農山漁村地域整備事業の予算を確保すること

【H29年度 農山漁村地域整備交付金 主な事業計画】 (単位：百万円)

事業名		地区	所要額(国費)
農業農村 基盤整備	農地整備事業(ほ場整備)	雁戸井(加古川市)ほか4地区	80
	水利施設整備事業	たつの(たつの市)ほか17地区	295
	農業基盤整備促進事業	新田I(南あわじ市)ほか9地区	350
	農村集落基盤再編・整備事業	相野(三田市)ほか4地区	272
	農業集落排水事業	新々田(神戸市)ほか26地区	847
	計	65地区	1,844
森林基盤 整備	治山事業	多田(多可町)ほか41地区	950
	育成林整備事業	前地・カンカケ線	114
	林道改良事業	瀨川・氷ノ山線ほか8地区	78
	森林空間総合整備事業	六甲山地区(神戸市)	27
	花粉発生源対策促進事業	山東町野間(朝来市)	25
	計	54地区	1,194
水産基盤 整備	漁村再生交付金事業	東浦地区(姫路市)ほか3地区	79
	漁業集落環境整備事業	坊勢(姫路市)ほか4地区	75
	計	9地区	154
海岸保全 施設整備	海岸保全施設整備事業(漁港)	沼島(南あわじ市)ほか13地区	359
	海岸保全施設整備事業(農地)	慶野(南あわじ市)	5
	計	15地区	364
合計		143地区	3,556

(3) 広域農道・林道整備事業を推進する地方創生推進交付金の予算確保【内閣府、農林水産省】

- ・農山村地域の活性化に不可欠な広域農道と「新ひょうご林内路網1,000km整備プラン」に基づく林道の整備が着実に推進できるよう、地方創生推進交付金の予算を確保すること

7 野生鳥獣被害対策等の推進

中山間地域を中心にシカ、イノシシ、クマ、サル等の野生動物による農林業被害等が大きな問題となっている中、農林業者が安心して生産活動を営めるよう、以下の措置の実施を求める。

(1) 野生動物による農林業等被害対策の推進

① 鳥獣被害対策の充実【総務省、農林水産省】

ア 鳥獣被害防止総合対策交付金事業の拡充

- ・シカ、イノシシ等の生息域が拡大していることから、防護柵を迅速に設置できるよう、予算を拡充すること
- ・豪雨等の自然災害により被災した防護柵の復旧を円滑に進められるよう、被災防護柵の復旧事業を補助対象に追加すること
- 新**・シカの有効活用を促進するための処理加工施設や、廃棄処分するための減容化・焼却施設の整備の予算枠を拡充すること
- ・シカ、イノシシによる農林業被害を減少させるため、捕獲数（兵庫県：シカ4万5千頭／年、イノシシ1万5千頭／年）が達成できる予算を確保すること
- ・鳥獣被害防止特別措置法に基づきその活動を担う捕獲実施隊について、市町職員に加え、市町が有害捕獲を委託している猟友会の有害捕獲班についても対象に追加すること

【参考】野生動物による農林業被害額の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
被害額 (百万円)	798	817	898	842	974	885	801	794	629	571

イ 地方負担の軽減措置の充実

- ・鳥獣害対策に関する鳥獣被害防止総合対策交付金事業や単独事業における市町の地方負担経費を縮減するため、十分な特別交付税措置を行うこと。また、シカの捕獲拡大に向け猟期の捕獲経費等を支援している県負担経費を特別交付税措置の対象に追加すること
 - ・事業費が少額で、耐用年数の短い防護柵設置事業について、「辺地対策事業債」（充当率100%、元利償還の80%を交付税措置）の適用を可能とすること
- #### ② シカ捕獲個体の有効活用・処理加工施設整備への支援の充実【農林水産省】
- ・捕獲場所から処理加工施設まで遠距離などの理由から捕獲個体の大部分が埋却・焼却処分されているシカ肉等を地域資源として活用できるよう、処理加工施設の整備、施設運営、移動解体車の導入への支援を行うこと
 - ・捕獲したシカの処理加工施設への搬入経費や肉質の鮮度維持のための冷凍庫等ストックポイント整備を補助対象に追加すること
 - ・シカ肉等の有効活用に向けた調査研究を強化するとともに、シカ肉の安全性や優れた食材であること等の普及啓発活動を支援すること
- #### ③ 有効活用できないシカ捕獲個体の処理施設整備等への支援【農林水産省、環境省】
- 新**・有効活用できないシカ捕獲個体を適正処理できるよう、積替保管施設、冷凍や破砕等の焼却等前処理施設、焼却施設等の整備への財政支援を行うこと
 - 新**・市町等の一般廃棄物焼却施設をシカ捕獲個体の処理が可能なように改修等をする経費について財政支援を行うこと

新・市町がシカ捕獲個体の処理を委託する場合の財政支援を行うこと

④ 森林動物研究センターへの支援【環境省】

- ・野生動物と人との共生を基本に、ツキノワグマ狩猟解禁による個体数変動など、野生動物の保護管理についての調査研究及び事業実証、他自治体職員の研修等人材育成事業及び独自に設置している森林動物専門員の活動に財政支援を行うこと

【参考】森林動物研究センターの主な事業（丹波市青垣町）

- ・野生動物、生息地、社会環境などに関する調査研究
- ・調査研究成果をもとに行政施策の企画立案の支援
- ・行政担当者や県民の現場対応の技術支援
- ・野生動物の計画的な保護管理を担う人材育成、捕獲技術者の育成

⑤ 野生動物の捕獲推進のための人材育成【農林水産省、環境省】

- ・狩猟者の減少や高齢化に対応するため、猟友会等が実施する狩猟免許試験講習会や狩猟現地体験会の開催、狩猟後継者育成スクールなどの狩猟後継者育成、確保対策への支援を行うこと
- ・狩猟免許の取得推進のため、銃砲所持許可を有する者については、狩猟免許試験の一部（銃砲所持許可検定項目と重複する項目（鉄砲の分解、結合等））を免除する簡便化を行うこと

新・狩猟者の技能向上を図るための捕獲技術高度化施設（射撃場）の整備支援制度の創設及び鳥獣被害防止総合対策交付金事業の予算枠を拡充すること

⑥ シカ捕獲個体の肥料化等の早期実現【農林水産省】

- ・シカ捕獲個体の肥料化等の早期実現に向けた調査研究及び具体的な手続き等の手法を構築すること

⑦ 野生動物による生活環境被害対策への支援【環境省】

- ・市街地等に出没し、生活環境被害を引き起こすイノシシ等に対する被害対策を推進するため、捕獲、追い払い、防護柵設置や餌付け防止の普及啓発などの取組に対する支援制度を創設すること

(2) 外来生物対策の推進【環境省】

- ・外来生物の生息域が拡大し、広域で生じている在来種の捕食・競合・駆逐等の被害に対応するため、国が直轄で防除する地域を、世界自然遺産候補地等の主に生物多様性保全上重要な地域から全国に拡大すること
- ・ため池固有の水生动植物保全や、アライグマ、ヌートリアなどの特定外来生物等の防除を進めるため、地方公共団体が行う取組への支援制度を創設すること
- ・国において在来種への影響調査や防除手法等に関する研究開発を推進するとともに、地方公共団体への情報提供や技術支援を行うこと

8 資源循環型林業の展開への支援強化

森林の多面的機能を維持増進するとともに、資源循環型林業を確立するため、以下の措置の実施を求める。

(1) 地域材の利用拡大と製材工場等の安定経営に向けた支援【農林水産省】

① 地域材利用の促進

- ・公共建築物や民間施設での地域材利用を促進するため、25年度補正予算で措置された「森林整備加速化・林業再生基金事業」と同等の補助制度を創設すること

- ・木造施設の建築意欲を高めるため、木造公共施設等の整備に対する「次世代林業基盤づくり交付金」の補助率を引き上げる（28年度 原則木造化：15%以内、木質化3.75%以内→27年度までの木造・木質化 50%以内へ復活）など事業実施主体の負担軽減策を行うこと
- ・住宅等での地域材利用を促進するため、25年度補正予算で措置された「木材利用ポイント事業」と同等の支援制度を創設するとともに、木造住宅建築や民間建築物の木造・木質化に対する低利融資制度を創設すること

【参考】本県の融資制度（兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度）

- ・融資対象：県産木材を50%以上使用して自ら居住する木造住宅を新築等する者
- ・融資条件：融資限度額2,300万円、返済期間25年以内（上乘せ条件あり）
- ・融資利率：0.8%(H28.10.1現在、25年間固定)

② 安定経営に向けた支援

- ・製材工場等の経営の安定を図るため、原木購入代金等の運転資金である「木材産業等高度化推進資金」の借入利率を引き下げること

【参考】本県の運転資金制度（兵庫県産木材利用促進特別融資事業）

- ・貸付対象者：製材業者、素材生産業者等
- ・貸付対象事業：製材、木質バイオマス燃料の生産、高性能林業機械等の導入
- ・利率：短期プライムレートの1/2（H28.4.1現在0.74%程度）
- ・スギ・ヒノキ人工林の少花粉品種への転換を図るため、伐採促進に加え、少花粉苗木生産に関する後継者育成対策や継続的な少花粉品種の開発を進めること

（2）原木安定供給のための林内路網整備等への支援強化【農林水産省】

- ・地域材の活用とともに地球温暖化対策にも資する木質バイオマス発電や木材加工流通施設に原木を安定的に供給できるよう、「森林環境保全整備事業」による搬出間伐費補助や、このたびの要件緩和により要望が見込まれる林業専用道整備費補助の予算を確保すること

【参考】森林環境保全整備事業の概要 H29概要要求557億円 H28：372億円、H28補正165億円

<森林環境保全直接支払事業>

- ・計画的な間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を支援

<環境林整備事業>

- ・針広混交林への転換、風水害を受けた森林を復旧させるための造林等を支援

<林業専用道整備事業>

- ・森林作業道と組合せ、森林施業のために専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として利用する林業専用道の整備等を支援

（3）未利用間伐材等の低コスト安定供給に向けた支援【農林水産省】

① 未利用間伐材等の低コスト安定供給のための支援

- ・中小規模の森林組合や素材生産業者への高性能林業機械等の導入を促進するため、初期投資額が低減できる「リース導入支援事業」の補助率を引き上げる（物件価格の1/10→1/3）こと。また、レンタル料への支援制度を創設すること

② 未利用間伐材等を木質バイオマス資源として利用促進するための支援

- ・木質バイオマス発電の燃料用材と建築用材等との選別・仕分けや、水分率を低下させるためにストックする土場の設置を推進するため、「森林・林業再生基盤づくり交付金事業」の「作業ポイント（山土場）整備」の採択基準（事業費1箇所500万円以上）を緩和すること

（1箇所500万円以上の山土場を整備する場合、5,000㎡程度となり、山土場としては規模が大きすぎる（山崎木材市場で4,000㎡）

- ・ 輸送コストの低減を図るため、大量輸送用の大型トラックが通行する道路沿いなど林外でも土場が整備できる支援制度を創設すること
- ・ 形状や大きさが不揃いのため積み込み・運搬費が増嵩する未利用間伐材等の利用を支援するため、伐採現場からチップ工場等までの輸送に要する経費への助成制度を創設すること

(4) 林業公社の経営改善に対する支援強化【総務省、農林水産省】

- ・ 本格的な伐採時期を迎えるまでの間、長期間の資金調達や利息負担の軽減が課題となっているため、日本政策金融公庫の林業公社向け資金（利用間伐推進資金）の償還期間の延長（現行20年→35年）、利息等も貸付対象とするとともに利率をさらに低減すること

【参考】日本政策金融公庫貸付（利用間伐推進資金）のスキーム

	貸付対象経費	利率の低減対策
対 象	利用間伐に伴う事業費	有（無利子資金の併用貸し）
	既往公庫資金の約定償還元金の9割	無
対象外	利息、上記元金の1割、償還期限前の高利率資金の借換	無

- ・ 県から林業公社への貸付や利子補給に関する特別交付税措置（充当率50%、上限額5億円）について、公益的機能の高度発揮を目指した森林整備を進めるため、県への支援を継続すること

(5) 県立森林大学校の開設に対する支援強化【農林水産省】

- ・ 将来の森林経営を担う意欲を持った人材が県立森林大学校（平成29年度に開設）で安心して研修に専念できるよう、「緑の青年就業準備給付金」の予算を確保すること

【参考】緑の青年就業準備給付金の概要

〔給付額〕 最大150万円/年（最大2年間）

〔給付の要件〕 ① 研修期間が概ね1年かつ 概ね年間1,200時間以上

② 研修期間を通して林業への就業に必要な技術や知識を習得

林業就業を給付期間の1.5倍（3年間）の期間継続した場合、返還義務は免除

- ・ 普通交付税において、農業大学校等と同様に森林大学校の運営費等を必要なものと位置付け、算定基礎に入れること。さらに、県立森林大学校で実施する研修など、林業の担い手の着実な養成を図る意欲的な取組を行う地方公共団体に対して、普通交付税措置額を超える部分についての特別交付税措置を充実させること

【参考】兵庫県立森林大学校の概要（平成29年4月1日開設）

〔設置目的〕 次代の林業を担う人材の養成や森林に関わる人材等を幅広く育成することにより、持続可能な森林経営の展開を図り、もって森林の有する多面的機能の増進及び地域の活性化に寄与

〔設置場所〕 宍粟市一宮町

〔入学資格〕 高等学校卒業又は同等程度、40歳以下

〔就業年限〕 2年 〔学年定員〕 20名

9 適切な水産資源管理等による水産業の振興

適切に水産資源を管理し資源培養型水産業を確立するため、以下の措置の実施を求める。

(1) 国営増殖場造成及び第2の鹿ノ瀬構想等の推進【農林水産省】

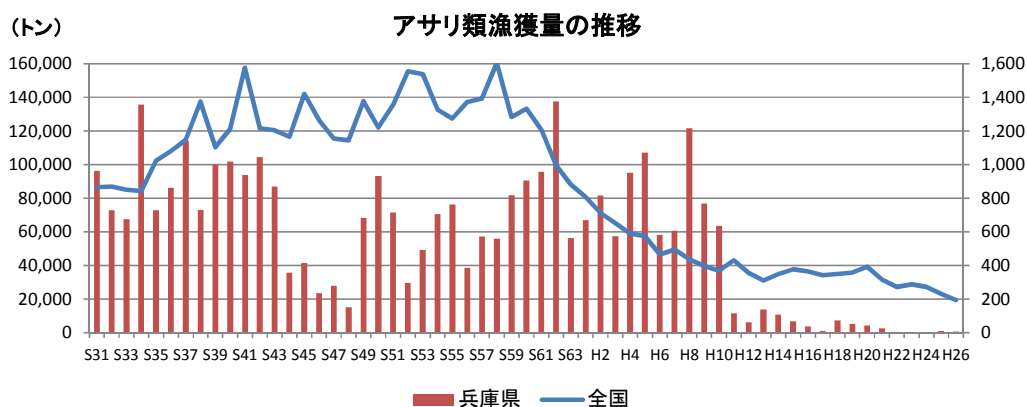
- ・日本海における水産資源の回復を図るため、現行のズワイガニ等の増殖場整備を計画どおり進めるとともに、国営による増殖場造成の予算措置を継続すること
- ・家島、淡路島周辺両海域の適地において増殖場等の整備を計画的に進めるため、以下の措置を講じること
 - 天然の好漁場である鹿ノ瀬等に匹敵する大規模な漁場整備を図る家島周辺海域での第2の鹿ノ瀬構想の推進に関する事業実施のための予算措置の継続
 - 淡路島を巨大な天然礁と捉え、天然漁場や沿岸の既設増殖場、魚礁を補完する増殖場等整備のための確実な予算措置

【参考】第2の鹿ノ瀬構想の概要

- ◇ 加島（かしま）、院下島（いんげじま）、三ツ頭島（みつがしらじま）、加島南（かしまみなみ）の周辺4海域の水深30～40mに、各10基程度の石材礁を造成（概ね20年間実施、全体事業費約100億円）
- ◇ 第1期事業として、加島周辺海域で事業を実施し25年度に完成
- ◇ これまでのモニタリング結果に基づき、現在、第2期事業として三ツ頭島周辺海域で事業実施中
 - 第3期事業以降の実施順は未定
 - ・三ツ頭地区：第1地区(H24～26) 石材礁4基造成（事業費約11.2億円）
 - 第2地区(H27～30) 石材礁4基造成（事業費約9.5億円）

(2) 栽培漁業の推進【農林水産省】

- ・国民に水産物を安定的に供給するため、資源の積極的な増大を図る栽培漁業推進のための以下の措置を講じること
 - 瀬戸内海における水産資源の回復を図るため、広域回遊種であるサワラの放流用種苗生産の継続実施に対する国の積極的な取組の実施
 - 栽培漁業を強化するため、マダイ、ヒラメ等の種苗生産の低コスト化や疾病防除に関する技術開発への国の積極的な取組の実施
 - 豊かな海の再生に重要なアサリ等の二枚貝資源量を回復するため、ナルトエビエイなど食害種の駆除等による二枚貝の生息環境の改善を図るとともに、大型の稚貝を大量生産できる技術の開発



(3) 日韓新漁業協定体制下における漁業秩序、資源管理体制の早期確立

【外務省、農林水産省、国土交通省】

- ・日本海の水産資源の保全、本県の沖合底びき網漁業やベニズワイガニかご漁業を守るため、韓国漁船による暫定水域内の無秩序操業や我が国の排他的経済水域内への不法越境操業を排除するなど、漁業秩序、資源管理体制を早期に確立するため以下の措置を講じること

<暫定水域の撤廃>

- 日韓の排他的経済水域の早急な境界画定による暫定水域の撤廃
- 暫定水域撤廃までの間の暫定水域内の操業秩序及び資源管理体制の確立

<取締の強化>

- 韓国漁船による我が国の排他的経済水域への違法越境操業に対する取締強化
- 韓国政府に対する自国船への監視取締強化の要請

<漁業者の経営支援対策の充実>

- 暫定水域の影響を受けている漁業者の経営支援対策である「韓国・中国等外国漁船操業対策事業」の再基金化による安定的な実施

(4) 水産業の競争力強化【農林水産省】

① 漁業者への経営支援策の充実

- ・TPPをはじめとする社会情勢の変化に対応できる持続可能な収益性の高い操業体制への転換を促進するため、要望の強いリース方式による漁船の導入等を支援する「水産業競争力強化緊急事業」の十分な予算を確保すること

【参考】水産業競争力強化緊急事業の概要（28補正：255億円、27補正：225億円）

[事業目的] 水産業の競争力強化を図るため、持続可能な収益性の高い操業体制への転換の取組を支援

[事業内容] ※①は必須。①で策定するプランに基づき②～⑤の事業を実施

①広域浜プラン緊急対策事業：広域浜プランの策定支援

②水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

- ・浜の担い手漁船リース緊急事業：中核的漁業者へのリース方式による漁船導入支援
- ・漁船漁業構造改革緊急事業：中核的漁業者への国際水準に合った漁船導入支援

③水産業競争力強化緊急施設整備事業：共同利用施設の新改築支援

④競争力強化型機器等導入緊急対策事業：省力・省コスト化に資する機器導入支援

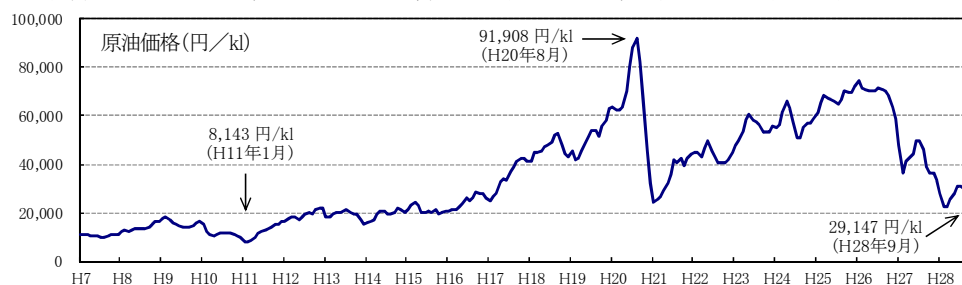
⑤水産業競争力強化金融支援事業

② 燃油価格高騰対策の確実な実施

- ・燃油価格高騰対策として実施されている「漁業経営セーフティネット構築事業」について、補填金支給に関する基準価格の固定化など発動基準の更なる緩和により、燃油価格が上昇した場合に確実に補填金が支給されるよう改善を図ること

【参考】原油価格の状況

- ・H26.7以降下落していたが、H28.2を底に上昇傾向に転じており、円安の動きも見られ先行き不透明



(5) 担い手に対する支援強化【農林水産省】

① 新規漁業就業者に対する支援強化

- ・依然として課題となっている漁業の担い手を確保するため、漁業現場での長期研修（最長3年間）を支援する「新規漁業就業者総合支援事業」の十分な予算を確保するとともに、支援期間を延長（3年→5年）すること

② 漁業構造改革総合対策の着実な推進

- ・経営の低迷や建造コストの上昇に伴う高船齢化に対応するため、改革型漁船の導入による収益改善に向けた新たな操業形態の実証試験を行う「もうかる漁業創設支援事業」の予算を確保すること。また、モデル船だけでなく、地域内で同様の改革に取り組む漁業者にも活用できるよう弾力的な運用を図ること

(6) 漁村地域の活性化支援【農林水産省】

- ・漁村地域の活性化と所得向上により浜の活力を再生するため、観光協会や商工会と連携した交流事業や商品開発など漁業者の主体的な取組に対する支援制度を充実させること
- ・地域の実情に合わせた漁家所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な実行を推進するため、同プランに位置づけられた共同利用施設の整備に対する十分な支援を行うこと

- 新**・ノリ養殖業は本県水揚げ額の3割を占め、漁村の活性化のためにも事業者の経営体質強化が不可欠なため、実施主体に「漁業者等が組織する団体」を含め、受益戸数要件を3戸以上とする大型ノリ自動乾燥機の周辺機器単体だけの整備も対象とした支援制度（H27補正予算の「ノリ競争力強化対策」と同等の制度）を創設すること

【参考】現在のノリ大型乾燥機整備への支援制度

<①強い水産業づくり交付金>（H28当初）

[要件] 5戸以上

[実施主体] 都道府県、市町村、水産業協同組合、漁業者等が組織する団体など

[補助対象] 大型ノリ自動乾燥機、ノリ高性能刈取り船、大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋

<②水産業競争力強化緊急施設整備事業>（H28補正）

[要件] 25戸以上

[実施主体] 都道府県、市町村、水産業協同組合など（漁業者等が組織する団体は対象外）

[補助対象] 大型ノリ自動乾燥機及び設置に必要な上屋

※ ①、②いずれも異物除去機など大型ノリ自動乾燥機の周辺機器は大型ノリ自動乾燥機の導入に合わせた場合のみ補助対象

(7) 漁業の生産活動を支える拠点漁港等の機能強化【農林水産省】

- ・漁業生産活動の効率化、省力化を図るため、水産物の生産・流通拠点となる漁港の整備に必要な予算を確保すること
- ・漁港施設の老朽化対策（計画額：平成29年度～33年度で11億円）と、岸壁や防波堤の耐震化などを計画的に実施できる予算を確保すること

10 総合的なエネルギー政策の推進

電力システム改革の着実な推進や再生可能エネルギー導入の一層の推進を図るため、以下の措置の実施を求める。

(1) 広域ガスパイプラインの整備【経済産業省、国土交通省】

- ・産業基盤の強化と国土強靱化の観点から、日本海側の空白地帯をカバーし、京阪神地域のバックアップ等を担う舞鶴～三田間の広域ガスパイプラインを国の整備方針に位置づけること

【参考】エネルギー基本計画（H26.4閣議決定）

「天然ガスについても、供給体制の強靱化を進めるべく、LNG受入基地間での補完体制を強化するため、基地の整備・機能強化、太平洋側と日本海側の輸送路、天然ガスパイプラインの整備などに向けて、今後、検討を進めていく」

- ・広域ガスパイプライン整備に関する事業主体等の制度的枠組や公的支援のあり方について早急に検討し、示すこと

(2) 電力システム改革の着実な推進【経済産業省】

- ・「広域系統運用の拡大」「小売及び発電の全面自由化」「送配電部門の一層の中立化」を柱とした電力システム改革を進めるに当たっては、効率のみを追求するのではなく、以下の需要家保護策を講じること

<適切な託送料金設定>

- 託送料金について、非効率な長距離送電を助長しないよう、送電距離に応じた料金設定とすること。また、企業等が有する分散型電源の活用促進につながる自己託送については、特別な割引料金を設定すること
- 関係企業群など限られたエリアで実施する自家発電設備のネットワーク化については、電力の効率的利用による省エネルギーに大きく貢献することから、接続規制の緩和と低廉な近距離託送料金の設定を行うこと

<ピーク需要や事故・災害時等の制度設計>

- 夏季・冬季のピーク需要への対応や再生可能エネルギーの出力変動に対応できるよう余裕電源を確保すること
- 事故・災害等により、電気小売事業者の電源が喪失した場合に備え、送配電事業者の予備力による早期復旧が可能となる制度設計を行うこと
- 県民への電力供給を確保する最終保障サービスや、へき地・離島等における電気料金が平準化される仕組みを整備すること

<送電線網の整備>

- 全国での再生可能エネルギーの導入拡大、安定供給の確保に向けた連系可能容量の拡大方策の検討に当たっては、発電事業者の系統接続の公平性のみを重視した過大な投資を行うことで、需要家の負担増を招く託送料金の値上げが生じないように配慮すること
- 電力広域的運営推進機関が、地域間連系線並びに地域内の基幹送電線の整備計画を策定する際には、地域の実情に精通した地方公共団体の意見も反映できる制度設計とすること

<電源構成の開示の義務付け>

- 二酸化炭素排出の少ない小売電気事業者を選択しやすい環境を整備するため、すべての小売電気事業者に対して電源構成の開示を義務付けること

(3) 再生可能エネルギーの一層の導入支援【総務省、経済産業省、環境省】

① 再生可能エネルギー活用の普及支援

- ・2030年における再生可能エネルギーの電源構成22%~24%を達成するためにも、都道府県単位で補助申請窓口を設けたうえで、さらに促進できる住宅用太陽光発電設備に対する補助制度を創設すること。(H26廃止、H25:1万5千円(システム価格50万円/kW以下)、2万円/kW(システム価格41万円/kW以下))
- ・太陽光発電、地熱、小型風力、小水力発電など再生可能エネルギーについて、バランスの取れた導入が進むよう、整備・運営コストの低減や実用化に向けた研究開発を加速化すること

② 固定価格買取制度の更なる改善

ア 事業収益性や国民生活に配慮した買取価格・期間の適正な見直し

- ・買取価格及び買取期間の見直しにあたっては、設置場所や規模毎の事業収益性を踏まえたきめ細かい検討を行うとともに、賦課金とのバランス等国民生活にも配慮すること

イ 系統連系の円滑化

- ・再生可能エネルギーの導入拡大に向け、系統接続にかかる連系可能容量や連系費用の情報開示を促進すること
- ・買取価格の見直しに伴う再生可能エネルギー事業者の事業実施上のリスクを回避するとともに、迅速な送電を可能とするための系統連系接続に関する検討期間(現行3か月以内)を短縮すること

ウ 需給調整力に関する強化方策の早期具体化

- ・電力会社管内全体の需給調整力の限界等により系統接続が困難となる事例が発生しているため、連系可能容量の拡大など需給調整力に関する強化方策の早期具体化を図ること

(4) バイオマス資源の利活用への支援【総務省、農林水産省、経済産業省、環境省】

- ・バイオディーゼル燃料(BDF 5%混合軽油)の利用促進に向けて、不正軽油対策を整備しつつ、軽油引取税の軽減措置を創設すること
- ・チップボイラー等の導入を促進するため、固定資産税等の軽減措置など民間事業者等の初期投資額を軽減する対策を創設すること
- ・バイオ燃料の家庭への普及に向け、ペレットストーブ等利用設備導入に対する各家庭個別助成制度を創設すること
- ・すべてのバイオマスの利活用を評価・検証するため、CO₂削減効果など環境への影響について全国共通の定量的な評価基準を策定すること

(5) 新エネルギーの普及促進と技術開発の推進【経済産業省、環境省】

① 水素エネルギー活用社会に向けた技術開発の推進等

- ・燃料電池自動車の普及促進を図るため、一般的なガソリン自動車との販売価格差を補填する購入補助を拡充すること。また、製造コストの増高要因となっている白金に代わる材料の開発など、低価格化のための技術開発を推進すること
- ・水素エネルギーの実用化や水素ステーションの設置を促進するため、水素ステーション整備に対する補助率及び補助金限度額を拡充すること。また、都市部での整備を促進するため、支障となっている高圧ガス保安規制(高圧ガス(水素)と危険物との離隔距離)を早期に緩和すること

- ・発電事業等への本格利用に向けて、LH₂（液体水素）等の大量輸送・貯蔵施設整備に対する補助制度を創設するほか、液化プラント実証等技術開発を推進すること

【参考】未利用褐炭由来水素大規模海上輸送サプライチェーン構築実証事業

[概要] オーストラリアの未利用エネルギーである褐炭を用いて水素を製造し、貯蔵・輸送・利用までが一体となった液化水素サプライチェーンを構築するため、「褐炭ガス化技術」、「液化水素の長距離大量輸送技術」、「液化水素荷役技術」の研究開発を実施

[主体] 技術研究組合CO₂フリー水素サプライチェーン推進機構（川崎重工業株式会社、岩谷産業株式会社、シェルジャパン株式会社、電源開発株式会社）

[場所] ポートアイランド（神戸市）

- 新**・水素を活用する製品開発を促進するため、水素関連製品の評価試験が迅速にできるよう、評価試験機関の追加整備を行うこと。その際、水素関連産業が集積する兵庫県で整備すること

【参考】水素エネルギー製品研究試験センター（全国で福岡県のみ：H22.4～）

[運営] 公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター

[基本財産] 70百万円（福岡県 50百万円、寄付金 20百万円）

[建設費] 44億円（一部経費を除き全額国庫補助）

[実施事業] 中小・ベンチャー企業の水素エネルギー新産業への参入支援のための事業

- ①水素エネルギー関連製品の製品試験事業
- ②水素エネルギー関連製品の試験方法の研究開発事業
- ③水素エネルギー関連製品の開発
- ④水素エネルギーに関する研究交流事業（セミナー開催・施設見学等）

※評価機関は全国で福岡県のみであり、評価試験の依頼が集中している（半年待ちもある）

② 環境低負荷型の社会を実現する新エネルギーの普及促進

- ・次世代自動車戦略2010における2030年の目標を達成するため、各都道府県が作成している充電インフラ整備ビジョンに基づく充電器の整備について、優先的に財政支援を実施すること
- ・電気自動車の航続距離を伸ばすための技術開発を推進すること
- ・家庭用燃料電池（エネファーム）及び蓄電池の設備設置補助について、補助事業費の増額、蓄電池を単体で補助対象とする等、制度を拡充すること

（6）山陰沖におけるメタンハイドレート実用化に向けた取組【経済産業省】

- ・日本海側に賦存する表層型メタンハイドレートについて、商業化に向けたロードマップの策定及び掘削・採取技術に関連する研究機関・企業のコンソーシアム組成など研究開発を促進すること
- ・国産エネルギー資源に乏しい我が国において、メタンハイドレートは貴重な資源であることから、メタンハイドレートの原物展示や開発中の採掘技術などを紹介する展示施設の整備に支援するなど、その重要性を広く国民に情報発信すること

（7）スマートグリッド（次世代送配電網）システムの開発促進【経済産業省】

- ・電力システム改革の進捗に伴い、スマートコミュニティなど地域分散自立型のエネルギーシステムの導入可能性が高まっていることから、エリア単位で電力需給調整を行い、電力消費量の大幅な低減や再生可能エネルギーの最大限の活用を可能とするスマートグリッド（次世代送配電網）システムの開発を促進すること

V 元気な地域

1 地域創生を支える仕組みづくり

「人口対策」と「地域の元気づくり」を柱に、将来にわたり活力ある地域社会の構築を目指す「兵庫県地域創生戦略」を推進するため、以下の措置の実施を求める。

(1) 東京一極集中の是正に向けた積極的な取組の推進【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

- ・国においては、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び総合戦略を基本に、地方創生推進交付金、地方創生加速化交付金等の交付金、地方創生人材支援制度、政府機関の地方移転、本社機能の地方移転を促す税制措置、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）等様々な取組みを推進している。

しかしながら、平成28年4月公表の住民基本台帳による人口を見ると、東京圏への人口集中は止まるどころか、増加の傾向にある。

もとより地方では取組みを強化していくが、国として、こうした状況を踏まえ、さらなる効果的な対策を進めること

【参考】東京圏への人口の社会増

区分	平成26年	平成27年	増減
東京圏	107,716人	124,864人	17,148人
うち東京都	72,663人	84,714人	12,051人

※東京圏は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県合計【出典 総務省】

(2) 人や企業の地方分散を促す抜本的な対策の実施【内閣官房、総務省、財務省、文科省、経産省】

- ・東京一極集中が日本全体の活力低下をもたらすとの認識のもと、東京圏への人口流入を抑制し、地方に人や資本を還元させるため、これまでとは次元の異なる大胆な政策（下記例）を国の責務として立案、実行すること

<東京圏における企業等の立地抑制>

- 「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」（H14廃止）に規定があった大規模な工場や大学のほか、本社機能を有する事業所、大規模小売店舗など人口増加の原因となる施設の東京圏への新規立地を抑制する制度を創設すること

【参考】工業等制限法（首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律）の概要

[目的] 既成市街地への産業・人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備・改善を図る。

[制限対象] ①面積500㎡以上の製造業の用に供する工場の作業場の新增設

②面積1,500㎡以上の大学及び高等専門学校の教室の新增設

③面積800㎡以上の専修学校及び各種学校の教室の新增設

<東京圏における大学の定員の見直し等>

- 大学入学を機に多くの若者が地方から東京圏に流出していることから、東京圏の大学の定員超過抑制策や定員制限策を実施すること

(3) 国家機関の移転による国土の双眼構造の構築【内閣官房、総務省、財務省、文科省、経産省】

① 国土双眼化に向けた国家機関の移転の推進

- 新・国土の双眼構造の実現を図るため、政府関係機関移転に続く全ての国家機関を対象とした地方への移転分散を実施すること

＜基本的な考え方＞

- 政府主体による国家プロジェクトとして実施すること。このため、国会・官邸からの距離は問題とせず、移転費用も国費で対応すること
- 会計検査院、最高裁判所等、内閣統括下でない機関も対象とすること
- 移転機関及び移転先については、その移転効果を最大限高めるため、地方意見を求め十分反映すること
- 移転分散に関する地方との協議・調整を行うための窓口を全ての国家機関に設け、これらの機関が参画した推進体制を構築すること

② 政府関係機関移転基本方針の速やかな実施

- ・基本方針（H28.3.22 まち・ひと・しごと創生本部決定）で決定した地方移転を着実に実施すること
 - 兵庫関係：理研「科学技術ハブ推進本部関西拠点」
- ・基本方針及び今後の取組（H28.9.1 同）において明記された政府主体による地方移転に関する実証実験について、全省庁において対象事務の選定及び実施期間を盛り込んだ工程表を作成の上、速やかに実施すること
- ・気象大学校、消防大学校、消防研究センター、防災科学技術研究所等、防災関係機関の地方移転に関する実証実験は、既に関係機関が集積し、オフィス環境、住環境、交通インフラ等も充実している兵庫県で実施すること

③ 防災庁（仮称）の創設 [p.9 再掲]

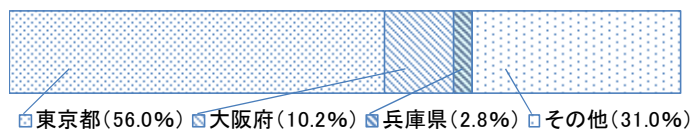
(4) 人と企業の地方移転を促進する税制の創設【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、国土交通省】

① 地域別の法人税率の設定

- ・東京から地方への人口移動をさらに促進するため、地方拠点強化税制に加えて、法人税について東京圏、その他の都市圏、多自然地域で異なる税率を適用する地域別税率制度を導入すること

＜大企業本社の所在地シェア（2014年）＞

（資本金50億円以上）



＜法人県民税・事業税の税率比較（超過税率含む）＞

区分	兵庫県	東京都
法人県(都)民税	4.0%	4.2%
法人事業税	標準税率の1.05倍	標準税率の1.05倍

② Uターンを促す個人住民税の地域別課税制度の導入

- ・都市から農村への人の移動を促すため、個人住民税の税率や課税方式について、全国一律ではなく、大都市ほど負担を重く、農村部ほど軽くする地域別課税の制度の導入を検討すること

【参考】個人住民税の均等割見直し（H16）

人口に応じて税額が3段階あった市町村民税の均等割の額が、人口50万人以上の市だけに適用されてきた3,000円に一本化された。

H15まで		H16改正
人口50万以上の市	3,000円	3,000円
人口5万以上50万未満の市	2,500円	
その他の市及び町村	2,000円	

③ 地方税の減額課税等を実施した場合の減収補填措置の創設

- ・地方公共団体が人と企業の地方移転を促進するため独自に地方税の税率引下げや免除を行った場合に、その減収相当分について、財政力に応じ補填を行う仕組みを導入すること

(5) 地方の創意が発揮できる地方創生推進交付金の運用等【内閣府、総務省】

① 地方創生推進交付金の抜本的な見直し

- 新**・地方創生推進交付金については、対象分野や対象経費等の制約が多い、基金の造成や事前着手が原則認められていないなど機動性がない、採択基準が明確になっていないなど地方にとって使い勝手の良くない制度となっている。地方版総合戦略に基づく事業が着実に実施できるよう、地方創生推進交付金の制度を抜本的に見直すこと

② 施設整備を対象とした交付金の創設

- 新**・平成28年度第2次補正予算に計上された地方創生拠点整備交付金で対象となった施設整備等は地域創生にとって不可欠な取組であるため、来年度以降の需要にも対応できるよう少なくとも戦略期間の5年間（H27年度～H31年度）は予算措置を行うこと。この際、既存施設への新規設備の導入や既存設備の更新等も交付対象とするなど使い勝手の良い仕組みとすること

③ 交付金規模の拡大

- ・地方創生関連交付金は、平成28年度当初予算額1,000億円（地方創生推進交付金）、平成28年度第2次補正予算額900億円（地方創生拠点整備交付金）、平成29年度当初予算概算要求額1,170億円（地方創生推進交付金）であり、地域創生の本格的な展開に当たり極めて少額である。平成29年度当初予算で1兆円を超える額を確保すること
- ・交付率は依然として1/2となっているが、地方創生の実現に必要な事業に取り組めるよう、交付率を加速化交付金以前の水準に戻すか、実質的な地方負担が生じないよう財政措置を講じること

(6) 地方創生経費の地方財政計画への反映等【内閣府、総務省】

ア 総額及び財源の確保

- ・地方公共団体において地方版総合戦略に基づく取組が本格化する時期に当たることから、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていけるよう、28年度の「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を上回る規模を確保するとともに、少なくとも戦略期間の当面5年間はその規模を確保すること。また、その財源については、既存歳出の振替や法人課税の偏在是正効果等地方の努力で生み出した財源ではなく、新たな財源を恒久的に確保すること

【参考】 H28まち・ひと・しごと創生事業費の内訳

(単位：兆円)

項 目	
地域の元気創造事業費	0.35
地域経済基盤強化・雇用等対策費の一部	0.15
法人住民税法人税割の交付税原資化に伴う偏在是正効果	0.2
地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	0.2
過去の投資抑制による公債費減に伴い生じる一般財源の活用	0.1
合 計	1.0

イ 地方の長期的な取組を支える算定方法への見直し

- 人口減少等地方が抱える構造的な課題を解決するためには、長期的な取組が必要である。まち・ひと・しごと創生事業費の地方交付税の算定は、短期的な行革努力等に基づく算定となっているが、行革努力については、団体ごとにその進捗が異なり、短期的な成果により一律に判断することは適切でないことから、地方創生関連の追加需要等に基づく算定を行い、人口が集中している東京圏以外の地方に重点的に配分すること

(7) 地方単独事業と地方負担への財源措置【内閣府、総務省、財務省】

- 経済雇用対策に加え、少子化、高齢化、地域間の人口の偏在の進展など地域が直面する喫緊の課題に地域独自でも対応できるよう、補正予算による臨時的措置などを含め、地方単独事業及び国庫補助事業の地方負担に対し、必要な財源を措置すること

(8) 地域創生を総合的に支援する地方債の創設【総務省、財務省、文化庁、文部科学省】

① 戦略的な取組を支援する地方債の創設

- 地域創生の実現に向けた快適なまちづくりなどを戦略的に推進するため、客観的かつ公平な基準等に基づく地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること

【参考】地域総合整備事業債の概要 (S53~H13)

[対象事業] 21世紀に向けての重要な地域政策課題に係る先導的な地域づくりのための公共施設の整備事業等

[充当率] 75~90%

[交付税措置] 財政力に応じて後年度の元利償還金の30~55%を基準財政需要額に算入

② スポーツ・文化の振興を支援する地方債の創設 [p. 59 再掲]

(9) 大学COC事業の拡充 [p. 55 再掲]

(10) 地域おこし協力隊への支援【内閣官房、総務省】

- 地域創生の担い手となる「地域おこし協力隊」の募集や活動にかかる経費が特別交付税措置される対象地域を政令指定都市・中核市を除く全ての市町とし、その財政力指数に応じた財政支援を講じること（現行：過疎法、山村振興法、離島振興法等の指定地域を有する市町に限定）

【参考】対象外となっている本県市町の例 ※本県の「地域再生大作戦」の取組市町

相生市、赤穂市、西脇市、加西市、加東市、たつの市、福崎町、太子町、上郡町

- 「地域おこし協力隊」が起業する場合に必要な経費に対する特別交付税措置について支援額の上限（現行：上限100万円）を引き上げるとともに、支援期間（現行：1年間）を複数年化すること
- 人材確保のため、全国規模やブロック規模の地域おこし協力隊募集イベントを都市部において定期的に開催すること

(11) 地域経済循環創造事業交付金の予算確保と制度見直し【総務省】

- 平成28年度から、国庫補助率及び補助上限額の引下げ、金融機関の融資比率の設定、採択事業の重点化などの制度変更が行われたが、先駆的な事業の立ち上げに努力する事業者や地域の実情に応じて、採択条件を緩和すること。また、補助金の安定的な確保及び地方公共団体負担の軽減等を行うこと

【参考】地域経済循環創造事業交付金の概要 ※28年度から下表のとおり制度変更が行われた。

【目的】地域密着型企業を育成するため、地域と連携して事業化に取り組む民間事業者を支援

	平成27年度まで	平成28年度から
補助率	10/10	原則1/2(自治体負担の導入)
補助上限額	50,000千円	原則25,000千円
融資比率	特になし	公費補助:金融機関融資=1:1以上
採択条件	地域経済循環の効果(投資効果、地元雇用創出効果等)	次の要件を追加し、これらを重点に採択 ①公共性 ②新規性・モデル性
国予算額	23.2億円(H27)	16.1億円(H28)

(12) 空き家対策の促進【国土交通省】

新・人口減少が進んでいる多自然地域やオールドニュータウン等において、空き家を移住、起業、高齢者や子育て支援、宿泊等の受皿として活用できるよう、以下の措置を講じること

<規制の緩和>

- 都市計画法の立地規制等の弾力化を図ること

<助成制度の拡充>

- 地域や利用者のニーズにあった形で空き家を活用できるよう、「空き家再生等推進事業」の改修後の用途制限(滞在体験施設、交流施設等に限定。住宅は不可)を撤廃するなど事業要件を緩和するとともに、補助率を拡充(1/3→2/5)すること

<税の軽減制度の導入>

- 新築住宅取得時の特例*と同様に、固定資産税の軽減制度を創設すること

※固定資産税(建物):新築後3年間の1/2減額 ※認定長期優良住宅の場合は5年間

【参考1】空家等対策の推進に関する特別措置法(H26法律第127号)の概要

- ・市町村が特定空家等の所有者等に対し、除却、修繕等の助言、指導、勧告等を行うことが可能に
- ・国及び地方公共団体による空家等対策に対する財政上の措置、税制上の措置を実施
(財政上の措置) 補助事業:空き家再生等推進事業、空き家対策総合支援事業を創設
特別交付税:県は補助事業分、市町は補助事業分・単独事業分を措置
(税制上の措置) 空家除却後の敷地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(3,000万円)

【参考2】本県が実施している主な空き家活用促進策

- ・空き家活用支援事業 ※農山村部を対象に実施していた「さとの空き家活用支援事業(H25~)」をH28から県全域に拡大
住宅・事業所への改修費補助 市街化区域外1/3上限100万円、市街化区域1/4上限75万円
- ・田舎暮らし農園施設整備支援事業
空き家等の住宅、民宿等への改修費補助1/3(上限100万円) ※遊休農地の活用が必須
- ・多自然地域におけるIT関連企業の振興支援事業
空き家等の事業所への改修費補助1/2(上限150万円)、賃借料補助1/2(上限月5万円)

(13) UJIターン拡大のための公営住宅の活用【国土交通省】

- ・UJIターン希望者の「お試し居住」のために公営住宅を活用する場合には、原則1年以内とされている活用期間を事業主体の判断で弾力的に設定することができるよう要件を緩和すること

2 基幹的な交通インフラの整備

県民の経済・社会活動を支える、最も基礎的な社会資本である道路を着実に整備するため、以下の措置の実施を求める。

(1) 双眼型国土形成のための交通インフラ整備【国土交通省】

- ・国際競争力の強化につながる下記のインフラ整備については、東京圏に集中させるのではなく、多重性確保の観点からも地方に分散した整備を進めること
 - 関西都市圏及び日本海国土軸の高速道路網整備
 - リニア中央新幹線の東京－大阪間の早期開業
 - 北陸新幹線の大阪までのフル規格での早期整備

(2) 関西都市圏のミッシングリンクの解消【国土交通省】

- ・大阪湾ベイエリアに集積する産業・物流拠点の連携を強め、国際競争力を強化するとともに、国土のリダンダンシーを確保するため、下表の道路整備を推進し、関西都市圏の高速道路網のミッシングリンクを解消すること

道路名	要望内容
大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）	早期整備に向けた直轄道路事業の予算確保及び有料道路事業の導入 直轄高規格幹線道路並の地方財政措置の導入
名神湾岸連絡線	計画段階評価の早期完了及び速やかな都市計画手続き着手
播磨臨海地域道路	計画段階評価の早期完了、早期完成に向けた国と県の役割分担による整備及び播但接続部への有料道路事業の導入検討
神戸西バイパス	有料道路事業の導入による早期整備
新名神高速道路	H29年度末供用（高槻～川西間はH29年秋頃部分供用）に向けた事業促進
中国横断自動車道姫路鳥取線	H32年度末に予定する供用の前倒し
東播磨道（北工区）	事業推進のための予算確保

【参考】各道路の状況

- ・大阪湾岸道路西伸部：平成28年4月新規事業着手。コスト縮減の検討及び事業区分に関する調整を実施中。
- ・名神湾岸連絡線：平成25年8月より計画段階評価を開始。平成27年7月に2回目の近畿地方小委員会が開催され、ルート帯案を公表。平成27年10月から11月に第2回アンケート・ヒアリング調査を実施
- ・播磨臨海地域道路：近畿地方小委員会（平成28年5月9日）にて、「当面、都市計画・アセスを進める区間」、「優先区間」が決定され、引き続き計画段階評価に着手
- ・神戸西バイパス：有料道路制度を取り入れた整備促進について、国、県、神戸市で検討中
- ・新名神高速道路：平成28年4月22日に有馬川橋の橋桁落下事故発生。平成28年8月5日にNEXCO西日本が開通目標時期の見直しを発表
- ・中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨新宮IC～山崎JCT）：用地買収、工事を実施中
- ・東播磨道（北工区）：設計、用地測量、用地買収を実施中

(3) 日本海国土軸のミッシングリンクの解消【国土交通省】

- 山陰海岸ジオパークをはじめとする広域観光交流圏の拡充・強化、交流人口の拡大を図るとともに、国土のリダンダンシー確保に資する日本海国土軸の形成に向け、下表の道路整備を推進し、日本海側の高速道路網のミッシングリンクを解消すること

道路名	要望内容
山陰近畿自動車道	
浜坂道路（浜坂IC～余部IC）	H29年度供用に向けた予算確保
浜坂道路Ⅱ（居組IC～浜坂IC）	H30年度新規事業着手に向けた調査推進のための予算確保
佐津IC～城崎温泉IC～県境	北近畿豊岡自動車道との接続を含めたルート・構造を検討する調査推進のための予算確保と技術的支援 城崎温泉IC～県境については、直轄権限代行による事業化
北近畿豊岡自動車道	
日高豊岡南道路（日高IC～豊岡南IC）	H30年度供用に向けた事業促進
豊岡道路（豊岡南IC～豊岡IC）	5年程度での供用に向けた事業促進
豊岡IC～豊岡北IC	早期事業着手
豊岡北IC～城崎温泉IC	山陰近畿自動車道との接続を含めた直轄による調査着手

【参考】各区間の進捗状況

○山陰近畿自動車道（約120km、うち兵庫県内約49km）以下、西から順

※日本海側で唯一の高規格幹線道路網の空白地帯

- ・東浜居組道路（東浜IC～居組IC：3.5km、うち県内1.9km）：供用済
- ・浜坂道路Ⅱ（居組IC～浜坂IC：約7km）：調査中
- ・浜坂道路（浜坂IC～余部IC：9.8km）：工事中
- ・余部道路（余部IC～香住IC：5.3km）：供用済
- ・香住道路（香住IC～佐津IC：6.2km）：供用済
- ・佐津IC～京都府境（約20km）：調査中

○北近畿豊岡自動車道（約70km）以下、南から順

- ・春日和田山道路（春日IC～和田山IC：31.7km）：供用済
- ・和田山八鹿道路（和田山IC～八鹿氷ノ山IC：13.7km）：供用済
- ・八鹿日高道路、日高豊岡南道路（八鹿氷ノ山IC～豊岡南IC：15.8km）：工事中
- ・豊岡道路（豊岡南IC～豊岡IC：2.0km）：H28年度新規事業着手。設計、測量を実施中
- ・豊岡IC～豊岡北IC（5.1km）：都市計画決定済（H27.6.23）



(4) 高速道路の利活用促進【国土交通省】

- ・高速道路ネットワークのストック効果を最大化するため、スマートICの整備を促進すること
 - 宝塚北スマートIC（新名神高速道路）新名神高速道路と同時供用
 - 中川原スマートIC（仮称）（神戸淡路鳴門自動車道）H29年度末供用
 - 三木スマートIC（仮称）（山陽自動車道）H29年度準備段階調査

(5) 府県間にまたがる広域防災道路の早期接続【国土交通省】

- ・国道2号、同43号を補完して、府県間にまたがる広域防災道路としての機能を発揮するため、都市計画道路山手幹線（平成22年度供用済）と接続する大阪府側の「三国塚口線」の早期供用に向け、更なる事業促進を支援すること

3 公平で利用しやすい高速道路料金の実現

関西都市圏の高速道路は、複数の運営主体と料金体系が混在し、利用者にとって分かりにくく、割高な料金となっているため、公平で利用しやすい高速道路料金体系に向け、以下の措置の実施を求める。

(1) 近畿圏高速道路の新たな料金体系の具体化【国土交通省】

- ・平成29年度からの近畿圏高速道路の新たな料金体系については、シームレスで分かりやすく、利用しやすい料金となるよう、地方の意見を十分に踏まえ、着実に下記の措置を実施すること
 - 大阪湾岸道路西伸部と淀川左岸線延伸部の早期同時供用に向けた料金設定及び事業スキームの確立
 - 国及び関係府県市の出資金の償還時期の見直し（後送り）による利用者負担の軽減
 - 料金徴収期限までの追加的な料金負担部分の活用による利用者負担の軽減
 - 経路によらない料金の実現、阪神高速の短距離料金の引下げ等、近畿圏の交通特性を踏まえた政策的料金や激変緩和措置の導入

(2) 本州四国連絡道路の料金割引の格差解消【国土交通省】

- ・平成26年度から全国路線網に編入されたものの、料金割引は、未だNEXCOとの格差が解消されていないことから、段階的にでもNEXCOと同一とすること

【参考】平成26年度からの本四高速料金とNEXCO並割引料金試算額（ETC・普通車）（単位：円）

主なIC間	基本料金	休日割引		平日朝夕割引 (月10回以上利用の場合)	
		現行料金	NEXCO並(3割引) 試算額	現行料金	NEXCO並(5割引) 試算額
垂水～淡路	900	900	630	900	450
垂水～洲本	1,860	1,650	1,300	1,750	930
神戸西～鳴門	3,280	2,620	2,300	2,810	1,640

(3) 料金徴収期間の延長を含めた地方道路公社への支援【国土交通省】

- ・料金割引などの利用促進策や新たに必要となる維持更新等に対応するため、料金徴収期間を延長すること

【参考】高速道路の料金徴収期間の延長

- ・道路整備特別措置法の一部改正（平成26年6月4日公布）により、高速道路会社については、大規模更新・修繕のための料金徴収期間の延長（平成62年→平成77年）が可能となったが、地方道路公社に関する規定はない。

(4) 競合する内航航路の維持に向けた支援【総務省、国土交通省】

- ・物流の大動脈として国民の生活を下支えすることはもちろん、観光客の輸送を担う重要な公共交通機関である内航航路について、危機管理の観点からも、安定的経営に向け、国の責任による支援を行うこと

4 関西の航空需要等への的確な対応

国土の双眼構造構築のため、関西3空港の機能を強化し、首都圏空港と並ぶハブ空港群としての役割を果たせるようにするとともに、交流人口の拡大など地域の航空需要にも的確に対応する必要があることから、以下の措置の実施を求める。

(1) 関空・伊丹空港の経営統合の効果を高める施策の推進【国土交通省】

- ・伊丹空港について、オウンユースに限定されている国際チャーター便の運航制限を緩和するとともに、国内長距離便枠を更に拡大すること
- ・伊丹空港の安全・環境対策が引き続き適切に行われるよう、国と地元との確認書を踏まえ、関西エアポート株式会社及び新関西国際空港株式会社による安全・環境対策事業の適正な実施に対して国が責任を果たすこと
- ・関空・伊丹空港間のアクセス時間短縮に資する名神湾岸連絡線を早期に整備するとともに、関空・神戸を結ぶ海上アクセスの利便性向上など空港間のアクセス強化を進めること

(2) 神戸空港を含む3空港一体運用の実現と神戸空港の運用制限の緩和【国土交通省】

- ・関西全体の航空需要の拡大に資する3空港一体運用の実現に向け、神戸空港の運用制限を下記により緩和すること
 - 発着枠（1日30便）の拡大
 - 鉄道との接続など都市近接の優位性を活かした運用時間（7～22時）の延長
 - オウンユースに限定されている国際チャーター便運航制限の緩和
 - 国際ビジネスジェットに関するC I Q体制の改善

【参考】神戸空港コンセッションについて

- ・平成30年4月から、民間事業者が空港を運営予定（事業期間：平成30～71年度の42年間）、平成28年10月、事業者の公募を開始
- ・運営権対価の最低基準価格 [42年間の空港運営を前提]
 - ①事業開始前に支払う対価：4.5億円
 - ②事業期間中、毎年度支払う対価：4.1億円/年 [合計①+②×42年=176.7億円]
- ・今後、資格審査、競争的対話、書類審査等を経て、平成29年8月頃、優先交渉権者を選定予定

(3) 但馬一羽田直行便の実現【国土交通省】

- ・全国でも首都圏との時間距離が長い地域の1つである但馬と首都圏とを結び、首都圏からの誘客や成田・羽田入りする外国人観光客を取り込むために有効な但馬一羽田直行便の実現に向け、下記の措置を講じること
 - 羽田発着枠に関する政策コンテストの再実施及び同枠の拡大

【参考】羽田発着枠政策コンテストの概要

- ・増便を希望する地域とパートナーたる航空会社の今後の取組について、有識者懇談会（H25.11）による評価を実施し、優秀と考えられた3路線（羽田＝山形、鳥取、石見）に1枠ずつ配分
 - ・H26夏ダイヤからH27冬ダイヤまでの2年間の取組とされていたが、有識者懇談会（H27.12）の評価を踏まえて延長（H28年3月から山形3年、鳥取、石見2年）されている。
- 航空会社への運航の働きかけ

5 活力を支える社会基盤整備の着実な推進

国土強靱化を推進し活力を支える社会基盤整備事業について、以下の措置の実施を求める。

（1）社会基盤整備に必要な予算総額の確保【内閣府、国土交通省】

- ・住民の暮らしを守り、地域の活力を支える社会基盤の整備を着実に推進できるよう必要な予算を確保すること（下記例示）
 - 道路整備事業（北近畿豊岡自動車道、山陰近畿自動車道、東播磨道、国道175号西脇北バイパス、国道176号名塩道路、（仮）城崎大橋、篠山山南線（川代トンネル）等）
 - 街路整備事業（尼崎宝塚線、尾上小野線、姫路国道線等）
 - 連続立体交差事業（阪神電鉄鳴尾駅付近、山陽電鉄西新町駅付近）
 - 交通安全施設整備事業（国道179号、福良江井岩屋線、明石高砂線等）
 - 道路防災事業（国道373号、養父宍粟線、明石神戸宝塚線等）
 - 河川改修事業（加古川、円山川、武庫川、市川、船場川、別府川等）
 - 砂防関係事業（六甲山系等）
 - 港湾整備事業（姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港等）
 - 海岸整備事業（東播海岸、尼崎西宮芦屋港海岸、福良港海岸、洲本港海岸等）
 - 下水道整備事業（武庫川流域下水道等）
 - 市街地整備事業（英賀保駅周辺土地区画整理、JR芦屋駅南地区市街地再開発等）
 - 都市防災総合推進事業（赤穂市、宝塚市等）
 - 都市再生整備計画事業（高砂市小松原地区、加西市西高室地区等）
 - 暮らし・にぎわい再生事業（川西市）
 - 公園整備事業（国営明石海峡公園、尼崎の森中央緑地、淡路佐野運動公園）
 - 公営住宅整備事業（明石舞子南住宅、小野垂井住宅等） 等

（2）社会資本の老朽化対策の推進【総務省、国土交通省、警察庁】

- ・高度経済成長期（1960年代）に整備された大量の社会資本について、老朽化対策を着実に推進する必要があるため、以下の措置を講じること
 - 今後、急増する老朽化対策に対応できるよう土木施設（橋梁、下水道施設、排水機場等）の国庫補助事業費を確保

【参考】ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画（H26.3） 計画期間：H26～35年度

施設	実施箇所数	事業費	施設	実施箇所数	事業費	
①橋梁	324橋	304億円	⑫ダム施設	18箇所	92億円	
②舗装	1,700km	198億円	⑬防潮堤	13.5km	94億円	
③トンネル	覆工	66箇所	⑭岸壁等係留施設	21施設	81億円	
	設備	36箇所				⑮防波堤等外郭施設
④アンダーパス	10箇所	3億円	⑯砂防設備	99箇所	14億円	
⑤横断歩道橋	横断歩道橋	96箇所	⑰地すべり防止施設	34箇所	2億円	
	組立歩道	3.0km	⑱急傾斜地崩壊防止施設	96箇所	8億円	
⑥道路付属物(照明灯・標識(大型)等)	1,794箇所	9億円	⑲下水道	下水道施設	8処理場	724億円
⑦道路法面施設	384箇所	20億円		管渠	0.72km	10億円
⑧排水機場	46箇所	350億円	⑳公園施設	14公園	57億円	
⑨水門・堰	51箇所	143億円	㉑滑走路	16,600㎡	1億円	
⑩樋門・陸開	341箇所	24億円	㉒その他施設	1式	142億円	
⑪矢板護岸	13.0km	48億円	計		約2,430億円	

- 現在、地方単独費で実施している土木施設の定期点検や修繕・更新計画策定、小規模な修繕・更新等にも補助事業が適用できるよう制度の充実

【参考】地方単独事業で実施している土木施設の修繕・更新

[海岸保全施設]排水機場・水門・防潮堤等で総事業費が50百万円未満の修繕・更新

[港湾施設]岸壁・防波堤等で総事業費が2億円未満の修繕・更新

[河川管理施設]矢板護岸の修繕・更新

排水機場等の非致命的機器（ポンプ設備の主配管等）の修繕・更新等

- 老朽化対策・長寿命化対策を計画的に推進するため、庁舎等の公用施設の機能の向上を図りながら長寿命化に資するための施設改修等への財源措置の創設
- 公共施設最適化事業債及び地域活性化事業債（転用事業）の発行期限（H27～29年度）の延長
- 公共施設等の除却事業に対する地方債の元利償還や公共施設等の老朽化に関する調査・点検経費に対する交付税措置など財政措置の更なる充実
- 老朽化が進行している信号機をはじめとする交通安全施設の更新事業の充実

(3) 阪神港等の国際競争力を高めるインフラ整備の推進【国土交通省】

- ・ 釜山港等アジア諸国の港湾との国際的な競争が激化する中、国内基幹港湾への利用転換を進めるためには、国際コンテナ戦略港湾に選定された阪神港等への国の重点支援が不可欠であることから、以下の措置を実施すること
 - コンテナ船の大型化に対応するため、大水深コンテナターミナル等の基幹施設整備に対する国費の集中投資（神戸港、姫路港、尼崎西宮芦屋港）
 - 集貨機能の強化を図るため、荷役機械の整備、修繕更新に対する補助制度の拡充（神戸港、姫路港等）

(4) 姫路港の活性化【国土交通省】

- ・播磨臨海工業地帯を支える港として重要な役割を担ってきた姫路港のさらなる活性化に向け、以下の措置を講じること
 - 物流のみならず、産業基盤づくりなど幅広い視点から姫路港の利活用促進を図るため、県が実施する港湾計画改訂への技術的支援
 - 分断された埠頭用地を改善し、埠頭全体の利便性を向上させるため、広畑地区公共ふ頭の直轄による早期事業化
 - 瀬戸内海クルーズなどの内航クルーズや近年増加する外航クルーズ船の誘致に向けた姫路港のエントランスとしての魅力アップを図るため、クルーズ船の受入環境の整備や海の玄関口としての快適な利用空間創出への支援
 - 阪神港との間を運航する国際フィーダー船の燃料への石油石炭税課税免除や、船の新造時に義務づけられている納付金の免除など、国際フィーダー網強化措置の実施 [p. 62 再掲]

(5) 水道事業への財政支援の拡充等【総務省、財務省、厚生労働省】

- ・人口減少等に伴う経営状況の変化、施設の計画的更新・耐震化への対応、専門人材の確保・育成等、水道事業の経営環境は厳しさを増している。水道事業が抱える中長期の課題への取組に対して財政支援を拡充すること
- ・水道事業の広域連携等地域の実情に応じた取組ができるよう、多様な支援措置を講じること

(6) 公立病院に対する交付税措置の拡充【総務省】

- 新**・小児医療、救急医療、へき地医療、高度医療等不採算部門等に配慮し、基準内繰出金とそれに対する交付税措置に生じている乖離については、措置単価の引上げなどによる措置額の充実を図ること
- ・中山間地域に所在し、近隣に対象病院が少ないなど再編・ネットワーク化が困難な公立病院については、病院事業債の交付税措置を更に充実すること。あわせて病院の再編・ネットワーク化の要件を緩和すること

【参考】公立病院の新設・建替等に対する地方交付税措置

通常の整備…25%地方交付税措置

再編・ネットワーク化に伴う整備…40%地方交付税措置

(7) 地域鉄道等に対する支援の充実【総務省、国土交通省】

- ① 地域鉄道事業者等の運営経費への支援制度の創設
 - ・地域の移動手段として維持すべき地域鉄道の運営を支援する制度がなく、鉄道事業者の経営悪化に伴い利便性低下が懸念されることから、神戸電鉄粟生線等の地域鉄道の赤字路線の運営を支援する制度を創設すること
- ② 地域鉄道の輸送設備等の整備に対する支援の拡充
 - ・地域鉄道の安全輸送確保には、車両及びその他の鉄道施設の更新・修繕・検査を適切に実施する必要があることから、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」及び「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」の予算を十分に確保すること

- ・地域鉄道の魅力と利便性の向上に必要な取組を促進するため、駅舎改良やパーク＆ライド駐車場・駐輪場等の整備などに活用できるよう、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の対象を拡充すること

【参考】「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の概要

[概要] 安全な鉄道輸送を確保するために行う安全性の向上に資する設備更新等を支援
 [補助対象設備] 車両設備、レール、落石等防止設備、列車無線設備、橋りょう等

- ・鉄道輸送の維持を目的とする「鉄道事業再構築事業」における国庫補助率引上げに必要な財政力指数要件（財政力指数0.46未満に限る）を撤廃すること

③ 地域鉄道以外の鉄道が行う輸送設備等の整備に対する支援充実

- ・地域鉄道以外の事業者でも、経営悪化による設備の不備が懸念されるため、北神急行電鉄について、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」採択の優先度を向上させること

(8) JR鉄軌道等の整備・利用促進に対する支援の充実【総務省、国土交通省】

- ・在来線の高速化など鉄軌道等整備に対する支援制度を創設すること
 - 山陰本線（城崎温泉駅以西）、播但線（寺前駅以北）等
- ・国庫補助制度を活用できない鉄軌道等の整備に関する地方公共団体負担への起債措置、地方交付税措置の拡大など支援制度を充実すること
- ・地元等が実施する鉄軌道等整備に向けた利用促進施策に対する支援制度を創設すること

6 都市再生・地域商業活性化の推進

本県の玄関口である三宮周辺地区の再整備への積極的支援を求めるとともに、県全域に需要と雇用を創出し、地域の経済循環を活性化するため、以下の措置の実施を求める。

(1) 都市再生緊急整備地域に関する税制特例の適用期限の延長等

【内閣府、総務省、法務省、財務省、国土交通省】

- ・三宮駅周辺など、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を促進するため、税制上の支援措置の適用期限(平成29年3月31日)を延長すること

新・民間による東京圏以外の拠点都市の開発を促進するため、拠点性や都市機能更新の必要性の見地から規制を見直すこと

(具体例)

- 都市再開発法による市街地再開発事業の施行要件（区域内の耐火建築物の面積が区域内建築物の面積の1/3以下→撤廃 等）
- 区分所有法の建替要件（区分所有者の4/5以上の合意→2/3以上へ）

【参考1】都市再開発法による市街地再開発事業の施行要件

- ・市街地再開発事業の施行区域内にある耐火建築物等の面積の合計が区域内建築物の面積合計の1/3以下であることが必要。都市再生緊急整備地域内ではこれを1/2以下にする等の規制緩和を求める。

【参考2】区分所有法の建替え決議の要件

- ・区分所有法では建替え決議には、区分所有者の4/5以上の合意が必要。都市再生緊急整備地域内ではこれを2/3以上の合意にする等の規制緩和を求める。

(2) 県が実施する商店街の活性化とまちの再生事業への支援

① 小売商業・サービス業の創業・開業支援【経済産業省】

- ・商店街の新陳代謝・活性化を促進するため、アドバイザー派遣や、コミュニティ施設、アンテナショップ等の課題対応型施設への設置補助など現行の支援の枠組みに止まらず、商店街の空き店舗を活用した個店の創業・開業等への補助制度を創設すること

② 商業集積機能を喪失している商店街への支援【経済産業省、国土交通省】

- ・老朽化したアーケード等の撤去を新たな施設整備を伴わないで単独で実施する場合の補助制度がなく、商業集積機能を喪失した商店街地区の再生の支障となっているため、商店街のコンパクト化やまちなか居住の促進のため実施する老朽化したアーケード・小売市場等の撤去に対する補助制度を創設すること

③ 商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限の移譲【経済産業省】

- ・商店街の活性化施策を行う窓口を現場に近い地方に一本化し総合的な支援を行うことができるよう、地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限を都道府県に移譲すること

(3) 空き店舗や空き区画が多発している商店街・再開発ビルへの支援【経済産業省】

① 地域・まちなか商業活性化支援事業の拡充

- ・中心市街地活性化法に基づく認定中心市街地を対象とした地域・まちなか商業活性化支援事業（中心市街地再興戦略事業）では、空洞化が進展しつつある商店街や区分所有の再開発ビルの空き店舗等の利用権を定期借地や不動産信託により集約化して再生整備を行う事業の支援制度があるが、地方都市を対象とした地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）にはないため、同様に補助対象とすること

② 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の権限の移譲

- ・県施策との一元化を図ることにより、総合的な中心市街地の活性化施策の実施ができるよう、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定から補助金交付までの権限を都道府県に移譲すること

(4) 都市機能の活性化【総務省、国土交通省、経済産業省】

① 地方都市圏・多自然地域の生活機能の維持強化

- ・地方都市での拠点整備と機能集約を後押しするのではなく、市街地から離れた小規模集落でも安心して暮らし続けられるよう、基幹集落等を核としたネットワークの形成による生活機能の維持強化に対する財政支援措置を充実させること

② 都市機能の集約に当たっての留意点

- ・連携中枢都市圏や定住自立圏の形成等、都市機能や行政サービスの集約により地域の活性化を進めるにあたっては、それぞれの地域の実情に合わせて行い、効率性のみを重視した集約としないこと

③ 財政支援措置の拡充

- ・連携中枢都市圏及び定住自立圏の複数圏域に参加する場合、それぞれの制度において各市町が取り組む事務・事業に応じた財政需要が増加するため、各圏域での取組状況を踏まえた財政支援を行うこと

④ 中心市要件の緩和

- ・定住自立圏における中心市の要件として、昼夜間人口比率が「1以上」とされているが、人口集中地区や都市機能の集積状況により中心市としての機能を備えていると考えられる市においても制度が活用できるよう、連携中枢都市と同様に昼夜間人口比率の要件を「おおむね1以上」とすること

7 過疎地域等の活力再生に対する支援強化

過疎化、高齢化等の進展により、活力が失われつつある中山間地域等において、地域の自主的・主体的な取組による賑わい創出や農業振興等、地域の活力再生への幅広い取組に向けた以下の措置の実施を求める。

- (1) **過疎法等地域振興立法の指定要件等の見直し【内閣官房、総務省、農林水産省、国土交通省】**
 - ・地域創生の実効ある取組を推進するため、財政面からの支援を充実するよう、過疎地域自立促進特別措置法の地域指定要件(昭和35年を基準とした人口減少率等)に加え、直近10年間の人口減少率等を考慮した指定地域の拡大を図ること
 - ・特定農山村法、山村振興法、半島振興法及び離島振興法等の地域振興立法についても、過疎地域自立促進特別措置法と同様に、現行の指定要件に加えて近年の実態等を踏まえ、その指定地域の拡大及び過疎債並みの財政措置を図ること
- (2) **地域住民の主体的な活性化への取組に対する支援の創設【内閣官房、総務省】**
 - ・先導的なアイデアを具体的な地域活動につなげようとする地域住民の主体的な取組を支援するため、過疎地域等自立活性化推進交付金において平成26年度まで実施されていた過疎集落等自立再生対策事業と同等の自由度の高い支援措置を創設すること
- (3) **合併後に活力が低下した旧役場地域の賑わいづくりへの支援【内閣官房、総務省】**
 - ・市町合併後のフォローアップに取り組む県や市町の自主的な取組に対応するため過疎債と同様にソフト事業への合併特例債の発行を認めるとともに、市町合併により周辺地域となった地域において生じている多様な問題に対応できる交付金の創設など財政的支援を講じること
- (4) **地域おこし協力隊への支援 [p. 95 再掲]**
- (5) **遊休農地を活用した農園整備による二地域居住の推進【内閣府、農林水産省】**
 - ・遊休農地等を農園として利用する場合や、農業体験農園を設置し、新たに農業体験民宿とする場合などに、農園利用施設整備や空き家・農業体験民宿改修を支援する制度を創設すること
- (6) **地域住民による森林の保全活動の支援【農林水産省】**
 - ・森林の多面的機能を維持するためには、里山林における地域住民等による活動が不可欠であり、これを支える「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」制度を維持すること

(7) 地域に根ざした総合的な離島振興施策の一層の充実【総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

- ・ 隔絶性等の地理的特性を有するなど、離島ならではの財政需要に対処できるよう離島活性化交付金事業を含め、国土交通省所管の離島振興関係公共事業予算や各省庁所管の離島振興関係予算の所要額を確保するとともに、補助率の更なる嵩上げを行うこと
- ・ 離島航路事業者は人件費や船舶修繕費等の抑制など経営改善の努力を行っているものの、燃料代の高騰等に伴い、近年、欠損額が増加傾向にあることから、島民の命綱ともいべき航路を堅持するための離島航路補助事業の十分な予算を確保するとともに、離島航路事業者の経営改善努力に応じた国庫補助率の嵩上げなど制度拡充を行うこと

(8) 情報格差是正のための支援拡大【総務省】

- ・ 超高速ブロードバンドの基盤整備を促進するため、平成28年度新設された「情報通信基盤整備推進事業」に関する交付金について、以下の措置を講じること
 - 携帯電話等エリア整備事業等と同等の補助率の嵩上げ（現行1/3→2/3）
 - 補助率の嵩上げに伴う交付申請にも対応できる十分な予算の確保
- ・ 上記の交付金は公設の基盤整備のみが対象とされているため、民間の参入による超高速ブロードバンドの基盤整備を促進する新たな助成制度を創設すること
- ・ ICTを活用した地域の活性化や課題解決へのニーズが高まっていることから、地域の産業基盤の強化や地方移住の促進等に結びつくサテライトオフィスの設置等、地域の事情に応じたICT利活用事業に活用できる交付金を創設すること

(9) 多自然地域におけるIT関連企業の振興支援 [p. 66 再掲]

(10) 合併市町における地方交付税算定の見直し【総務省】

- ・ 合併市町に対する地方交付税措置について、これまでに支所に要する経費の加算、消防費、清掃費等の算定の見直しが行われ、28年度からは保健センター運営費等に対する経費の算定、公民館・徴税に要する経費にかかる補正の充実等が行われることとなったが、図書館の分館など住民サービスに必要な施設の維持や、施設統合に伴うコミュニティバスの運行といった新規代替施策に対する措置など、合併市町特有の財政需要に対して十分な交付税措置がなされるよう引き続き検討すること

(11) 地方創生推進交付金の予算確保と制度拡充【内閣府】

- 平成29年度以降についても、地域再生計画に基づく、道、污水处理施設、港の整備が着実に実施できるよう、地方創生推進交付金制度を堅持し、十分な予算を確保すること

【参考】地方創生推進交付金の活用を予定している地域再生計画（平成28年3月時点）

(単位:千円)

地域再生計画の名称	計画作成主体	計画期間	総交付金額		交付金の種類	施設の種類	地区等の名称	事業主体
				うち29年度要望額				
水・緑・人がともに生きるまちづくり計画	兵庫県、神河町、多可町、西脇市	H27～31	1,553,500	401,500	道	林道	千ヶ峰・三国岳線	兵庫県
					道	市町村道	水走り中川原線 ほか2地区	神河町
					道	市町村道	町道豊部35号線 ほか3地区	多可町
					道	市町村道	市原羽安線	西脇市
【計画策定予定】津波災害に強い輸送拠点づくり	兵庫県、南あわじ市	H28～32	500,000	132,000	港	港湾	福良港	兵庫県
					港	漁港	灘漁港	南あわじ市
【計画策定予定】人と緑 心ふれあう 交流のまち 朝来市(第3期)	兵庫県、朝来市	H28～32	653,000	131,000	道	林道	須留ヶ峰線 ほか1地区	兵庫県
					道	市町村道	白井山東線	朝来市
【計画策定予定】新しい交通ネットワークを中心とした南淡路地域活性化計画(第2期)	兵庫県、洲本市、南あわじ市	H28～32	1,929,500	448,500	道	広域農道	南淡路3期地区	兵庫県
					道	市町村道	宇原千草線 ほか1地区	洲本市
					道	市町村道	徳永国衙線	南あわじ市

※地区等の名称は、事業期間が29年度以降継続する地区のうち総事業費の最も大きい地区を記載した。

8 瀬戸内海の豊かで美しい里海としての再生

瀬戸内海を豊かで美しい「里海」として再生するため、改正瀬戸内海環境保全特別措置法が成立、公布されたことから、以下の措置の実施を求める。

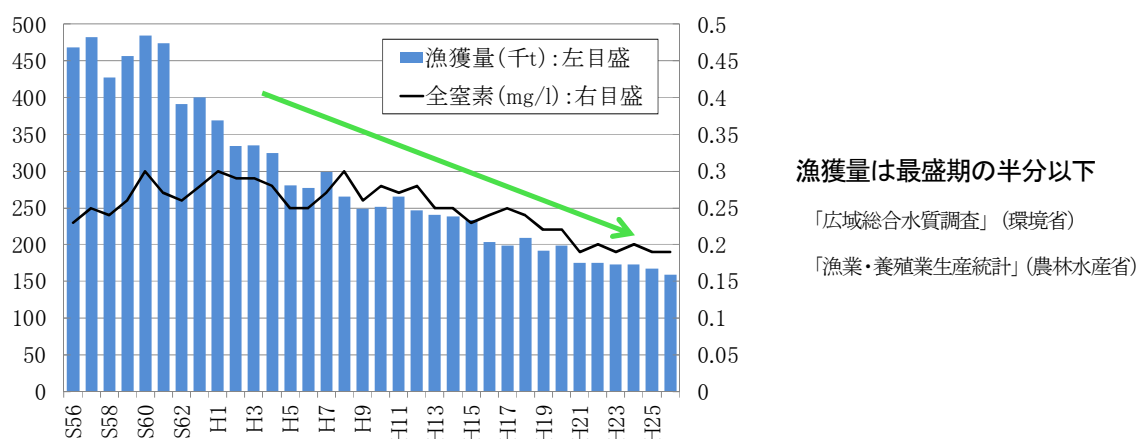
(1) 瀬戸内海における里海再生に向けた調査研究の推進【農林水産省、環境省】

- 瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するため、関係機関の連携による広域的な調査研究の実施体制を整備し、以下のような調査を推進すること。また、本県が漁場環境観測システムを整備するための水産業競争力強化緊急施設整備事業の予算措置を講じること
 - 栄養塩類の減少、偏在等の実態の解明
 - 栄養塩類の減少、偏在等が水産資源に与える影響の解明と、栄養塩類の適切な管理手法の開発
 - 藻場・干潟等沿岸域における栄養塩類の循環や底質からの栄養塩類の海中への溶出メカニズムの解明
 - 水深鉛直方向の水温・溶存酸素等の連続測定など地球温暖化等の気候変動の影響の解明

(2) 水質総量規制制度の見直し等の実施【国土交通省、環境省】

- 瀬戸内海の水質改善や漁業生産量の減少に鑑み、窒素及びりんへの削減から管理への転換等、水質総量規制制度の見直しや適切な栄養塩の供給に関する弾力的運用などを実施すること（水域の実情に応じた下水道など事業場排水の栄養塩濃度季節別管理等）

【参考】瀬戸内海の漁獲量と全窒素濃度の推移



漁獲量は最盛期の半分以下

「広域総合水質調査」(環境省)

「漁業・養殖業生産統計」(農林水産省)

【参考】水質総量規制制度の概要

- ・水質汚濁防止法に基づく排水基準のみによっては、COD(化学的酸素要求量)等の環境基準達成が困難な閉鎖性海域を対象に海域に流入する汚濁負荷を総合的に削減する制度
- ・昭和54年以降5年ごと7次にわたり実施 [対象] COD、窒素、りん(窒素、りんは5次から)

(3) 海岸漂着物等対策の推進【環境省】

- ・日本海沿岸諸国に対する廃棄物の適正処理、漂着物等の発生原因究明とその防止及び監視体制の強化に向け、国として働きかけなどを行うこと
- ・海岸漂着物処理推進法により、海岸漂着物の回収・処理費用は、26年度まで全額国が負担していたが、27年度は国8/10、地元2/10、28年度は国7/10、地元3/10と、段階的に地元負担が引き上げられている。海岸の良好な景観と環境の形成を促進するため、海岸漂着・漂流物及び海底ごみの回収・処理に対する国の全額負担による恒久的な支援措置を制度化すること

【参考】海岸漂着物等地域対策推進事業の概要

[内 容] 海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業への支援

[補助率] 地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施

※H26年度までは基金事業として措置されていたが、H27年度から補助金化し、一部地方負担化

(4) 有害動植物の駆除等対策の推進【農林水産省、環境省】

- ・生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある有害動植物のうち、瀬戸内海で増加傾向にあるミズクラゲについて、有害生物漁業被害防止総合対策事業の対象生物に指定し、駆除その他必要な措置への支援を行うこと

(5) 水産動物の種苗の放流等の推進【農林水産省】

- ・水産資源の持続的な利用の確保を図るため、老朽化して水産動物種苗の生産や放流に支障を来たすようになった施設の改修に必要な予算を確保するとともに、撤去費用まで含めた更新等に対しても支援を行うこと

(6) 藻場、干潟の再生の推進【農林水産省、国土交通省、環境省】

- ・生物多様性と生物生産性の向上や水質の改善に大きな役割を果たす藻場、干潟の再生・創出を進めるため、以下の取組を推進すること
 - 藻場、干潟等を計画的に整備すること
 - 自然海浜の保全や養浜に資するブロックの設置や土砂の投入などを行う海岸環境整備事業等の支援措置を充実すること
 - 藻場や干潟の再生創出活動への支援など、地域の多様な主体による瀬戸内海を里海として再生する活動を支援するための施策を拡大・充実すること

VI 自立の基盤

1 地方分権改革の推進

中央集権型から地方分権型の行政システムへの転換を目指し、地方への事務・権限の移譲や自主財源の充実など、地方分権改革の一層の推進に関して、以下の措置の実施を求める。

(1) 地方分権型の行政システムの確立【内閣官房、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

① 時代の変化に応じた統治機構の見直し

- ・社会が成熟し価値観が多様化するなか、画一を基本とする集権型の社会システムでは、多様化するニーズや地域の課題に対応できない。自立分権型の行政システムの構築に向け、国の役割を外交、防衛等本来実施すべきものに限定し、それ以外は税財源とともに地方に委ねる本質的な分権を進めること
- ・国の役割を明示した「国家基本法」(仮称)の制定を目指し、広く調査研究を行う調査機関を設置し、検討を行うこと

② 県と市町村の役割分担を踏まえた地方分権の推進

- ・県と市町村との権限配分については、基礎自治体優先の原則のもと、広域自治体としての県が担う事務は、広域調整や専門的・先導的分野のサービスとし、市町村が担う事務は、多様化する市民ニーズや地域課題に的確に対応する行政サービスとすることを基本に検討すること
- ・都道府県と市町村との関係に関することは「地域のことは地域で決定する」という地方分権の趣旨に則り、都道府県と市町村が相互理解のもと、十分に協議を重ね、地域の実情に応じた対応をすべきであるため、国の関与は慎重にすること

③ 関西広域連合への事務・権限の移譲等

- ・近畿圏広域地方計画の策定権限など、中央府省の事務・権限も含め、府県域を越える広域的な調整が必要となる大括りな事務・権限を関西広域連合へ移譲すること
- ・広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が国の行政機関の長の権限に属さない事務の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること

- (2) **地方分権改革に関する提案募集方式における地方意見への真摯な対応**【内閣官房、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】
- ① **「提案募集方式」の更なる充実**
 - ・過去に省庁との調整対象外とされた提案であっても、現在の状況を踏まえて見直しを行うなど、地方行政に関する提案は幅広く省庁との調整対象とすること
 - ・国から地方への事務・権限の移譲を求める大括りの提案については、具体的な支障事例にかかわらず、国と地方のあるべき役割分担を進める観点から提案募集方式の対象に加えること
 - ・検討の結果、国から地方への事務・権限の移譲が困難とされる場合には、国がその理由を明らかにすること
 - ② **提案の実現に向けたフォローアップ**
 - ・「引き続き検討を行う」とされた提案については、提案団体と関係省庁との間で、提案趣旨に沿って確実に検討を行うこと
 - ・提案団体と関係省庁との検討状況や結果は、更なる優れた提案につなげるため、当該団体以外にも速やかに地方に情報提供すること
- (3) **国と地方の協議の場の運用**【内閣官房、内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】
- ① **国と地方の協議の場の積極的活用**
 - ・高校無償化法改正など地方との十分な協議がなく成立した例があったことから、地方自治の根幹に関わる重要法案に関し、地方との事前協議を義務付けること
 - ・地方行政や地方財政、地方税制等、地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案等にあたって、閣議決定前に十分な期間をおき、地方の意見を確実に反映させた上で、適時適切に国と地方の協議の場を開催すること
 - ② **必要となる分科会の設置**
 - ・社会保障・税一体改革については分科会が設置されているが、国と地方の協議の場を実効性のあるものとするため、「地方財政対策」や「国と地方を通じた税制改正」等をテーマとする分科会を設置し、十分に活用すること
- (4) **県費負担教職員制度に関する権限移譲を行う場合の適切な財源措置**【総務省、文部科学省】
- ・県から指定都市に個人住民税所得割2%を税源移譲することで合意しているが、地方財政措置の検討にあたっては、税源移譲前後の財政中立の観点から、道府県の留保財源を確保するため、道府県の基準財政収入額から税源移譲額(指定都市にかかる個人住民税所得割の2%)の1/4相当額(留保財源相当額)を控除すること
- (5) **国立公園における一定の工作物の新築等に関する許可手続きの緩和**【環境省】
- ・国立公園の管理責任を持つ都道府県において、国立公園内での行為許可に際して、地域の実情を踏まえ、迅速な対応を行うことができるよう、工作物の高さが50m又はその地上部分の容積が30,000m³を超える新築や改築等についての許可を行う際に必要とされている環境大臣への協議を廃止すること
- 【参考】許可が必要となる工作物の例**

 - ・シカ等の鳥獣被害対策に要する防護柵等の設置
 - ・砂防・治山等土砂災害対策に要する法枠工等の設置 等
- (6) **不活動宗教法人対策の推進**【文化庁】
- ・不活動宗教法人の売買による宗教法人制度の悪用を防止するため、一定期間不活動状態が継続した場合には解散したものとみなす制度を導入するなど、不活動宗教法人の整理が促進されるよう制度改正すること

(7) 地方議会議員選挙に関する制度の見直し【総務省】

ア 選挙期日と議員等の任期の「ずれ」を解消する特例法の制定

- ・阪神・淡路大震災の発生により平成7年の選挙期日を約2か月延期したことに起因し、兵庫県及び県内3市において、現在、選挙があつてから、議員等の任期が開始されるまでに約1か月半から2か月に及ぶ「ずれ」が生じている。この「ずれ」を解消するため、議員等の任期満了日を震災前の日に戻す特例法制定を実現すること

【参考】選挙期日と議員等の任期の「ずれ」の現状（平成27年）

兵庫県議会議員：統一地方選挙4/12	→	旧議員の任期満了6/10	任期開始まで60日
神戸市議会議員：同上	→	同上	
西宮市議会議員：統一地方選挙4/26	→	旧議員の任期満了6/10	任期開始まで46日
芦屋市議会議員：同上	→	同上	
芦屋市長：同上	→	旧市長の任期満了6/10	任期開始まで46日

イ 地方議会議員選挙における選挙運動のために使用するビラ頒布の解禁

- 新**・地方議会議員候補者が有権者に対して政策等を伝える手段を今以上に増やすため、公職選挙法第142条を改正し、地方議会議員選挙においても国政選挙や首長選挙と同様に、選挙運動のために使用するビラの頒布を可能とすること

2 地方税財政の充実強化

少子・高齢化や多様化する住民サービスへの対応など地方行政を安定的に運営するため、地方税財政の充実強化等に向けた以下の措置の実施を求める。

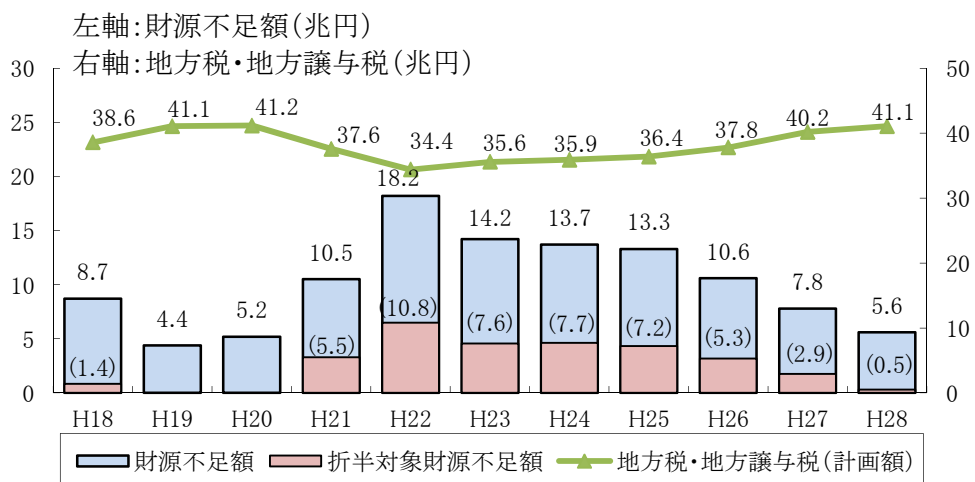
(1) 地方一般財源総額の充実・確保等【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

① 地方財政需要の地方財政計画への的確な反映

ア 地方一般財源総額の確保

- ・平成29年度地方財政収支の仮試算では、折半対象財源不足額が0.5兆円から1.8兆円に拡大する見通しであり、地方財政計画の歳出削減圧力が強まることが予想されるが、今後とも増加する社会保障関係費はもとより、地域の経済雇用対策、防災・減災対策の推進等の課題に対応する必要があることから、少なくとも骨太の方針が示す平成27年度と同水準の地方財政規模を確保すること

<地方財政収支の財源不足額の推移>



(出典：総務省)

【参考】平成28年度地方の財源不足額の内訳

区 分	金 額
財源対策債の発行	7,900億円
一般会計加算	5,536億円
地方公共団体金融機構の金利変動準備金の活用	2,000億円
臨時財政対策債（既往債[H13～]の元利償還金分等）	3兆5,133億円
小 計	5兆0,569億円
折半対象財源不足額	5,494億円
合 計	5兆6,063億円

新・財政制度等審議会では、地方の基金残高をもって地方財政に余裕があり、地方財政計画の歳出を見直すべきとの議論があるが、地方の基金の増加は、リーマンショック時の税収減等の教訓を踏まえ、今後の財政運営の年度間調整に役立てようとする努力の結果として適切に評価すべきものである。また、本県では財政調整基金等は増加しておらず、一律に判断するのは不適切である。今後とも安定的な財政運営を行っていきけるよう、地方財政計画の適切な規模を確保すること

【参考】地方税収の決算と地財計画との乖離額及び財政調整基金残高等の推移（単位：億円）

区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26-H19
地方税収の決算と地財計画との乖離額	△8,361	△15,897	△14,688	12,892	2,662	1,408	5,559	9,761	—
財政調整基金残高	42,161	44,208	44,743	52,373	55,997	61,402	67,417	71,726	+29,565
兵 庫 県	0	0	0	1	3	6	9	12	+12

＜地方単独事業費＞

・一般行政経費の地方単独分は、この10年間、伸びていない。経済雇用対策、子育て支援や高齢者対策等の社会保障単独事業費の充実、シカやイノシシ、クマ等の野生鳥獣被害対策、再生可能エネルギーの導入支援、自然環境の再生等、地域密着型の施策を推進できるよう、必要な地方単独事業費を措置すること

【参考】地方の一般行政経費（単位：兆円）

区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H19
一般行政経費	25.2	25.3	26.1	28.2	29.6	29.7	30.4	31.4	32.5	33.0	7.8
うち補助分	11.2	11.5	12.3	14.4	15.7	15.9	16.4	17.4	18.5	19.0	7.8
うち社会保障関係費	10.7	11.0	11.6	13.7	15.1	15.2	15.6	16.3	17.4	17.5	6.8
うち社会保障関係費以外	0.5	0.5	0.7	0.7	0.6	0.7	0.8	1.1	1.1	1.5	1.0
うち地方単独分	14.0	13.8	13.8	13.8	13.9	13.8	14.0	14.0	14.0	14.0	0.0
うち社会保障関係費※	6.3	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.3	6.3	6.3	6.3	0.0
うち社会保障関係費以外	7.7	7.6	7.6	7.6	7.7	7.6	7.7	7.7	7.7	7.7	0.0
【参考】投資的経費	15.2	14.8	14.1	11.9	11.3	10.9	10.7	11.0	11.0	11.2	△4.0
うち地方単独分	8.6	8.3	8.1	6.9	5.4	5.2	5.0	5.2	5.3	5.4	△3.2

※各年度の「地方単独分のうち社会保障関係費」は、H22年度を基準とした地方単独分の伸び率を、H22年度の地方単独分のうち社会保障関係費に乗じて推計

<社会保障の安定化に要する経費等の適切な積み上げ>

- 消費税率等の引上げ分は、年金、医療、介護保険、子育て環境の整備といった社会保障の充実や安定化に要する経費に充てられるものであるが、平成28年度地方財政計画では、社会保障の充実分として、少子化対策や医療・介護の地方負担分及びこれらの公経済負担増分が明示される一方で、社会保障の安定化に要する経費等が明示されておらず、従来からの社会保障経費に充てられることにより、結果として、地方交付税の振り替わりである臨時財政対策債の縮減に活用されていると考えられる。このような状況を踏まえ、地方が必要とする財政需要を地方財政計画に適切に積み上げること

【参考】平成28年度地方財政計画における一般行政経費 (単位：兆円)

区分	H27	H28	H28-H27	備考
補助	18.5	19.0	+0.5	社会保障の充実分 +0.0(国費等を含む)
国保・後期高齢者関係事業	1.5	1.5	△0.0	
単独	14.0	14.0	+0.0	伸び率がゼロであり、社会保障の安定化や、国制度に基づく分を除いた地方単独分の社会保障の充実が、明示されていない
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	+0.0	
重点課題対応分	—	0.3	+0.3	
計	35.1	35.8	+0.7	

【参考】平成28年度における社会保障の充実等について (単位：兆円)
(地方) (国)

区分	H28	構成比	区分	H28	構成比
消費税増収額 ①	2.60	—	消費税増収額 ①	5.60	—
地方消費税引上分	2.00	76.9%	歳出	5.60	—
交付税法定率分	0.60	23.1%	社会保障の充実 ②	0.68	12.1%
歳出			公経済負担増分	0.28	5.0%
社会保障の充実 ②	0.67	25.8%	基礎年金 ④	3.10	55.4%
公経済負担増分 ③	0.09	3.5%	安定化経費 ①-②-③-④	1.54	27.5%
安定化経費 ①-②-③	1.84	70.8%			
<臨時財政対策債H25→H28増減>	△2.43				

<地方の投資的経費の確保>

- 地方の投資的経費は、この十数年間で大きく削減されている。今後30年以内の発生率が70%と予測されている南海トラフ地震や近年多発する豪雨災害等の大規模災害に備えるため、地域における津波防災インフラ整備等の防災・減災対策の推進や地域創生を支えるインフラ整備等が急務となっていることから、必要な投資的経費を確保すること

【参考】地方の投資的経費 (単位：兆円)

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H19
投資的経費	15.2	14.8	14.1	11.9	11.3	10.9	10.7	11.0	11.0	11.2	△4.0
うち直轄・補助	6.6	6.5	6.0	5.0	5.9	5.7	5.7	5.8	5.7	5.8	△0.8
うち単独	8.6	8.3	8.1	6.9	5.4	5.2	5.0	5.2	5.3	5.4	△3.2

(出典：総務省)

イ 常態化している地方の財源不足への対応

- ・平成28年度の通常収支分の地方財源不足額は、前年度から縮小したとはいえ、依然5.6兆円に上っており、また、平成29年度の地方財政収支の仮試算においても巨額の財源不足が続く見通しである。このように、常態化している財源不足を解消し、臨時財政対策債に頼らない財政運営を可能にするため、地方税体系の抜本的な見直しと併せ、法定率の引上げ等による地方交付税の充実を図ること

ウ 追加財政需要への適切な措置

- ・平成27年度に続いて、平成28年度の経済対策補正においても、その地方負担分は追加財政需要により対応とされたが、給与改定はもとより、年度途中で補正予算で措置される事業については、追加財政需要によるのではなく、適切な財源措置を講じること

エ 地方消費税への減収補てん措置

- 新**・地方消費税の貨物割については、本年1月以降の急激な円高の影響を受け、平成28年度地方財政計画を踏まえた普通交付税の基準財政収入額と実税収に大幅な乖離が生じており財政運営に与える影響が大きいことから、減収補てん措置を行うこと

② 地方の自主的・主体的な取組への適切な措置

ア 地方活性化のための需要の地方財政計画への適切な反映

- ・平成20年度に地方法人特別税とともに創設された「地方再生対策費」から組み替えられた「地域経済基盤強化・雇用等対策費」等の歳出特別枠や地域の元気創造事業については、今後とも地方の重点課題に対応するために必要な需要であることから、特別枠ではなく通常の需要として、地方財政計画に反映すること

イ 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の確保

- ・地方交付税は地方固有の財源であり、どの地域においても一定の行政サービスを行うために必要な財源を保障するものであることから、国の政策誘導の財源として活用しないこと
- ・地方交付税の算定に当たっては、財源保障機能の観点から標準団体を基本とすべきであり、平成28年度算定から導入されたトップランナー方式のように地方の実情に応じた地方税の徴収努力や歳出削減努力を評価することなく、地方交付税総額を削減する方法については見直すとともに、その拡大は厳に慎むこと

ウ 地域の元気創造事業費の算定基準の見直し

- ・地域の元気創造事業費の算定において、道府県分の配分を拡充するとともに、行革努力分による加算のうち職員数削減については、法令により定数が定められている警察官及び教職員を除外すること

(2) 国・地方を通じた税制改革の実施【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

① 税財源の充実を図る税制の抜本改革の実施

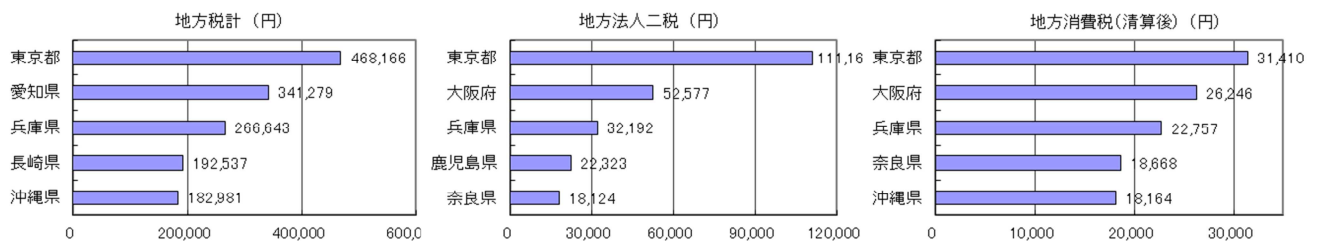
- ・社会保障と税の一体改革の一環として行われる消費税率の引上げは、社会保障財源の確保を目的とするものであり、国・地方を通ずる税財源の充実を図る税制の抜本改革とは言えない。地方は福祉や教育などの内政全般を担当するという国と地方の役割分担のもと、国・地方間の税源配分のあり方を見直すこと

- ・地方財源の調整機能を強化するため、法人税等のうち交付税原資となる税収を特別会計に直入するなどして、地方税体系を抜本的に見直し、地方交付税が地方自らの財源であることを明確にする「地方共有税」を創設すること

② 地方税の偏在是正に向けた税制改革の実施

- ・地方消費税の税率引上げ後においても、都道府県間の地方税収の格差は2倍あることから、偏在の少ない安定的な財源確保に向け、消費税と地方法人課税の税源交換等により、税制の抜本改革を進めること

【人口一人当たりの税収額の状況（平成26年度決算）】



- ・平成28年度税制改正により、地方法人特別税等が廃止される一方、法人住民税法人税割の交付税原資化の拡充が行われるが、地方税の偏在是正には未だ不十分であり、偏在性の少ない安定した地方税体系の構築のため更なる税制改革を進めること
- ・法人住民税法人税割の一部の交付税原資化に当たっては、偏在是正に活用する財源（不交付団体の減収分）相当額を確実に地方財政計画の歳出に計上すること。また、交付税の算定において、減額となる交付団体の留保財源に応じた配分を行うこと
- ・法人事業税の一部を都道府県から市町村へ交付する法人事業税交付金については、本来行うべき法人事業税の偏在是正を行わず創設されたことから、むやみに拡大しないこと。また、法人事業税交付金の算定基礎に法人事業税超過課税分を含めることは、特別な需要に対応するため課税自主権を行使するという趣旨に反することから除外すること
- ・三位一体改革における税源移譲の取扱いを踏まえて、税交付金制度による都道府県の減収分の基準財政収入額への算入率を100%に設定すること

(3) 格差拡大に対応する累進性を高めた税率構造の構築【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

- ・所得税について、これまでの大幅な累進緩和の結果として税率のフラット化が進み、経済に格差拡大の傾向が見られる中で、所得再分配機能の低下が指摘されている。平成25年度の税制改正では、格差是正に向けて一定の見直しが行われたが、所得税が有する再分配機能を更に高めるよう、累進性の高い税率構造への見直しを図ること

(4) 法人税率引下げに伴う税収減の代替財源の確保【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

- ・法人実効税率の引下げの一部を法人税の引下げで対応することにより、法人税額を課税標準とする地方税の法人住民税法人税割が減収となる恐れがあることから、代替財源の確保や地方交付税の法定率の引上げ等の恒久的な措置により、必要な地方税財源を確保すること

(5) 地方税体系の充実強化【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

① 応益性を反映する外形標準課税の拡大

- ・法人事業税は、法人がその事業活動に比例して、道路等の公共施設の利用や警察による治安、保健衛生等、様々な行政サービスを受益している点に着目して課税している。したがって、応益性を反映する外形標準課税の方式が望ましいことから、平成28年度税制改正(外形標準課税を5/8に拡大)と同様に、今後とも拡充すること
- ・外形標準課税の対象拡大に当たっては、法人事業税が法人の事業活動の経費としての性格を持つことや、優遇税制を逆手にとった減資の動きなどを踏まえ検討を行うこと

② 法人事業税における収入金課税制度の堅持

- ・電気・ガス供給業等に対する収入金額課税については、外形課税として定着し、地方税収の安定化に貢献しているため堅持すること

③ 法人事業税の分割基準の見直し

- ・工場のロボット化・IT化が進展している生産活動や、付加価値を直接生み出さない本社管理部門の従業員が東京に集中している現状を踏まえ、事業活動の実態を反映できるよう、生産設備の現在高である償却資産基準の導入や、本社管理部門の従業員数を割り落とすことなどの分割基準の見直しを検討すること

④ 法人住民税均等割の拡充

- ・法人住民税は、地域社会の費用についてその構成員である法人にも幅広く負担を求めるために課税するものである。赤字法人が多いという実情に鑑みても、それらの法人にも応分の負担を求める観点から、均等割を拡充すること

⑤ 自動車税の堅持

- ・自動車税は、自動車の運行によって生じる道路の損傷について、原因となる自動車の所有に対して一定の負担を求める道路損傷負担金としての性格を有する。今後とも、道路の整備や維持等の需要に対応できるよう適切に財源を確保する必要があり、自動車の需要喚起や自動車ユーザーの負担軽減の観点等からの自動車税率の引下げを行わないこと

⑥ 環境性能割の創設等に伴う適切な財源措置

- ・消費税及び地方消費税の税率引上げの再延期に伴う、自動車取得税のエコカー減税及び自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の延長にあたっては、地方の財政運営に支障が生じないようにすること
- ・自動車税及び軽自動車税の環境性能割の創設に併せて行う燃費基準の見直しに伴う減収は、県はもとより市町を含めた地方財政への影響が大きいことから、その全額が補てんできる確実な財源措置を行うこと。あわせて、環境性能割の創設に伴う賦課徴収システムの改修に対しては適切な財源措置を講じること
- ・自動車重量税は、その約4割が譲与税として市町村に配分されるなど重要な財源であることから、見直しに際しては代替財源を確実に確保すること

【参考】自動車重量税と自動車取得税

(単位：億円)

税目	全国			うち本県			備考	
	国	都道府県	市町村	県	市町			
自動車重量税 (国税)	6,476	3,850	—	2,626	97	—	97	収入額の約4割を国から市町村に交付
自動車取得税 (都道府県税)	1,075	—	293	782	50	14	36	約7割を県から市町村に交付
合計	7,551	3,850	293	3,408	147	14	133	

※H28地方財政計画額、当初予算等をもとに算出

⑦ 償却資産に関する固定資産税の堅持

- ・企業活動は、土地と建物(家屋)、機械・設備等(償却資産)を一体的に活用して行われる。償却資産に関する固定資産税は、このことに着目して課税されている市町村の基幹税であり、県内市町にとっても重要な財源であることから現行制度を堅持すること
- ・平成28年度税制改正で創設された中小企業等が取得する機械・設備等に関する固定資産税の課税標準を2分の1に減額する特例措置について、固定資産税の持つ応益性の観点から当該特例措置の延長や拡大は慎重に検討すること

【参考】固定資産税(償却資産)の状況

(単位：億円)

税目	全 国		うち本県		
	都道府県	市町村	県	市町	
固定資産税 (償却資産)	16,086	—	16,086	728	—

※H28年度地方財政計画等を基に算出

⑧ ゴルフ場利用税の堅持

- ・ゴルフ場所在の地方公共団体には、アクセス道路の維持管理、治水等の災害防止、ごみ処理・不法投棄、水質調査等の環境対策などゴルフ場特有の行政需要が生じることから、これを享受しているゴルフ場利用者にも一定の負担を求めている。ゴルフ場利用税の7割が市町に交付されており、特に域内に多くのゴルフ場が所在する県内市町においては、その廃止又は縮小は財政運営に重大な影響を及ぼすことから、ゴルフ場利用税を堅持すること

<兵庫県における交付額上位団体>

県内順位	市町名	ゴルフ場利用税交付金 (単位：千円)
1	三木市	581,447
2	神戸市	415,410
3	加東市	354,879
4	宝塚市	187,241
5	西宮市	139,995

<兵庫県における交付金の割合が高い団体>

県内順位	市町名	ゴルフ場利用税交付金 (単位：千円)	地方税収入に 対する割合
1	加東市	354,879	5.42%
2	三木市	581,447	5.23%
3	佐用町	42,473	1.95%
4	篠山市	98,200	1.91%
5	小野市	123,413	1.79%
県計		2,723,668	0.30%

※数値は平成27年度決算額

⑨ 地球温暖化対策のための地方財源の確保

ア 石油石炭税の税率上乘せ分における地方税財源の確保

- ・地方公共団体が環境施策の推進に大きな役割を担っていることから、石油石炭税の税率上乘せ分(地球温暖化対策のための税)については、地方の役割に応じた税財源として確保すること
- ・充当可能事業に森林吸収源対策を位置づけ、間伐等の実施、作業道の整備や林業機械等の導入による森林整備の財源として確保すること

イ 森林整備等のための新たな税制等の適切な制度設計

- ・地方自治制度における基幹的な税である住民税に、附加税のように国税を課す方式は、国と地方の関係や税源配分の観点から不適當である。仮に附加税方式で検討する場合は、所得税など国税に附加すること
- ・収入配分は、地方が主体となった施策が推進できるよう、交付金又は譲与税とすること

⑩ 地方税財源の堅持

- ・年少扶養控除の復活等の扶養控除の拡大に当たっては、地方財源に影響が出ないよう、その減収に応じた地方税財源を確保すること
- ・たばこ税の税率を引き上げる際には、国と地方のたばこ税の割合を従来どおり1：1として地方分の財源を堅持すること

⑪ ふるさと納税における適切な制度設計

ア ふるさと納税の適正な運用

- ・経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成等を推進する観点から特例控除が創設された制度本来の趣旨を踏まえ、例えば、返礼品については寄附額の一定割合を価格の上限とするなど、そのあり方について早急に検討すること

イ 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」に対する財源措置

- ・平成27年度より実施されている「ふるさと納税ワンストップ特例制度」では、所得税控除分相当額も含めて個人住民税から控除されるため、地方の減収分が拡大していることから、所得税控除分相当額については、国の責任において財源措置を図ること

ウ 「企業版ふるさと納税制度」に対する財源措置等

- ・地方法人課税は、地域社会の費用を構成員が分担する会費的性格を有することや、法人の寄附は事業所単位ではなく本社一括で行うことが多いことから、基本的には税額控除は国税で対応すべきものである。現行制度の法人事業税と法人住民税の減収相当分については、国の責任による財源補填を講じること

⑫ 地方税の充実に向けた諸制度の改善

ア 税制の公平性の確保

- ・事業税について、社会保険診療報酬の所得計算特例及び医療法人軽減税率の見直し、日本銀行の国庫納付金の課税対象化、個人事業税の対象業種限定の廃止及び対象事業の認定基準を外形基準（不動産貸付業の場合、戸建て住宅10棟以上など）から収入基準にするなど簡素で公平な仕組みへ抜本的に見直すこと
- ・不動産取得税の宅地評価土地の特例及び土地・住宅の軽減税率を見直すこと
- ・軽油引取税の一般財源化に伴う課税免除対象の更なる限定を行うこと

イ 賦課徴収事務の効率化

- ・自動車税の抹消・転出時の納税確認制度等を早期に導入すること
- ・地方税法で一律に規定する督促状発付期限は各地方公共団体がその置かれた状況に応じて適切な発付日の判断を行えるよう条例委任化すること
- ・税務手続のオンライン化等への支援及び税務署・登記所等からの電子データによる情報提供を促進すること

ウ 個人住民税の見直し

- 新**・配偶者控除等を見直しにあたっては、個人住民税が広く住民が負担を分かち合う性格や応益的性格を有することを踏まえつつ、地方公共団体の行政サービスを支える基幹的な税目としての位置づけから、見直しにより地方財政に影響を及ぼさないよう、慎重な検討を行うこと
- ・個人住民税の特別徴収の確実な実施に向け、地方税法を改正すること（給与所得者を定義する規定の明確化、特別徴収の例外規定の削除）
- ・個人県民税徴収取扱費市町村交付金の市町村の徴税費用・徴収努力を反映する算定方法へ見直しを行うこと

(6) 消費税・地方消費税の税率引上げに伴う課題への対応【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

① 消費税率の確実な引上げに向けた景気の底上げ

- ・消費税及び地方消費税の税率10%の引上げについて、平成31年10月に再延期されることとなったが、今後も増加する社会保障関係費に対応するため、税率10%への引上げは必要不可欠である。税率を確実に引上げられる環境を整えるためにも、個人消費のてこ入れや、中小企業の競争力強化、規制緩和による成長戦略の推進、観光産業や農林水産業の振興等、経済の底上げにつながる対策を継続的に実施すること

② 社会保障に関する必要な地方財源の確保

- ・消費税・地方消費税率の引上げ分(5%)のうち、地方交付税の原資分(0.34%)及び地方の社会保障財源分(地方消費税1.2%)を合わせ、約3割(1.54%)が地方の財源とされている。このため、今回の再延期に伴い、地方財政の運営に支障が生じないように、必要な財源を確保すること

③ 消費税率引上げに伴う中小事業者への配慮

- ・中小事業者が消費税等を円滑かつ適正に転嫁できるよう、転嫁拒否の行為等に対する監視や取締り、総合相談窓口の設置等の対策を引き続き実施すること

④ 軽減税率制度導入に当たっての適切な準備

- ・消費税率引上げまでの間に、軽減税率の導入に必要な代替税財源を確保すること。併せて、軽減税率の対象とされた「酒類及び外食を除く飲食料品」について、事業者や国民への十分な周知を図るとともに、インボイス制度導入に向けた対応について万全の準備を行うこと
- ・価格表示については、納税者にとって消費税額が明確となるよう、外税方式を基本とすること

⑤ 地方消費税の清算基準の見直し

- ・消費税率の引上げが社会保障費の財源確保を目的としていることや消費活動は人が行うものであることから、税率引上げ分(地方消費税率1.7%のうち0.7%)の清算基準をすべて人口とするなど、人口の比率を更に高めること
- ・現行の統計基準は、企業の販売額等をベースにした供給側の指標であり、消費の実態(消費地等)を適切に反映できていない面もあることから、「全国消費実態調査」など支出側の統計調査の活用も含め、清算に適切な統計指標について十分に検討すること

【参考】地方消費税の現行の清算基準

統計基準	小売年間販売額(商業統計)	6/8(75%)
	サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)	
人口基準(国勢調査)		1.2/8(15%)
従業者基準(経済センサス活動調査)		0.8/8(10%)

(7) 社会保障・税番号制度の効果的・効率的な整備【内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会、総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省、文部科学省】

① 円滑な運用に向けた制度の一層の周知

- ・国民が適切にマイナンバーを取り扱えるよう、制度の概要やメリット等に加え、「マイナンバーカード」の取得等に必要となる手続や注意すべき事項等についても、今後のスケジュールと併せて早急に周知・広報を強化すること
- ・若者から高齢者までの各階層、特に社会的弱者や情報弱者に対して、様々な媒体を活用して、効果的かつきめ細やかな周知・広報を行うこと
- ・民間事業者に対しても、全ての事業者において制度の理解や体制の整備が必要であることから、説明会の開催等の周知・広報を強化すること

② 制度運用に必要な情報の早期提示

- ・地方公共団体が法定事務の準備対応や利用事務に関する条例検討に必要な期間を十分に確保できるよう、主務省令を規定していない事務について、早急に規定すること
- ・情報連携において他機関に提供すべき情報の詳細や事務手順等、制度の詳細に関する情報についても、早期に提示すること

③ 社会保障・税番号制度のシステム整備に要する経費の適切な負担

- ・番号制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、連携テスト、システム整備及び国が整備するシステムの仕様変更に伴う改修に要する経費は国が負担すること
- ・特に、現行の国の補助制度は、国が設定した補助金の上限額と地方の見積額に乖離が生じる事例があるなど不十分な部分があることから、必要な補助額の確保、事務的経費等に関する補助要件の拡大、すべての関連業務システムに対する補助制度の構築等、必要な財政措置を拡充すること
- ・国が整備する情報提供ネットワークシステムの利用に必要な経費及び中間サーバーや宛名管理システムなど新たに整備したシステムの運用等に必要な経費についても、国において責任をもって財政措置を講じること

④ 社会保障・税番号制度を支える住民基本台帳ネットワークシステムの拡充

- ・社会保障・税番号制度において、マイナンバーの利用事務の処理にあたっての本人確認情報の活用が制度化されたことに伴い、地方公共団体における住民基本台帳ネットワークシステムの利用が大幅に増加していることから、増加に伴う経費について適切な支援を実施すること

⑤ 効果的・効率的な制度への拡充

ア マイナンバーカードの機能向上

- ・国民の利便性向上や行政運営の効率化等を実現するため、年金、医療保険、介護保険等の保険証機能を盛り込むなどマイナンバーカードの更なる機能向上を図ること
- ・マイナンバーカードの取得促進のため、勤務地経由等の多様な申請方式が可能とされているが、市町が各種方式に対応するために必要な経費は国が負担すること
- ・マイナンバーカードを円滑に交付するため、安定的なシステム稼働について引き続き必要な措置を講じること

イ 情報連携可能な独自利用事務の拡充等

- ・マイナンバーの地方公共団体の独自利用については、制度導入の趣旨を踏まえ、情報連携の対象となる事務を幅広く認めること。また、主務省令の規定が追加された際には、情報連携が可能な独自利用事務の拡充について速やかに検討すること

- ・日本育英会から事務移管された奨学金事業を都道府県で直接実施せず、当該事業のために地方公共団体等が設立した公益財団法人が実施する場合には、県が財源を負担していることから、マイナンバーの独自利用を可能とすること^[p.54]
- ・医療費の自己負担に対する助成制度の事務について、マイナンバーの独自利用に向けて条例を制定するなどの準備を進めている。しかしながら、国の個人情報保護委員会が示す独自利用事務に関する情報連携の内容では、資格審査が十分できないことから、拡充を検討すること

⑥ セキュリティ対策の徹底

- ・セキュリティ対策を再点検し、国民の信頼が得られる安全対策を示すこと
- ・セキュリティ対策に必要な経費について、引き続き財政措置を講じるとともに、機器のリースに要する経費についても補助対象とすること
- ・国の要請により整備する自治体情報セキュリティクラウドの維持・運用に必要な経費について、必要な財政措置を講じること

3 道州制に関する懸念への対応【内閣官房、内閣府、総務省】

- ・現在、政府与党において検討されている「道州制」については、以下の懸念があることから、検討に当たっては、都道府県、市町村の意見を十分に踏まえた慎重な対応を求める。
 - 単に統治機構を変えるだけで地方自治の進展につながるのか疑問
 - 道州制の議論は、国、都道府県、市町村という国のかたちを根本的に見直すもので、憲法に定める「地方自治の本旨」に基づく検討が必要
 - 平成の市町村合併の検証が必要
 - 広大な道州では地方自治の本旨に基づく住民自治が機能する地方公共団体になり得るか疑問
 - 国が担うべき優先課題への対応が急務であり、国の形を根底から変える道州制議論を今行う必要があるのか
 - 現体制で何が欠けているのか不明のまま、都道府県廃止を先決すべきではない